

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員給与規程

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員給与規程

目次

- 第1章 総則（第1条―第10条）
- 第2章 基本給及び年俸
 - 第1節 基本給（第11条―第18条）
 - 第2節 年俸（第19条―第30条）
- 第3章 手当
 - 第1節 扶養手当（第31条―第36条）
 - 第2節 住居手当（第37条―第43条）
 - 第3節 通勤手当（第44―第51条）
 - 第4節 単身赴任手当（第52条―第58条）
 - 第5節 地域手当（第59条）
 - 第5節の2 広域異動手当（第59条の2）
 - 第6節 役職手当（第60条）
 - 第7節 特殊勤務手当（第61条―第68条の2）
 - 第8節 附加職務手当（第69条）
 - 第9節 超過勤務手当等（第70条―第72条）
 - 第10節 宿日直等手当（第73条―第75条）
 - 第11節 役職職員特別勤務手当（第76条）
 - 第12節 業績手当（第77条―第82条）
 - 第13節 医師手当（第83条―第85条）
 - 第14節 研究員調整手当（第86条）
 - 第15節 専門看護手当（第87条）
 - 第16節 医療専門資格手当（第87条の2）
- 第4章 給与の特例等（第88条―第102条）
- 第5章 規程の実施（第103条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員就業規則（平成22年規程第3号。以下「就業規則」という。）第71条の規定に基づき国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）の常勤職員及び任期付短時間勤務職員（就業規則第1条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）（以下、常勤職員及び任期付短時間勤務職員を併せて「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給、年俸及び手当とする。

- 2 基本給は、就業規則第33条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、基本給月額とする。
- 3 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。
- 4 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、業績手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当及び医療専門資格手当とする。

(重複給与の禁止)

第3条 職員がセンターにおいて他の職と併任したときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(基本給及び月例年俸の支給)

第4条 月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸としてその額の12分の1の額（以下「月例給」という。）を支給する。

- 2 新たに職員となった者には、その日から基本給又は月例給を支給し、昇給、降給等により基本給月額又は月例給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給又は月例給を支給する。
- 3 職員が退職（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員人事規程（平成22年規程第16号。以下「職員人事規程」という。）第3条第10号に規定する退職をいう。以下同じ。）したときは、その日まで基本給又は月例給を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで基本給又は月例給を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により基本給又は月例給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給月額又は月例給額についてその期間の現日数から就業規則第40条の休日（同規則第43条に規定する祝日法による祝日及び年末年始の休日並びに同規則第44条の代休日と重なった場合は、同規則第40条の休日とみなす。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与期間)

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給)

第6条 基本給及び月例給の支給定日（以下本条において「支給定日」という。）は、毎月16日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- 一 16日が日曜日に当たるとき 17日（17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「祝日」という。）に当

たるときは、18日)

二 16日が土曜日に当たるとき 15日

三 16日が祝日に当たるとき 17日

- 2 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、役職職員特別勤務手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当及び医療専門資格手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 3 特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直等手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における基本給及び月例給の支給定日に支給する。
- 4 業績手当（年度末賞与を除く。）及び業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。
- 5 業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。
- 6 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 7 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（給与の即時払）

第7条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 本人が死亡したとき。

二 退職したとき。

2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 子

三 父母

四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

（非常時払）

第8条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があつたときは、第6条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。

二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。

- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 第70条から第72条まで、第91条、第96条及び第98条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当に限る。）の月額、医師手当の月額、専門看護手当の月額及び医療専門資格手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

第10条 第4条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第70条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第71条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第72条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額（第62条において「1時間当たり給与等」という。）を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、当該額に50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

3 一の給与期間の第70条に規定する超過勤務手当、第71条に規定する休日給及び第72条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）の勤務に係る部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数及び介護休業の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

第2章 基本給及び年俸

第1節 基本給

(基本給表)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 医療職基本給表（別表第1）
 - イ 医療職基本給表（一）
 - ロ 医療職基本給表（二）
 - ハ 医療職基本給表（三）
- 二 事務職基本給表（別表第2）

- 三 技能職基本給表（別表第3）
- 四 教育職基本給表（別表第4）
- 五 研究職基本給表（別表第5）
- 六 福祉職基本給表（別表第6）
- 七 療養介助職基本給表（別表第7）
- 八 診療情報管理職基本給表（別表第7の2）

2 前項の基本給表（以下「基本給表」という。）は、第19条に規定する副院長・部長・医長基本年俸表、副所長・部長・室長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「基本給表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本給表		適用範囲
医療職基本給表	医療職基本給表（一）	医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。ただし、副院長・部長・医長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（二）	薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表及び任期付職員基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（三）	助産師、看護師、准看護師及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表及び任期付職員基本年俸表の適用を受ける者を除く。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
技能職基本給表		技能的業務に従事する職員及び労務的業務に従事する職員に適用する。
教育職基本給表		国立看護大学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員に適用する。ただし、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
研究職基本給表		専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事する職員に適用する。ただし、医療職基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表、副所長・部長・室長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
福祉職基本給表		児童指導員、保育士、医療社会事業専門員及び総長が定めるものに適用する。
療養介助職基本給表		療養介助専門員、療養介助員及び理事長が定めるものに適用する。
診療情報管理職基本給表		診療情報管理士に適用する。

- 3 基本給表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第8に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。
- 4 基本給表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

- 第12条 新たに基本給表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。
- 2 新たに基本給表適用職員となった者の基本給月額、前項の規定により決定された職務の級又は基本給表の号俸が別表第9に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条又は第14条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第10に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。
 - 3 初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
 - 4 職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
 - 5 その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額は、理事長の定める基準に従い決定する。

（昇格）

- 第13条 基本給表適用職員を昇格（職員の職務の級を同一の基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表又は副所長・部長・室長基本年俸表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合の基本給月額は、別表第11に定める昇格対応号俸表（以下「対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。
- 2 昇格の時期は、10月1日とする。ただし、職員人事規程第13条の規定により昇任した職員については、昇任時にその者が従事する職務に応じた職務の級に昇格させることができる。
 - 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下

位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

(降格)

第14条 基本給表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表又は副所長・部長・室長基本年俸表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき
降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸
 - 二 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸
 - 三 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

(昇給)

第15条 基本給表適用職員が現に受けている基本給月額（第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）を受けるに至ったときから、1月1日から12月31日までの期間（以下「昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下、この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数	
		管理職層	中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	6号俸	
勤務成績が特に良好	IV	5号俸	
勤務成績が良好	III	3号俸	4号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸	
勤務成績が良好でない	I	昇給しない	

- 二 55歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
		管理職層・中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	4号俸
勤務成績が特に良好	IV	3号俸
勤務成績が良好	III	2号俸
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 第1項各号に掲げる表における、管理職層、中間層及び初任層に該当する職員の区分は、別表第12に定める基本給表別職員層区分表に定めるとおりとする。
- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 5 職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 6 前項までに規定する昇給は、センターの業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第16条 勤務成績が特に良好な基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合はこの限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

- 2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

（再任用職員の基本給月額）

第17条 再任用職員（就業規則第80条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の基本給月額は、第12条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用

される基本給表に定める再任用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

(任期付短時間勤務職員の基本給月額)

第18条 任期付短時間勤務職員の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に、就業規則第33条第1項ただし書により定められたその者の1週間についての勤務時間を就業規則第33条第1項本文に定める1週間についての勤務時間で除して得た数(以下「短時間勤務調整数」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第2節 年俸

(基本年俸表)

第19条 基本年俸表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 副院長・部長・医長基本年俸表(別表第13)
- 二 副所長・部長・室長基本年俸表(別表第14)
- 三 任期付職員基本年俸表(別表第15)
- 四 院長等基本年俸表(別表第16)

2 前項の基本年俸表(以下「基本年俸表」という。)は、基本給表適用職員以外のすべての職員(以下「基本年俸表適用職員」という。)に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本年俸表	適用範囲
副院長・部長・医長基本年俸表	医療業務に従事する副院長、部長、副部長、医長及び室長の職を占める職員に適用する。
副所長・部長・室長基本年俸表	専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事する副所長、部長、室長及び主任研究員の職を占める職員に適用する。
任期付職員基本年俸表	職員人事規程第8条第5項第一号又は同項第二号に規定する招へい型任期付職員に適用する。
院長等基本年俸表	院長、研究所長その他理事長が別に定める職を占める職員に適用する。

(初任給)

第20条 基本年俸表適用職員(任期付職員基本年俸表の適用を受ける職員(以下、「任期付職員基本年俸表適用職員」という。))及び院長等基本年俸表の適用を受ける職員(以下、「院長等基本年俸表適用職員」という。))を除く。)の職務の級は、その職務に応じ、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表に定めるとおりとする。

2 新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額(月例年俸額及び業

績年俸額をいう。以下同じ。)のうち、理事長の定める基準により決定した号俸とする。

- 3 任期付職員基本年俸表適用職員について、別表第15に掲げる号俸により難いときは、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める基本年俸額とすることができる。

(昇格等)

第21条 基本年俸表適用職員(任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。)を昇格させる場合の基本年俸額は、別表第18に定める基本年俸表昇格等対応号俸表(以下「基本年俸表対応号俸表」という。)のその職員の昇格前の号俸(昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。)に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

- 2 昇格の時期は、4月1日とする。ただし、職員人事規程第13条の規定により昇任した職員については、昇任時にその者が従事する職務に応じた職務の級に昇格させることができる。
- 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が基本年俸対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。
- 4 同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動の時期は、当該欄の適用を受ける日とする。
- 5 医療職基本給表(一)又は研究職基本給表の適用を受ける職員を基本年俸表適用職員(任期付職員基本年俸表適用職員を除く。)に昇任させる場合の基本年俸額は、基本年俸表対応号俸表のその職員の昇任前の号俸(昇任した日の前日に受けていた基本給表の号俸をいう。)に対応する昇任後の号俸欄の号俸とする。

(降格)

第22条 基本年俸表適用職員(任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。)を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき
降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸
 - 二 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にないとき
降格した日の前日に受けていた基本年俸額の直近下位の額の号俸
 - 三 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき
降格した級の最高の号俸
- 2 理事長は、前項の規定による職員の基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本年俸額を決定することができる。

(昇給)

第23条 基本年俸表適用職員(任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。)が現に受けている基本年俸額(第21条の規定により昇格した基本年

俸表適用職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額) を受けるに至ったときから、4月1日から翌年の3月31日までの期間(以下「基本年俸表昇給期間」という。)における当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「基本年俸表昇給区分」という。)に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	6号俸
勤務成績が特に良好	IV	5号俸
勤務成績が良好	III	3号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

二 55歳(副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	4号俸
勤務成績が特に良好	IV	3号俸
勤務成績が良好	III	2号俸
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

- 2 前項の昇給時期は、4月1日(以下この条において「昇給日」という。)とする。
- 3 前年の昇給日後に新たに基本年俸表適用職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに基本年俸表適用職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 4 職員の基本年俸額がその属する職務の級における基本年俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 5 前項までに規定する昇給は、センターの業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

(特別の場合の昇給)

第24条 勤務成績が特に良好な基本年俸表適用職員が次の各号のいずれかに該当すると

きは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はこの限りでない。

一 業務上の災害により死亡した場合

二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

(月例年俸)

第25条 基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第20条から前条までの規定により定めた号俸に応じた月例年俸額とする。

(業績年俸)

第26条 基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第20条第2項に規定する場合を除き、職員給与規程別表第13から第16及び附則別表第6のイ、ロ(以下この項において「年俸表」という。)で定める業績年俸額に、前年度の当該職員の業務の実績を考慮の上、100分の80から100分の120までの範囲内で理事長の定める基準により理事長がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額(同項に規定する場合は、同項の業績年俸額とする。)とする。

2 前項の業績年俸の額が、当該基本年俸表適用職員の基本年俸表における業績年俸額に理事長の定める割合を乗じて得た額を超える場合は、その額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。

3 第1項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長が定める額を下回る場合は、当該理事長の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とすることができる。

4 昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給(以下「昇格・昇給等」という。)により、基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格・昇給等前において業績年俸の額について基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格・昇給等後の基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。

5 第31条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

6 第59条の規定により地域手当を支給されている職員、第59条の2の規定により広域異動手当を支給されている職員、第86条の規定により研究員調整手当を支給されている職員又はこれらの手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、これらの手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

7 第1項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度のセンターの業績に応じて定める総額を超えてはならない。これを超える場合は、第1項の規定により業績年俸の額が増加した基本年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減

じることにより調整するものとする。

8 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員（就業規則第70条の規定により自己啓発等休業をした職員をいう。以下同じ）、配偶者同行休業職員（同規則第70条の2の規定により配偶者同行休業をした職員をいう。以下同じ。）及び交流派遣職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第92条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績年俸に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者（ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫等職員（独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第2条に規定する独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の職員、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第2条に規定する独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機能推進機構」という。）の職員その他の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち理事長の定める者（以下「公庫・公団等職員」という。）

ホ 地方公務員（理事長の定める者に限る。以下第32条第3項を除いて同じ。）

へ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2条第4項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職員のうち理事長が定める者（以下「行政執行法人職員」という。）

9 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額）とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

10 当該年度の当該センターの業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、当該センターの基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。

11 第9項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第8項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第101条の規定による懲戒解雇及び同規則第102条第1項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し業績年俸を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
- 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

第29条 任期付短時間勤務職員の月例年俸額は、第25条の規定にかかわらず、同条の規定による月例年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第30条 新たに任期付短時間勤務職員となつた者の業績年俸額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による業績年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 前項の適用を受けた職員の第26条第1項の規程を適用する場合においては、同項中「第20条第2項」とあるのは、「第30条第1項」と読み替えるものとする。

第3章 手当

第1節 扶養手当

(扶養手当)

第31条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 四 満60歳以上の父母及び祖父母
- 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 六 重度心身障害者

3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- 二 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(支給額)

第32条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職7級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(届出)

第33条 新たに職員となった者に扶養親族（事務職8級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（事務職8級以上職員

等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第31条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(確認及び決定)

第34条 理事長は、第33条第2項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 理事長は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第35条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第33条第1項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じ

た場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第33条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等以外の職員となった場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職7級職員等が事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外の職員となった場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級以上職員等以外のものが事務職8級以上職員等となった場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外のものが事務職7級職員等となった場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（事後の確認）

第36条 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第31条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第34条第3項の規定を準用する。

第2節 住居手当

（住居手当）

第37条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）
- 二 第52条又は第54条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの

（支給額）

第38条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）と

する。

- 一 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前条第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（届出）

第39条 新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第40条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第37条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

（家賃の算定の基準）

第41条 第39条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

- 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
- 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

（支給の始期及び終期）

第42条 住居手当の支給は、職員が新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始につい

ては、第39条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第43条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第37条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第3節 通勤手当

（通勤手当）

第44条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの（センターの所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具
 - ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。
 - イ 住居が離島にある職員

ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）別表第1に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

（支給額）

第45条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

2 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

3 前項の規定は、給与法第6条の俸給表の適用を受ける者、検察官、行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、国立病院機構若しくは地域医療機能推進機構その他理事長が定めるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者から引き続き基本給表の適用を受ける職員となった者のうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用に係る事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される

職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

4 前条第1号又は第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する事業場で理事長が定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（理事長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額

（届出）

第46条 職員は、新たに第44条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。

- 一 事業場を異にして異動した場合
- 二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

（確認及び決定）

第47条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第44条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

（支給の始期及び終期）

第48条 通勤手当の支給は、職員に新たに第44条の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第46条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 3 新たに基本給表又は基本年俸表（以下「基本給表等」という。）の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第44条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第45条の規定による支給額の改定を行うものとする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 5 第44条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。
- 6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター旅費規程（平成22年規程第27号）による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。
- 7 第45条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

（返納）

第49条 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

（事後確認）

第50条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第44条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

（支給単位期間）

第51条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

第4節 単身赴任手当

(単身赴任手当)

第52条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難(以下「通勤困難」という。)であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項及び第54条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。
- 二 配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- 三 配偶者が引き続き就業すること。
- 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
- 二 前号と同様に算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(支給額)

第53条 単身赴任手当の月額は、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額)とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- 二 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- 三 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- 四 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- 五 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- 六 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円

七	1, 300キロメートル以上1, 500キロメートル未満	52, 000円
八	1, 500キロメートル以上2, 000キロメートル未満	58, 000円
九	2, 000キロメートル以上2, 500キロメートル未満	64, 000円
十	2, 500キロメートル以上	70, 000円

(権衡職員の範囲等)

第54条 給与法適用職員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（人事交流等により基本給表等の適用を受ける職員となった者に限る。）その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

一 就業規則第78条第2項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰したことに伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

三 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情（以下「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学する場合

ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情

四 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に定める特別の事情（以下「理事長の定める特別の事情」という。）により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつて

は、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。)と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転(給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった場合の当該適用及び就業規則第78条第2項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰した場合を含む。以下この号において「異動等」という。)の直前の居住地(同一市町村内を含む。以下同じ。)に転居すること。

ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。

ハ その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

五 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情(配偶者のない職員にあつては、理事長の定める事情)により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの(当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七 第2号から前号までの規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「給与法適用職員等から人事交流等により引き続き基本給表等の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

2 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当(給与法適用職員等が受ける第52条又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当を

いう。)の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

(届出)

第55条 新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類(住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類(これらの書類の写しを含む。))を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第56条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第57条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が第52条又は第54条第1項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第55条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第58条 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者

等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第5節 地域手当

(地域手当)

第59条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第19に定める地域手当支給区分表の支給事業場（以下この条において「支給事業場」という。）に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分（以下この条において「支給区分」という。）に応じて、当該各号に掲げる割合（以下この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

- 一 1級地 100分の20
- 二 2級地 100分の16
- 三 3級地 100分の15
- 四 4級地 100分の12
- 五 5級地 100分の10
- 六 6級地 100分の6
- 七 7級地 100分の3

3 支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第19に定める地域手当支給区分表の支給区分及び支給割合とする。

4 支給割合が100分の16以上の事業場以外の事業場に在勤する医療職基本給表（一）、副院長・部長・医長基本年俸表又は院長等基本年俸表の適用を受ける職員には、第2項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

5 支給事業場に在勤する職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する事業場に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に係る支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する事業場が支給事業場に該当しないこととなる時は、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前4項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する事業

場を異にして異動した場合にその他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

6 給与法適用職員等であった者が、引き続き基本給表等の適用を受ける職員となり、支給割合が100分の18の支給事業場以外の事業場に在勤することとなった場合において、次の各号のいずれにも該当する職員で、基本給表等の適用を受けることとなった日（以下この項において「適用日」という。）前2年以内の給与法適用職員等として勤務していた期間（常時勤務を要する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において「対象期間」という。）を基本給表等の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものに、地域手当を支給する。

一 人事交流等により基本給表等の適用を受ける職員となった者であること。

二 対象期間に人事院規則9-49（地域手当）第2条に規定する地域において勤務していた者（適用日前2年間以内の期間において、かつて基本給表等の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き給与法適用職員等となったもの）にあっては、当該期間に支給事業場において勤務していた者）であること。

7 地域手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第5節の2 広域異動手当

（広域異動手当）

第59条の2 職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法（航空機を除く。）により算定した事業場間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業場の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業場との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業場への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適

当と認められない場合として理事長が定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 人事交流等職員（給与法適用職員等であった者から引き続き基本給表等の適用を受ける職員となった者（人事交流等により職員となった者に限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は準異動職員（就業規則第90条第3号、第4号又は第8号の規定による休職から復職することその他異動等に準ずるものとして理事長が定めるものがあつた職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものに対する広域異動手当の支給は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 人事交流等職員が職員となつた日以前3年以内の期間（理事長が定める場合はその期間）を職員として勤務していたものとした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、同項の規定により支給されることとなる期間及び月額の広域異動手当を支給する。

二 準異動職員の当該異動等に準ずるもの（以下この号及び次項において「準異動等」という。）があつた日の前日の勤務場所から準異動等の直後の勤務場所への準異動等を異動等とみなした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、当該準異動等があつた日から3年を経過する日までの間、同項の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当を支給する。

4 前項の規定により、広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、広域異動手当（次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日から引き続きものに限る。）が支給されることとなる間の異動等により第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものに対する広域異動手当については、第2項の規定を準用する。ただし、理事長が定める準異動職員については、別に理事長が定めるところによる。

一 人事交流等職員 職員となつた日

二 準異動職員 準異動等があつた日

5 第2項、前項又はこの項に規定する職員のうち、引き続き広域異動手当が支給されることとなる間の異動等によって第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現に支給されることとされている広域異動手当（以下この項において「現給広域異動手当」という。）の

支給割合を上回るとき又は現給広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該異動等の日以後は現給広域異動手当を支給せず、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現給広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては現給広域異動手当が支給されることとなる期間は当該広域異動手当は支給せず、当該広域異動手当の支給割合が当該期間は支給しない広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当該広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては同日以後は当該期間の終了後も当該広域異動手当を支給しない。

- 6 前5項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前5項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前5項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

第6節 役職手当

(役職手当)

第60条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。

- 2 前項の職員は、別表第20に定める役職手当適用区分表（以下「役職手当適用区分表」という。）に掲げる職名を占める職員とする。
- 3 役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。
- 4 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。
- 5 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 6 役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第7節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第61条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
 - 一 放射線取扱手当
 - 二 夜間看護等手当
 - 三 ヘリコプター搭乗救急医療手当
 - 四 防疫等作業手当
 - 五 救急医療体制等確保手当
 - 六 国際緊急援助手当
 - 七 支援団体業務手当

(放射線取扱手当)

第62条 放射線取扱手当は、職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において同規則第2条第3項に掲げられた業務に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが同規則第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1月につき7,000円とする。

3 第1項に規定する測定に係る確認ができないため、放射線取扱手当を次の給与期間に支給できないときにおいては、放射線取扱手当に係る1時間当たり給与等を算定する際に、第9条及び第10条第2項の規定にかかわらず、理事長が定める算定方法によることができる。ただし、第9条及び第10条第2項の規定により算定する場合よりも不利とすることはできない。

(夜間看護等手当)

第63条 夜間看護等手当は、深夜において行われる業務（以下、「深夜業務」という。）に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる表の時間数（就業規則第41条第2項の規定により指定された勤務（同規則第42条第1項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。）の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜に係る時間数をいう。）の区分及び職種の区分に応じ、それぞれ各表に掲げる額とする。

一 一の給与期間中の深夜業務回数が8回（7時間の区分においては4回）以内の業務に対する額

職種の区分	時間数の区分			
	7時間	4時間以上 7時間未満	2時間以上 4時間未満	2時間未満
医師又は 歯科医師	9,900円	4,800円	4,300円	2,900円
助産師、看護師 又は准看護師	8,600円	4,200円	3,500円	2,400円
その他の職種	6,600円	3,200円	2,900円	2,000円

二 一の給与期間中の深夜業務回数が8回（7時間の区分においては4回）を超えた業務に対する額

職種の区分	時間数の区分			
	7時間	4時間以上	2時間以上	2時間未満

		7時間未満	4時間未満	
医師又は 歯科医師	9,900円	4,800円	4,300円	2,900円
助産師、看護師 又は准看護師	12,600円	6,200円	5,500円	3,600円
その他の職種	9,900円	4,800円	4,400円	3,000円

3 職員（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第44条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による通勤手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のためセンターの所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の一部又全部をセンターが負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員 380円
- 二 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円
- 三 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円

（ヘリコプター搭乗救急医療手当）

第64条 ヘリコプター搭乗救急医療手当は、職員（副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、ヘリコプターに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 ヘリコプターを用いた救急医療において、機内等で行う診療等の業務
- 二 ヘリコプターを用いた患者搬送において、機内で行う診療等の業務
- 三 前二号の業務に係る訓練

2 前項の手当の額は、業務に従事した回数1回につき、次の各号に定める額とする。

- 一 副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表(一)の適用を受ける職員 5,000円
- 二 医療職基本給表の適用を受ける職員(第1号に掲げる者を除く。) 3,000円

3 次の各号に該当する場合には、前項の手当の額に、当該額に当該各号に定める支給割合を乗じた額を加算するものとする。

- 一 1回のヘリコプターへの搭乗時間が2時間を超える場合 100分の100
- 二 理事長が定める場合 理事長が定める割合

（防疫等作業手当）

第65条 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに人事院がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の患者を入院させるため

の感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員のうち医療職俸給表（一）及び副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員以外の職員が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

（救急医療体制等確保手当）

第66条 救急医療体制等確保手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次項又は第6項に規定する業務に従事した場合（第5項及び第7項において準用する場合を含む。）に支給する。

2 次の各号に掲げる病院（理事長が定めるときはその一部）において、医師又は歯科医師である職員が、各病院の診療時間外（第4項各号に掲げる時間帯をいう。）に救急外来患者に係る1時間以上の診療業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。）に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。

一 所在する地域において第3次救急医療を担当する病院

二 所在する地域において第2次救急医療を担当する病院

三 前2号に準ずるものとして理事長が定めるもの

3 前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。

一 第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合 6,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は3,000円）

二 次の診療業務に従事した場合（次号に該当するものを除く。） 12,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は6,000円）

イ 前項第1号に該当する病院において、第3次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの

ロ 前項第2号に該当する病院において、第2次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの

三 前号イ又はロの診療業務に従事した時間（次項第2号に掲げる時間帯のものに限る。）が8時間以上の場合 18,000円

4 第2項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。

一 休診日（祝日、年末年始の休日、土曜日若しくは日曜日に限る。）の午前8時30分から午後5時15分までの間又は休診日以外で理事長が定める時間帯

二 午後5時15分（診療時間の終了時刻が午後5時15分より後の場合は当該時刻）から翌日午前8時30分（診療時間の開始時刻が午前8時30分より前の場合は当該時刻）までの間

5 第75条第2項に規定する救急呼出（同条第3項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。）により、第2項に規定する診療業務に従事した場合は、前3項の規定を準用する。

6 医師が分娩業務（当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。）に従事した場合は、当該業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。

7 前項の規定は、理事長が定める要件に該当する助産師について準用する。

(特殊業務手当)

第67条 削除

2 削除

3 削除

4 削除

(国際緊急援助手当)

第68条 国際緊急援助手当は、職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号。以下「国際緊急援助隊法」という。）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 国際緊急援助隊法第2条に規定する国際緊急援助活動（次号に掲げる業務を除く。）
- 二 国際緊急援助隊法第2条第3号に掲げる活動として行う調査又は助言（災害の現場において行う業務を除く。）

三 国際緊急援助隊法第3条第3項において準用する同条第2項第2号に掲げる輸送

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額（同項第1号又は第2号の業務のうち、心身に著しい負担を与えると理事長が認める業務に従事した場合にあっては、当該各号に定める額にその100分の50（現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると理事長が認める場合にあっては、100分の100）に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額を加算した額）とする。

一 前項第1号の業務 4,000円

二 前項第2号の業務 3,000円

三 前項第3号の業務 1,400円

3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあっては同項第2号の業務に係る手当を、同項第1号の業務及び同項第3号の業務に従事した場合にあっては同項第3号の業務に係る手当を支給しない。

(支援団体業務手当)

第68条の2 支援団体業務手当は、医療法に規定されている医療事故調査において、医療事故調査等支援団体として、職員が、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

一 支援先病院における院内事故調査委員会等の委員

二 前号に掲げる業務以外の支援業務

2 前号の手当の額は、業務に従事した回数1回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

一 前項第1号の業務 20,000円

二 前項第2号の業務 10,000円

3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあっては、同項第2号の業務に係る手当を支給しない。

第8節 附加職務手当

(附加職務手当)

第69条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務（本務）以外の理事長の命令により特に附加された職務（附加職務）のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

第9節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

第70条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、第4項を除き適用しない。

2 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125
ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の150

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の160

3 正規の勤務時間を超えて勤務した時間（以下、この項において「超過勤務時間」という。）が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間に対しては、前項の規定にかかわらず勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の175）を乗じて得た額とする。ただし、就業規則第48条に規定する代替休暇を取得した場合は、60時間を超えた超過勤務時間のうち当該代替休暇に相当する超過勤務時間については、前項の規定による額とする。

4 役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、第2項第1号ただし書、第2号ただし書及び前項ただし書を適用する。

(休日給)

第71条 就業規則第34条第3項に規定する祝日法による祝日（同規則第44条の規定により代休日を指定されて、当該祝日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該祝日に代わる代休日。以下「祝日法による祝日等」という。）、同規則第34条第3項に規定する年末年始の休日（同規則第44条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずるものと

して理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、適用しない。

(夜勤手当)

第72条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第10節 宿日直等手当

(宿日直等手当の種類)

第73条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出待機手当

(宿日直手当)

第74条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 医師の宿日直勤務 20,000円
- 二 医師以外の宿日直勤務 5,900円

2 前項の勤務は、第70条から第72条までの勤務には含まれないものとする。

(救急呼出待機手当)

第75条 理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員（副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）には、その待機1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間（救急呼出により勤務した時間を含む。）が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表（一）の適用を受ける職員 5,000円
- 二 医療職基本給表の適用を受ける職員（第1号に掲げる者を除く。） 2,000円

2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間（祝日法による祝日等又は年末年始の休日等を含む。）において、救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員

が当該業務に従事することをいう。

- 3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第11節 役職職員特別勤務手当

(役職職員特別勤務手当)

第76条 役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第40条の規定に基づく休日又は祝日法による祝日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合（次号による勤務及び深夜に勤務した場合を除く。）
 - 一の二 役職手当の支給を受ける職員（副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、前条第1項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合（深夜に勤務した場合を除く。）
 - イ 宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。）を行った場合
 - ロ 前条による救急呼出により勤務した場合
 - ハ イ又はロに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合
 - 二 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合
 - 三 前号に準じる場合であると理事長が認めた場合
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号及び第1号の2の場合 前項第1号及び第1号の2の規定による勤務1回につき、次の表の区分に応じた、当該区分の支給額
 - イ 役職手当の支給を受ける職員のうち副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種	15,500円（23,250円）
	二種	14,000円（21,000円）
	三種	13,300円（19,950円）
	四種	12,500円（18,750円）

- ロ 役職手当の支給を受ける職員のうちイ以外の職員

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当	一種	12,000円（18,000円）
	二種	10,000円（15,000円）

の種別	三種	8,500円(12,750円)
	四種	7,000円(10,500円)
	五種	6,000円(9,000円)

ハ 任期付職員基本年俸表適用職員

区 分	支給額(6時間を超える勤務の場合)
7号俸以上	12,000円(18,000円)
5号俸・6号俸	10,000円(15,000円)
3号俸・4号俸	8,500円(12,750円)
2号俸以下	7,000円(10,500円)

ニ 院長等基本年俸表適用職員

区 分	支給額(6時間を超える勤務の場合)
	18,000円(27,000円)

二 前項第2号及び第3号の場合 前項の手当の支給を受ける職員の属する職務の級における最高号俸の基本給月額又は月例給額に100分の10を乗じて得た額を最高限度として理事長の承認を得て定めた額

- 3 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職職員特別勤務手当は支給しない。
- 4 第1項第2号又は第3号の規定による役職職員特別勤務手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 5 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職職員特別勤務手当を減額する場合がある。

第12節 業績手当

(業績手当)

第77条 業績手当は、センター及び職員の業績に応じて支給する。

2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第1号及び第2号の規定は、基本年俸表適用職員には適用しない。

- 一 基礎的支給部分
- 二 業績反映部分
- 三 年度末賞与

(基礎的支給部分)

第78条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日（以下この条から第81条まで及び第94条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第92条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績手当（年度末賞与を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者（ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月末満 100分の30

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。
- 4 第2項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 5 事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務が係長以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に理事長の定める職名の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の基礎的支給部分算定基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第79条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第101条の規定による懲戒解雇及び同規則第102条第1項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第80条 理事長は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められ

ているもの限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分(以下本条において「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(業績反映部分)

第81条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員(休職にされている者(第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。)、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。))がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。)に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の業績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員(次に掲げる職員を除く。)についても、同様とする。

一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において休職にされている者(第

92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。)、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績手当(年度末賞与及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。)に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者(ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。)

三 その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。)となった者(ただし、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。)

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める業績反映部分の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度のセンターの業績に応じて定める総額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員(第3号に掲げる者を除く。) 当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に、100分の100を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員(第4号に掲げる者を除く。) 当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に、100分の80を乗じて得た額の総額

三 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再任用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に、100分の47.5を乗じて得た額の総額

四 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再任用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に、100分の37.5を乗じて得た額の総額

(年度末賞与)

- 第82条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収支が特に良好な場合に、3月1日（以下この条、第94条及び第95条において「基準日」という。）に在職する職員（休職にされている者（第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。以下この条において同じ。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第6条第5項に定める支給日に支給する。
- 2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。
- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第101条の規定による懲戒解雇及び同規則第102条第1項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
- ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

第13節 医師手当

(医師手当)

- 第83条 医師及び歯科医師に医師手当を支給する。
- 2 医師手当は、定額部分と加算部分との合計額とする。
- 3 医師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

(定額部分)

第84条 定額部分は、次に掲げる職を占める職員に支給する。

- 一 医療職基本給表（一）又は副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職務
 - 二 前号以外の基本給表又は基本年俸表（任期付職員基本年俸表を除く。）の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする次に掲げる職務（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。）
 - イ 研究職基本給表又は副所長・部長・室長基本年俸表の適用を受ける職務
 - ロ イ以外の職務
- 2 定額部分は、次に掲げる支給種別に区分して支給する。支給種別の区分は、別表第22に定める医師手当（定額部分）支給種別区分表による。
- 一 一種から三種 前項第1号に該当する職
 - 二 四種 前項第2号イに該当する職
 - 三 五種 前項第2号ロに該当する職
- 3 定額部分の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、前項の区分による別表第23に定める医師手当（定額部分）月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。
- 4 前項により定額部分を支給している事業場（以下「併任元」という。）を異にする事業場（以下「併任先」という。）に併任されている職員（以下「併任職員」という。）に対しては、第2号の額が第1号の額を超える場合には、前項の定額部分の支給とは別に、併任先において、第2号の額から第1号の額を差し引いた額を併任職員が併任先に勤務した日数に応じて支給する。
- 一 併任職員の併任元において支給されている定額部分の別表第23の額
 - 二 併任職員の併任先を併任元とした場合に支給されることとなる定額部分の別表第23の額

(加算部分)

第85条 加算部分は、次に掲げる資格を有することを理事長等に届け出た職員に、職務にその資格が直接役立つと認められる場合に支給する。

- 一 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの
 - 二 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師に対する指導を行う医師である臨床研修指導医
 - 三 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医
- 2 加算部分の額は、職員の有する前項の資格の数に5,000円を乗じた額とする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。
- 3 加算部分は、職員から届出があった際に第1項の資格の状況を確認し、第1項の資

格を有する場合には、前項の額を月額として支給する

- 4 理事長は職員から第1項1号から3号に掲げる資格を有することの届出があったときは、その届出を専門医認定証等（これに準じるものを含む。以下「専門医認定証」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき加算部分の額を決定し、又は改定しなければならない。
- 5 加算部分の支給を受けている職員は、加算部分の支給対象となる資格に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
 - 一 理事長に提出した専門医認定証の記載内容に変更があった場合。
 - 二 資格を喪失した場合。
- 6 加算部分の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、加算部分を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、加算部分の支給の開始については、職員の届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 加算部分は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、加算部分の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 8 理事長は、現に加算部分の支給を受けている職員が、第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び加算部分の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第14節 研究員調整手当

（研究員調整手当）

- 第86条 科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表又は副所長・部長・室長基本年俸表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められるセンター（第59条の規定による地域手当の支給割合が100分の10以上であるものを除く。）に勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。
- 2 研究員調整手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10から第59条の規定による地域手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。

第15節 専門看護手当

(専門看護手当)

第87条 専門看護手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。

- 一 理事長が指定する専門看護師又は認定看護師（以下「専門・認定看護師」という。）として認定されている者
 - 二 専門・認定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる看護師長等である者
- 2 前項の手当の額は、専門看護師については5,000円、認定看護師については3,000円とする。
 - 3 専門看護手当は、職員となったときに第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
 - 4 専門看護手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第16節 医療専門資格手当

(医療専門資格手当)

第87条の2 医療専門資格手当は、医療職基本給表(二)の適用を受ける職員であって、次のいずれにも該当する場合に支給する。

- 一 以下のいずれかの資格を有する者であること
 - イ 一般社団法人日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師
 - ロ 日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定する放射線治療専門放射線技師
 - ハ 認定臨床微生物検査技師制度協議会が認定する認定微生物臨床検査技師
 - 二 前号の資格が直接役立つと認められる以下の業務に従事している者であること
 - イ 前号イの資格として認定されている分野の薬剤業務を行っている薬剤部長、副薬剤部長、主任薬剤師又は薬剤師である者
 - ロ 前号ロの資格として認定されている分野の診療放射線業務を行っている診療放射線技師長、副診療放射線技師長、主任診療放射線技師又は診療放射線技師である者
 - ハ 前号ハの資格として認定されている分野の臨床検査業務を行っている臨床検査技師長、副臨床検査技師長、主任臨床検査技師又は臨床検査技師である者
- 2 前項の手当の額は、3,000円とする。
 - 3 医療専門資格手当は、職員が当該事業場の職員となったときに第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
 - 4 医療専門資格手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第4章 給与の特例等

(再任用職員の給与)

第88条 第31条から第43条まで、第59条第4項から第6項まで、第83条から第86条までの規定は、再任用職員には適用しない。

(任期付短時間勤務職員の給与)

第89条 第31条から第43条まで、第52条から第58条まで、第82条及び第86条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

- 2 任期付短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
- 3 任期付短時間勤務職員の役職手当の額は、第61条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 4 任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする、
- 5 役職手当の支給を受ける任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第4項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額とする。
- 6 任期付短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第84条第3項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

(基本年俸表適用職員の給与)

第90条 第31条から第43条まで、第60条、第77条から第81条まで、第83条から第86条までの規定は、任期付職員基本年俸表適用職員には適用しない。

- 2 第31条から第43条まで、第60条から第68条まで、第73条から第75条まで、第77条から第81条まで、第83条から第86条までの規定は、院長等基本年俸表適用職員には適用しない。

(給与の減額)

第91条 職員が勤務しないときは、就業規則第40条に規定する休日、祝日法による祝日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター兼業規程（平成22年規程第05号。以下「兼業規程」という。）第7条第1項、第16条第1項、第24条第1項、第34条、第38条第1項及び第42条第1項により許可を受けて勤務時間の一部を割いたとき（兼業規程第44条第1項に掲げる場合を除く。）は、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職者の給与)

- 第92条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。
- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸に理事長が別に定める割合を乗じて得た額（以下「業績年俸定額」という。）のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が就業規則第90条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
- 5 職員が就業規則第90条に基づく次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ次に定める割合を支給する。
- 一 就業規則第90条第3号から第6号までの規定に該当して休職にされた場合
100分の70以内
ただし、就業規則第90条第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは給与を支給しない。
- 二 就業規則第90条第9号の規定に該当して休職にされた場合
100分の100以内
- 6 就業規則第90条の規定により休職にされた職員（次条に該当する職員を除く。）には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第78条第1項又は第26条第8項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、第6条第4項に定める支給日に、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額を支給する。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額の支給については、第79条及び第80条又は第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第79条中「前条第1項」及び第27条中「前条第8項」とあるのは、「第92条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 第2項、第3項及び第5項までの規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の2分の1の期間を除算した期間とする。ただし、就業規則第90条第3号及び第4号の規定による休職から復職

した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、国以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。

- 10 第2項から第5項までの規定による基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び住居手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（国際機関等への派遣職員の給与）

第93条 就業規則第90条第8号の規定により派遣された職員（以下「派遣休職職員」という。）には、理事長の定めるところにより、その従事する業務に対して報酬が支給されないとき、又は当該業務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その休職の期間中、基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。

- 2 派遣休職職員が業務に従事する機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、派遣休職職員には給与を支給しない。
- 3 派遣休職職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（育児休業者の給与）

第94条 就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。

- 2 第78条、第81条及び第82条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間（第82条にあっては、当該年度の4月1日から基準日までの期間）において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。
- 3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
 - 一 就業規則第66条の規定により育児休業をしていた期間の2分の1の期間
 - 二 停職者及び専従休職者として在職した期間
 - 三 休職にされていた期間（公庫・公団等の職員及び地方公務員として在職した期間を除く。）
- 4 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をしていた期間の100分の100に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第97条の規定により基本給月額又は月例年俸を調整することができる。

（育児短時間勤務職員の給与）

- 第95条 就業規則第67条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の基本給月額、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 基本年俸表適用職員である育児短時間勤務職員の月例給額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。
 - 3 育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
 - 4 育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第60条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 5 育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする。
 - 6 役職手当の支給を受ける育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第4項の規定にかかわらず、その勤務が深夜である場合は、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額とする。
 - 7 育児短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第84条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 8 育児短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
 - 9 育児短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
 - 10 育児短時間勤務職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（育児時間の期間における給与の取扱い）

- 第96条 就業規則第68条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 取得した育児時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(復職時調整)

第97条 就業規則第90条の規定により休職にされ、若しくは同規則第29条第1項ただし書の規定により専従許可を受けていた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、同規則第66条、第69条、第70条若しくは第70条の2の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、休業又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休 職 等 の 期 間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職（休暇）、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究・共同研究等及び機関設立援助の休職、営利企業役員等兼業休職並びに在籍出向休職の期間	3分の3以下
派遣職員の派遣の期間	
専従許可の有効期間	3分の2以下
介護休業の期間	2分の1以下
結核性疾患による休職（休暇）	2分の1以下
非結核性疾患による休職（休暇）及び行方不明者（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。）の期間	3分の1以下
刑事事件による休職の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	3分の3以下
育児休業をした期間	100分の100以下
自己啓発等休業の期間（大学等における修学（当該職員の職務に特に有用であると認められるものに限る。）及び国際貢献活動のための休業の期間）	100分の100以下
（上記以外の大学等における修学のための休業の期間）	100分の50以下
配偶者同行休業の期間	100分の50以下

- 2 派遣職員が職務に復帰した場合又は次項に定めるこれに準ずる場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長は調整することができる。
- 3 前項においてこれに準ずる場合は、次の各号のいずれかに該当して休職にされた職員又は休業をした職員が復帰した場合とする。

- 一 学校、研究所、病院その他理事長の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長の指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合（次号又は第六号に該当する場合を除く。）
 - 二 国及び行政執行法人以外の者が国若しくは行政執行法人と共同して、又は国若しくは行政執行法人の委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であつて、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は理事長が当該研究に関し指定する施設において従事する場合（第六号に該当する場合を除く。）
 - 三 法令の規定により国が必要な援助又は配慮をすることとされている公共的機関の設立に伴う臨時的必要に基づき、これらの機関のうち、理事長が指定する機関において、その職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合
 - 四 育児休業の承認を受けた場合
 - 五 自己啓発等休業の承認を受けた場合
 - 六 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関及びこれらに準ずる機関からの要請に応じ、当該機関の業務に従事させるため、職員を派遣する場合
 - 七 配偶者同行休業の承認を受けた場合
- 4 派遣職員がその派遣期間中に退職する場合において、他の職員と均衡上特に必要があると認められるときは、理事長は調整することができる。

（介護休業期間における給与の取扱い）

- 第98条 職員が就業規則第69条に規定する介護休業をした場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。
- 2 介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（専従許可における給与の取扱い）

- 第99条 職員が就業規則第29条第1項ただし書の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。
- 2 専従許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

（短期従事許可における給与の取扱い）

- 第100条 職員が就業規則第28条の規定に基づき、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(自己啓発等休業における給与の取扱い)

第101条 職員が就業規則第70条の規定に基づき、自己啓発等休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

2 自己啓発等休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(配偶者同行休業における給与の取扱い)

第101条の2 職員が就業規則第70条の2の規定に基づき、配偶者同行休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

2 配偶者同行休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(基本給の半減)

第102条 第91条の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

2 前項の基本給及び月例給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。

一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの

二 精神障害のため業務につかせることが著しく不相当と認められるもの

3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等(次の各号に掲げる場合における病気休暇(以下「生理休暇等」という。)以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。)の日(1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。)のほか、当該療養期間中の就業規則第40条に規定する休日、祝日法による祝日等、年末年始の休日等その他の勤務しない日(1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員勤務時間等規程(平成22年規程第8号)第24条第2号に規定する「病気休暇を使用した日等」を除く。)が含まれるものとする。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター安全衛生管理規程(平成22年規程第23号。以下「安全衛生管理規程」という。)第25条第2項の規定により安全衛生管理規程別表第5に規定する生活規制の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規制の面Bへの指導区分の変更を受け、同条第3項の事後措置を受けた場合

- 4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項について同じ。）につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。
- 5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。
- 6 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長の定める期間の前後の勤務しない期間は引き続いているものとする。
- 7 月又は月の中途において基本給又は月例給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき基本給又は月例給の半額が減ぜられる場合における基本給又は月例給は、当該給与期間の現日数から就業規則第40条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第5章 規程の実施

（規程の実施）

第103条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（基本給表の切替及び経過措置等）

第2条 平成22年4月1日（以下「切替日」という。）の前日に給与法を適用されていた職員が引き続きセンターの基本給表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第1の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた給与法の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

- 2 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号俸は、附則別表第2の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた給与法の号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 3 前2項の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が切替日前日の給与法の俸給月額に達しないこととなる職員（給与規程附則第2条第4項の適用を受ける職員を除く。）には、基本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第6条第1項の適用を受ける職員にあっては、その額から、その額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を基本給として支給する。

- 4 前2項の規定による基本給を支給される職員の本給与規程の適用については、これらの規定中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額と国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員給与規程（平成22年規程第13号）附則第2条第3項又は第4項の規定による基本給の合計額」とする。
- 5 第3項又は第4項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員である間、これらの項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員ではないとしたときの基本給月額をその者が受ける基本給月額とした場合におけるこれらの項の規定による基本給の額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をこれらの項の規定による基本給の額とする。
- 6 切替日の前日に医療職俸給表（一）を適用されていた職員が引き続き医療職基本年俸表（一）適用職員となった場合において、その者の受ける基本給月額と第84条第3項に規定する医師手当の合計の額が切替日の前日における給与法の俸給月額と初任給調整手当の合計額に達しないこととなる職員には、基本給月額と医師手当のほか、その差額に相当する額を基本給又は医師手当として支給する。
- 7 切替日の前日に一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号。以下「任期付研究員法」という。）第6条第2項に規定する俸給表を適用されていた職員が引き続き研究職基本給表適用職員となった場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
 - 一 切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額と同じ額の号俸が研究職基本給表にあるとき 切替日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸
 - 二 切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額と同じ額の号俸が研究職基本給表にないとき 切替日の前日に受けていた俸給月額の直近下位の号俸
- 8 前項第2号において、その者の受ける基本給月額が切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

（基本年俸表の切替及び経過措置等）

- 第3条 切替日の前日に医療職俸給表（一）及び研究職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第3の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。ただし、切替後の職務の級が別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を適用した場合の職務の級に達していない場合は、切替日の前日に昇格させた場合の職務の級に対応する附則別表第3の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。
- 2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、附則別表第4の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
 - 3 切替日の前日に任期付研究員法第6条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第7条に規定する俸給表及び指定職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日にお

ける号俸は、附則別表第4の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

- 4 切替日の前日に医療職俸給表（一）2級である医長の切替日における職務の級は、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を準用し、号俸は、附則別表第5イの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 5 切替日の前日に研究職俸給表2級である室長、4級である部長又は5級である副所長の切替日における職務の級は、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を準用し、号俸は、附則別表第5ロの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 6 切替日の前日に医療職俸給表（一）4級である医長の切替日における基本年俸額は、附則別表第6イを適用するものとし、号俸は、附則別表第4イの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 7 切替日の前日に研究職俸給表5級である室長の切替日における基本年俸額は、附則別表第6ロを適用するものとし、号俸は、附則別表第4ロの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 8 前7項により定められた切替日の月例給が、切替日前日の俸給月額以上でない場合は、理事長の承認を得て、基本年俸額を決定する。
- 9 切替日の前日に医療職俸給表（一）3級である医師又は歯科医師の切替日以後の基本給月額は、理事長の承認を得て決定する。
- 10 前項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員である間、前項の規定にかかわらず、前項の規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を基本給月額とする。
- 11 切替日の前日に医療職俸給表（一）を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合において、その者の受ける月例給と第84条第3項に規定する医師手当の合計の額が切替日の前日における給与法の俸給月額と初任給調整手当の合計額に達しないこととなる職員には、月例給と医師手当のほか、その差額に相当する額を月例給又は医師手当として支給する。
- 12 切替日の前日に指定職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員（院長等基本年俸表適用職員を除く。）となった場合においては、第1項、第2項及び第8項の規定を準用する。なお、切替日の前日における給与に達しないこととなる場合は、当該給与を支給する。

第4条 削除

（その他の経過措置）

第5条 平成23年1月1日の昇給については、第15条中「1月1日から12月31日までの間」とあるのは「平成21年10月1日から平成22年12月31日」とする。

- 2 切替日の前日において給与法に規定する俸給の特別調整額の支給を受けていた職員が、引き続き第60条に規定する役職手当の支給を受ける職員となった場合において、役職手当の額が俸給の特別調整額の額（平成21年度減額改定対象職員にあっては当該俸給の特別調整額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、当該役職手当のほか、その差額に相当する額を役職手当として支給する。
- 3 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第3条の規定に基づき、センターの職員となるものにおける第33条、第34条、第39条、第40条、第46条、第47条、第55条及び第56条の適用については、特に支給要件、支給額等に変更がない限り、平成22年4月1日において理事長の認定又は決定があったものとみなす。
- 4 職員の給与に関する事項は、この規程に定めるもののほか、この規程に規定のない事項については、当分の間、給与法の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

第6条－第7条 削除

第8条 削除

（賞与の調整）

第9条 令和2年1月1日に在職する職員であって平成31年度において業績年俸又は業績手当（以下この条において「賞与」という。）の支給を受けたものについては、平成31年度において既に支給された賞与とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を令和2年3月に支給する。

- 一 別表第13を附則別表第9イに代え計算して得た額
- 二 別表第14を附則別表第9ロに代え計算して得た額
- 三 別表第15を附則別表第9ハに代え計算して得た額
- 四 別表第16を附則別表第9ニに代え計算して得た額
- 五 12月1日を基準日として支給した業績手当業績反映部分について第81条第2項各号に定める割合にそれぞれ100分の5を加えた割合により計算して得た額
- 六 附則別表第6イを附則別表第9ホに代え計算して得た額
- 七 附則別表第6ロを附則別表第9ヘに代え計算して得た額

第10条 令和3年1月1日に在職する職員（役職手当の支給対象職員、院長等基本年俸表適用職員を除く）であって、令和2年度において業績年俸又は業績手当（以下この条において「賞与」という。）の支給を受けたものについては、令和2年度において既に支給された賞与とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を令和3年3月に支給する。ただし、理事長が別に定める職員はこの限りではない。

- 一 別表第15を附則別表第10ハに代え計算して得た額
- 二 12月1日を基準日として支給した業績手当業績反映部分について第81条第2

項各号に定める割合にそれぞれ100分の5を加えた割合により計算して得た額

第11条 令和3年12月1日を基準日として支給する業績年俸は、令和3年度において既に支給された業績年俸とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を令和3年12月10日に支給する。

- 一 別表第13を附則別表第11イに代え計算して得た額
- 二 別表第14を附則別表第11ロに代え計算して得た額
- 三 別表第15を附則別表第11ハに代え計算して得た額
- 四 別表第16を附則別表第11ニに代え計算して得た額
- 五 附則別表第6イを附則別表第11ホに代え計算して得た額
- 六 附則別表第6ロを附則別表第11ヘに代え計算して得た額

1 令和3年12月1日を基準日として支給する業績手当は、職員給与規程第81条第2項第一号の「100分の100」を「100分の105」に、同項第二号の「100分の80」を「100分の90」に、同項第三号の「100分の47.5」を「100分の52.5」に、同項第四号の「100分の37.5」を「100分の47.5」に代え計算して得た額を令和3年12月10日に支給する。

第12条 令和4年12月1日を基準日として支給する業績年俸は、令和4年度において既に支給された業績年俸とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を令和4年12月9日に支給する。

- 一 別表第13を附則別表第12イに代え計算して得た額
- 二 別表第14を附則別表第12ロに代え計算して得た額
- 三 別表第15を附則別表第12ハに代え計算して得た額
- 四 別表第16を附則別表第12ニに代え計算して得た額
- 五 附則別表第6イを附則別表第12ホに代え計算して得た額
- 六 附則別表第6ロを附則別表第12ヘに代え計算して得た額

2 令和4年12月1日を基準日として支給する業績手当は、職員給与規程第81条第2項第一号の「100分の100」を「100分の110」に、同項第二号の「100分の80」を「100分の95」に、同項第三号の「100分の47.5」を「100分の57.5」に、同項第四号の「100分の37.5」を「100分の52.5」に代え計算して得た額を令和4年12月9日に支給する。

第13条 令和4年12月1日を基準日として支給する業績年俸は、令和4年度において既に支給された業績年俸とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を令和5年3月16日に支給する。

- 一 附則別表第12イを附則別表第13イに代え計算して得た額
- 二 附則別表第12ロを附則別表第13ロに代え計算して得た額
- 三 附則別表第12ハを附則別表第13ハに代え計算して得た額

第14条 令和5年12月1日を基準日として支給する業績年俵は、令和5年度において既に支給された業績年俵とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を令和5年12月8日に支給する。

- 一 別表第13を附則別表第13イに代え計算して得た額
- 二 別表第14を附則別表第13ロに代え計算して得た額
- 三 別表第15を附則別表第13ハに代え計算して得た額
- 四 別表第16を附則別表第12二に代え計算して得た額

2 令和5年12月1日を基準日として支給する業績手当は、職員給与規程第81条第2項第一号の「100分の100」を「100分の110」に、同項第二号の「100分の80」を「100分の95」に、同項第三号の「100分の47.5」を「100分の57.5」に、同項第四号の「100分の37.5」を「100分の52.5」に代え計算して得た額を令和5年12月8日に支給する。

附 則（平成22年規程第74号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年1月1日、第3条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

第2条―第6条 削除

（平成23年4月1日における号俵の調整）

- 第7条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号俵を受ける職員、任期付基本年俵表適用職員及び院長等基本年俵表適用職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に平成17年改正法附則第13条の適用を受け昇給した職員その他これに準ずる職員その他当該職員との権衡上必要があるものとして認められるものとして理事長が定める職員の平成23年4月1日における号俵は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俵の1号俵上位の号俵とする。
- 2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俵に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。
 - 3 任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、第1項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俵に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

第8条―第9条 削除

（その他必要な事項）

第10条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定め

る。

附 則（平成24年規程第3号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となった者に関する特例措置）

第2条 平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて新たに基本給表適用職員となった者については、改正後の国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員給与規程別表第9に定める初任給基準表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年規程第9号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年5月1日から施行する。ただし、附則第4条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

（平成24年6月に支給する業績年俸に関する特例措置）

第2条—第3条 削除

（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

第4条 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員（以下この条において「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の平成17年改正法附則第13条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（同日において30歳に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において平成17年改正法附則第11条の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員であるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることと

なる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 3 平成26年4月1日において平成17年改正法附則第11条の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員であるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 4 育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 任期付短時間勤務職員に対する第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

（その他必要な事項）

第5条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成24年規程第13号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年9月1日から施行する。

第2条—第4条 削除

（その他必要な事項）

第5条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成25年規程第2号）

（施行期日）

この規程は、平成25年2月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成26年規程第11号）

（施行期日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 26 年規程第 23 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 12 月 24 日から施行する。

第 2 条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定及び附則第 6 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の職員給与規程第 81 条第 2 項の規定及び次の各号に掲げる基本年俸表における業績年俸額並びに附則第 4 条及び第 5 条の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

一 別表第 13 副院長・部長・医長基本年俸表

二 別表第 14 副所長・部長・室長基本年俸表

三 別表第 15 任期付職員基本年俸表

四 別表第 16 院長等基本年俸表

五 附則別表第 6 基本年俸表の特例 イ切替日の前日に医療職俸給表（一）の 4 級である医長の副院長・部長・医長基本年俸表

六 附則別表第 6 基本年俸表の特例 ロ切替日の前日に研究職俸給表の 5 級である室長の副所長・部長・室長基本年俸表

（平成 27 年 1 月 1 日及び平成 27 年 4 月 1 日の昇給）

第 3 条 平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの昇給における号俸数は、改正後の職員給与規程第 15 条第 1 項及び第 23 条第 1 項に定める昇給できる号俸数に相当する数から 1 を減じて得た数に相当する号俸数とする。この場合において、昇給区分を I（55 歳（医療職基本給表（一）、技能職基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員にあっては、57 歳）を超える職員にあっては、II 又は I）に決定された職員は、昇給しない。

第 4 条—第 6 条 削除

（その他の事項）

第 7 条 前条までに定めるもののほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 27 年規程第 2 号及び第 4 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第3条－第5条 削除

（切替日に新たに基本年俸の適用となる職員の昇給の特例）

第6条 切替日に新たに基本年俸表の適用となる職員に係る平成27年4月1日における昇給については、職員給与規程第23条第1項の規定にかかわらず行わない。

第7条－第11条 削除

附 則（平成28年規程第6号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年3月7日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定及び附則第3条から第5条の規定は、平成28年1月1日以降に在職する職員（職員給与規程第1条の規定により職員給与規程の適用となる職員をいう。）に対して平成27年4月1日から適用する。

（平成27年6月及び12月に支給する業績年俸の特例）

第3条 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年3月31日規程第4号）附則第3条第2項の適用を受けない職員の平成27年6月及び12月の業績年俸の支給額は、第2項から第4項までの規定を適用して得た額とする。

2 平成27年6月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第26条の規定による。

3 平成27年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第26条第1項から第6項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第26条第9項に規定する「第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額

4 改正後の職員給与規程第26条の適用においては、この規程による職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表の改正を平成27年12月1日に同条第4項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

(平成27年6月及び12月に支給する業績手当の特例)

第4条 基本給表適用職員のうち、改正後の職員給与規程別表第20の一種及び二種に該当する職員の業績手当の支給額は、改正前の職員給与規程第81条の規定を適用する。

(給与の内払)

第5条 改正後の職員給与規程を適用する場合には、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第6条 前条までに定めるもののほか、改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第31条第1項	ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける	(削除)
---------	---	------

	職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	
第32条第1項	扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職7級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円	前条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）
第33条第1項	扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）
第33条第1項第1号	（事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	（削除）

<p>第33条第1項 第2号</p>	<p>二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第31条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）</p>	<p>二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第31条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</p>
<p>第35条第1項</p>	<p>（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。） 、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日 同項の規定による届出に係るものがない場合 死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、</p>	<p>（削除） （削除） 第33条第1項の規定による届出に係るものがない場合 死亡した日</p>
<p>第35条第2項</p>	<p>次の各号のいずれか においては、その</p>	<p>第1号、第2号若しくは第7号 又は扶養手当を受けている職員</p>

		について第33条第2項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日	これらの日
	第1号又は第3号	第1号
	の改定	の改定（扶養親族たる子で同項の規定による同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第35条第2項第2号	(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
第35条第2項第3号	三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第33条第1項	(削除)

	の規定による届出に係るものがある事務職 8 級以上職員等が事務職 8 級以上職員等以外の職員となった場合	
第 3 5 条第 2 項第 4 号	四 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある事務職 7 級職員等が事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 5 号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 8 級以上職員等となった場合	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 6 号	六 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 7 級職員等となった場合	(削除)

第 3 条 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第 3 1 条第 1 項	ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職 8 級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	(削除)
第 3 2 条第 1 項	扶養親族たる配偶者、父母等	前条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当

		する扶養親族
	事務職基本給表の適用を受ける職員 でその職務の級が7級であるもの及 び同表以外の基本給表及び基本年俸 表の適用を受ける職員でその職務の 級がこれに相当するものとして理事 長が定める職員（以下「事務職7級 職員等」という。）にあつては、3、 500円)、前条第2項第2号	前条第2項第2号
第33条第1項	扶養親族（事務職8級以上職員等に あつては、扶養親族たる子に限る。） がある場合、事務職8級以上職員等 から事務職8級以上職員等以外の職 員となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等	扶養親族
第33条第1項 第1号	（事務職8級以上職員等に扶養親族 たる配偶者、父母等たる要件を具備 するに至った者がある場合を除く。）	（削除）
第33条第1項 第2号	及び事務職8級以上職員等に扶養親 族たる配偶者、父母等たる要件を欠 くに至った者がある場合	（削除）
第35条第1項	（事務職8級以上職員等にあつては、 扶養親族たる子に限る。）	（削除）
	、事務職8級以上職員等から事務職 8級以上職員等以外の職員となった 職員に扶養親族たる配偶者、父母等 がある場合においてその職員に扶養 親族たる子で第33条第1項の規定 による届出に係るものがないときは その職員が事務職8級以上職員等以 外の職員となった日	（削除）
	同項の規定による届出に係るものが ない場合	第33条第1項の規定による届 出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職8級以上職員等 以外の職員から事務職8級以上職員 等となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等で同項の規定による届出 に係るものがある場合においてその 職員に扶養親族たる子で同項の規定	死亡した日

	による届出に係るものがないときはその職員が事務職 8 級以上職員等となった日、	
第 3 5 条第 2 項	次の各号のいずれか	第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号
	第 1 号又は第 3 号	第 1 号
第 3 5 条第 2 項第 2 号	(事務職 8 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 3 号	三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある事務職 8 級以上職員等が事務職 8 級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 4 号	四 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある事務職 7 級職員等が事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 5 号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 8 級以上職員等となった場合	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 6 号	六 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 7 級職員等となった場合	(削除)

第 4 条 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第 3 1 条第 1 項	ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける	(削除)
--------------	---	------

	職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	
第32条第1項	扶養親族たる配偶者、父母等	前条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）
	7級	7級以上
	事務職7級職員等	事務職7級以上職員等
第33条第1項	扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第33条第1項第1号	（事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	（削除）
第33条第1項第2号	及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合	（削除）
第35条第1項	（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	（削除）
	、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日	（削除）
	同項の規定による届出に係るものがない場合	第33条第1項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員	死亡した日

	等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職 8 級以上職員等となった日、	
第 3 5 条第 2 項	次の各号のいずれか	第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号
	第 1 号又は第 3 号	第 1 号
第 3 5 条第 2 項第 2 号	事務職 8 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 3 号	三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある事務職 8 級以上職員等が事務職 8 級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 4 号	事務職 7 級職員等が事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以上職員等	事務職 7 級以上職員等が事務職 7 級以上職員等
第 3 5 条第 2 項第 5 号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 8 級以上職員等となった場合	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 6 号	事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 7 級職員等	事務職 7 級以上職員等以外のものが事務職 7 級以上職員等

附 則 (平成 3 0 年規程第 6 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(特殊業務手当の廃止に伴う経過措置)

第 2 条 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日までの間、附則別表第 7 に定める特殊業務手当支給区分表 (以下「特殊業務手当支給区分表」という。) の種別欄に掲げる職員に対し特殊業務手当を支給する。

- 2 前項の手当の額は、1月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。
- 3 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。
- 4 特殊業務手当の支給は、職員給与規程第4条の規定を準用する。
- 5 任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の特殊業務手当の額は第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 6 前5項の規定に基づく特殊業務手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第2条第4項	手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、業績手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当及び医療専門資格手当とする。	手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、業績手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当、医療専門資格手当及び特殊業務手当とする。
第6条第2項	扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、役職職員特別勤務手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当及び医療専門資格手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。	扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、役職職員特別勤務手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当、医療専門資格手当及び特殊業務手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
第9条	第70条から第72条まで、第91条、第96条及び第98条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当に限る。）の月額、医	第70条から第72条まで、第91条、第96条及び第98条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当に限る。）の月額、医

	<p>師手当の月額、専門看護手当の月額及び医療専門資格手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。</p>	<p>師手当の月額、専門看護手当の月額、医療専門資格手当の月額及び特殊業務手当の合計額に1.2を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。</p>
--	---	--

(平成30年4月1日における号俸の調整)

- 第3条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）のうち、平成27年1月1日及び平成27年4月1日に国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの給与規程の一部を改正する規程（平成26年規程第23号）附則第3条の適用を受け、昇給できる号俸から1を減じられた昇給であった職員その他これに準ずる職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、第1項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成31年規程第7号）

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成31年3月14日から施行する。
- 2 第1条の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 第2条の規定は、平成31年3月1日から適用する。
- 4 第3条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年規程第31号）

(施行期日)

この規程は、令和2年3月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年規程第35号）

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第2号）

（施行期日）

この規程は、令和3年3月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年規程第7号）

（施行期日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第24号）

（施行期日）

この規程は、令和3年12月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年規程第13号）

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第23号）

（施行期日）

この規程は、令和5年3月6日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

附 則（令和5年規程第56号）

（施行期日）

この規程は、令和5年12月8日から施行する。ただし、第1条の規程は令和5年12月1日から、第2条の規程は、令和6年1月1日からそれぞれ適用する。

別表第1 医療職基本給表（第11条第1項第1号関係）

イ 医療職基本給表（一）

号俸	基本給月額				
	円				
1	265,400	57	456,000	113	522,400
2	269,800	58	457,900	114	522,800
3	274,400	59	460,000	115	523,200
4	279,200	60	462,100	116	523,700
5	283,500	61	463,900	117	524,100
6	287,800	62	466,200	118	524,500
7	292,000	63	468,100	119	524,900
8	296,200	64	470,100	120	525,300
9	300,900	65	472,200	121	525,700
10	304,900	66	474,400	122	526,100
11	309,000	67	476,500	123	526,600
12	313,100	68	478,600	124	527,000
13	317,200	69	480,600	125	527,400
14	321,400	70	482,700	126	527,800
15	325,800	71	484,700	127	528,300
16	330,000	72	486,900	128	528,700
17	334,400	73	488,700	129	529,100
18	338,700	74	490,200	130	529,500
19	343,000	75	491,600	131	530,000
20	347,700	76	493,000	132	530,400
21	351,600	77	494,500	133	530,800
22	355,900	78	495,800	134	531,000
23	360,000	79	497,000	135	531,200
24	363,900	80	498,300	136	531,400
25	368,500	81	499,100	137	531,600
26	371,900	82	500,200	138	531,800
27	375,000	83	501,100	139	532,000
28	378,300	84	502,000	140	532,200
29	381,700	85	502,900	141	532,400
30	385,200	86	503,800	142	532,600
31	388,900	87	504,600	143	532,800
32	392,900	88	505,300	144	533,000
33	396,200	89	505,800	145	533,200
34	400,100	90	506,800	146	533,400
35	403,500	91	507,500	147	533,600
36	407,100	92	508,400	148	533,800
37	410,000	93	509,100	149	534,000
38	413,000	94	509,900	150	534,200
39	415,700	95	510,700	151	534,400
40	418,400	96	511,600	152	534,600
41	421,000	97	512,300	153	534,800
42	423,400	98	513,200	154	535,000
43	426,100	99	514,000	155	535,200
44	428,200	100	514,800	156	535,400
45	430,400	101	515,600	157	535,600
46	432,700	102	516,400	158	535,800
47	435,000	103	517,100	159	536,000
48	437,600	104	517,800	160	536,200
49	439,900	105	518,600		
50	442,300	106	519,300		
51	444,400	107	519,500		
52	446,500	108	520,000		
53	448,300	109	520,600		
54	450,600	110	521,100		
55	452,100	111	521,600		
56	453,900	112	521,900		

ロ 医療職基本給表 (二)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	167,200	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
2	168,600	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
3	170,000	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
4	171,400	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
5	172,700	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
6	174,500	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
7	176,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
8	177,800	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
9	179,400	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
10	181,100	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
11	182,700	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
12	184,600	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
13	186,000	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
14	187,800	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
15	189,800	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
16	191,600	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
17	193,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
18	195,600	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
19	198,000	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
20	200,300	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	202,700	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	204,300	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	205,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	207,200	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	208,700	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	209,900	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
27	211,100	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	212,300	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	213,700	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	215,200	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	216,700	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
32	218,200	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	219,600	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	221,100	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	222,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	224,100	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	225,400	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	226,700	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
39	228,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
40	229,400	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
41	230,500	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
42	231,600	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
43	232,700	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
44	233,800	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
45	235,000	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
46	236,200	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
47	237,400	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
48	238,500	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
49	239,500	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
50	240,800	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
51	242,200	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
52	243,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
53	244,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
54	245,700	301,300	329,300	370,900	404,000	445,250	
55	246,600	302,700	330,300	371,800	404,300	445,400	
56	247,800	304,000	331,200	372,600	404,600	445,550	

57	249,000	305,000	331,700	373,100	404,900	445,700	
58	250,100	306,200	332,600	373,900	405,200	445,850	
59	251,000	307,400	333,400	374,700	405,500	446,000	
60	252,100	308,800	334,300	375,500	405,900	446,150	
61	253,000	310,100	335,000	375,900	406,100	446,300	
62	253,800	311,300	335,300	376,600	406,400		
63	254,600	312,500	335,800	377,300	406,700		
64	255,400	313,700	336,400	377,900	407,000		
65	256,200	315,000	337,000	378,300	407,200		
66	257,400	315,800	337,700	378,900	407,300		
67	258,600	316,500	338,400	379,600	407,400		
68	259,700	317,200	339,000	380,200	407,500		
69	261,000	317,800	339,700	380,600	407,600		
70	262,300	318,500	340,200	381,100	407,700		
71	263,400	319,200	340,800	381,600	407,800		
72	264,400	319,800	341,400	382,100	407,900		
73	265,300	320,400	341,700	382,700	408,000		
74	265,700	320,600	342,300	383,200	408,100		
75	265,900	321,100	342,800	383,800	408,200		
76	266,100	321,600	343,300	384,400	408,300		
77	266,400	322,200	343,800	384,900	408,400		
78	266,800	322,700	344,300	385,400	408,500		
79	267,100	323,200	344,800	385,900	408,600		
80	267,100	323,600	345,200	386,400	408,700		
81	267,500	324,200	345,500	386,700			
82	267,700	324,700	345,800	387,200			
83	267,900	325,100	346,200	387,600			
84	268,200	325,600	346,500	388,000			
85	268,400	326,100	347,000	388,400			
86	268,500	326,500	347,300	388,600			
87	268,800	326,700	347,600	388,800			
88	269,000	327,000	347,900	389,000			
89	269,300	327,400	348,300	389,200			
90	269,600	327,800	348,600	389,400			
91	270,000	328,200	349,000	389,600			
92	270,300	328,600	349,300	389,800			
93	270,400	328,900	349,700	390,000			
94	270,600	329,100	350,000	390,200			
95	270,900	329,500	350,300	390,400			
96	271,300	329,800	350,600	390,600			
97	271,600	330,000	350,900	390,800			
98	272,000	330,300	351,300	391,000			
99	272,300	330,600	351,700	391,200			
100	272,600	330,900	352,100	391,400			
101	272,700	331,100	352,600				
102	273,100	331,400	353,000				
103	273,400	331,800	353,400				
104	273,500	332,000	353,800				
105	273,800	332,200	354,300				
106	274,100	332,400	354,550				
107	274,400	332,800	354,800				
108	274,700	333,000	355,050				
109	275,000	333,200	355,300				
110	275,300	333,600	355,550				
111	275,500	334,000	355,800				
112	275,800	334,400	356,050				
113	276,000	334,600	356,300				
114	276,300	334,700	356,550				
115	276,500	334,800	356,800				
116	276,800	334,900	357,050				

117	276,900	335,000	357,300				
118	277,100	335,100	357,550				
119	277,300	335,200	357,800				
120	277,500	335,300	358,050				
121	277,700	335,400	358,300				
122	277,800	335,500	358,550				
123	278,000	335,600					
124	278,200	335,700					
125	278,400	335,800					
126	278,600						
127	278,800						
128	279,000						
129	279,100						
130	279,300						
131	279,500						
132	279,700						
133	279,800						
134	280,000						
135	280,100						
136	280,300						
137	280,400						
138	280,600						
139	280,700						
140	280,900						
141	281,000						
142	281,200						
143	281,300						
144	281,400						
145	281,500						
146	281,700						
147	281,800						
148	281,900						
149	282,000						
150	282,100						
151	282,300						
152	282,400						
153	282,500						
154	282,550						
155	282,600						
156	282,650						
157	282,700						
158	282,750						
159	282,800						
160	282,850						
161	282,900						
162	282,950						
163	283,000						
164	283,050						
165	283,100						
166	283,150						
167	283,200						
168	283,250						
169	283,300						
170	283,350						
再任用職員	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900

ハ 医療職基本給表（三）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100

57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	462,300
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	462,700
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	463,100
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	432,300	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	432,500	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	432,700	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	432,900	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	433,100	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	433,300	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	433,500	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	433,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	433,900	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	434,100	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	434,300	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	434,500	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,700	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	278,900	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	279,200	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	279,400	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	279,600	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	279,900	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	280,300	316,500	349,400	367,500	393,900		
95	280,700	317,200	350,100	367,900	394,100		
96	281,000	317,800	350,700	368,200	394,300		
97	281,100	318,300	351,100	368,800	394,500		
98	281,200	318,600	351,500	369,300	394,700		
99	281,500	319,200	352,000	369,800	394,900		
100	281,800	319,800	352,400	370,300	395,100		
101	282,100	320,200	352,900	370,900	395,300		
102	282,500	320,800	353,300	371,400	395,500		
103	282,800	321,400	353,800	371,900	395,700		
104	283,100	321,900	354,200	372,300	395,900		
105	283,300	322,300	354,500	372,900	396,100		
106	283,600	322,800	355,000	373,400	396,300		
107	283,900	323,300	355,400	373,900	396,500		
108	284,100	323,800	355,700	374,400	396,700		
109	284,400	324,200	356,200	375,000			
110	284,700	324,600	356,700	375,400			
111	285,000	324,900	357,200	375,900			
112	285,200	325,200	357,700	376,400			
113	285,400	325,500	358,200	377,000			
114	285,600	325,900	358,700	377,300			
115	285,700	326,300	359,200	377,600			
116	285,900	326,600	359,600	377,900			

117	286,100	326,800	360,000	378,200			
118	286,400	327,100	360,400	378,500			
119	286,600	327,500	360,900	378,800			
120	286,800	327,700	361,400	379,100			
121	287,000	327,900	361,800	379,400			
122	287,200	328,200	362,300	379,700			
123	287,400	328,500	362,800	380,000			
124	287,600	328,800	363,300	380,300			
125	287,800	329,000	363,600	380,600			
126	287,900	329,300	363,750	380,900			
127	288,100	329,700	363,900	381,200			
128	288,300	329,900	364,050	381,500			
129	288,500	330,100	364,200	381,800			
130	288,600	330,300	364,350	382,100			
131	288,800	330,700	364,500				
132	289,000	330,900	364,650				
133	289,100	331,200	364,800				
134	289,200	331,600	364,950				
135	289,400	332,000	365,100				
136	289,500	332,400	365,250				
137	289,600	332,700	365,400				
138	289,700	333,100	365,550				
139	289,800	333,500	365,700				
140	289,900	333,900	365,850				
141	290,000	334,200					
142	290,100	334,600					
143	290,200	334,800					
144	290,300	334,900					
145	290,400	335,000					
146	290,500	335,100					
147	290,600	335,200					
148	290,700	335,300					
149	290,800	335,400					
150	290,900	335,500					
151	291,000	335,600					
152	291,100	335,700					
153	291,200	335,800					
154	291,300	335,850					
155	291,400	335,900					
156	291,500	335,950					
157	291,600	336,000					
158	291,700	336,050					
159	291,800	336,100					
160	291,900	336,150					
161	292,000	336,200					
162	292,100	336,250					
163	292,200	336,300					
164	292,300	336,350					
165	292,400	336,400					
166	292,500	336,450					
167	292,600	336,500					
168	292,700	336,550					
169	292,800						
170	292,850						
171	292,900						
172	292,950						
173	293,000						
174	293,050						
175	293,100						
176	293,150						
177	293,200						
178	293,250						
179	293,300						

再任用職員	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第2 事務職基本給表（第11条第1項第2号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,700	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	211,400	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	212,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	214,400	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	216,200	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	217,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	219,600	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	221,100	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	222,600	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	224,100	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	225,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	226,800	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	228,200	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	470,150		
47	229,600	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	470,300		
48	231,000	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	470,450		
49	232,400	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	470,600		
50	234,000	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	470,750		
51	235,500	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	470,900		
52	236,900	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	471,050		
53	238,100	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	471,200		
54	239,700	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	471,350		
55	241,200	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	471,500		
56	242,600	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	471,650		

57	243,600	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	471,800		
58	245,100	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	471,950		
59	246,400	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	472,100		
60	247,600	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	472,250		
61	248,700	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	249,700	327,200	366,300	382,800	405,300	446,350			
63	250,500	328,000	367,000	383,400	405,600	446,500			
64	251,400	328,800	367,700	384,000	405,900	446,650			
65	252,400	329,600	368,000	384,400	406,200	446,800			
66	253,300	330,000	368,700	385,000	406,500	446,950			
67	254,100	330,600	369,400	385,600	406,800	447,100			
68	254,900	331,300	370,000	386,200	407,100	447,250			
69	255,600	332,100	370,300	386,600	407,300	447,400			
70	256,700	332,800	370,900	387,100	407,600	447,550			
71	257,900	333,500	371,600	387,600	407,900	447,700			
72	259,000	334,100	372,200	388,200	408,100	447,850			
73	260,200	334,600	372,500	388,500	408,300	448,000			
74	261,400	335,200	373,100	388,900	408,600	448,150			
75	262,500	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	263,600	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	264,700	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	265,800	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	266,900	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	267,900	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	268,900	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	269,900	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	270,900	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	271,800	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	272,400	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	272,700	340,500	379,200	392,300	411,400				
87	273,000	341,000	379,600	392,600	411,500				
88	273,300	341,400	380,000	392,800	411,600				
89	273,600	341,700	380,400	393,000	411,700				
90	274,000	342,100	380,900	393,300	411,800				
91	274,400	342,600	381,300	393,600	411,900				
92	274,700	343,000	381,700	393,800	412,000				
93	275,100	343,200	382,000	394,000	412,100				
94	275,600	343,600	382,150	394,100	412,200				
95	276,100	344,100	382,300	394,200	412,300				
96	276,400	344,500	382,450	394,300	412,400				
97	276,600	344,700	382,600	394,400	412,500				
98	276,900	345,100	382,750	394,500	412,600				
99	277,200	345,500	382,900	394,600	412,700				
100	277,700	345,800	383,050	394,700	412,800				
101	278,100	346,100	383,200	394,800					
102	278,500	346,500	383,350	394,900					
103	278,900	346,900	383,500	395,000					
104	279,300	347,300	383,650	395,100					
105	279,600	347,800	383,800	395,200					
106	280,000	348,200	383,950						
107	280,300	348,600	384,100						
108	280,600	349,000	384,250						
109	281,000	349,500							
110	281,300	349,900							
111	281,600	350,200							
112	281,900	350,500							
113	282,200	351,000							
114	282,400	351,250							
115	282,600	351,500							
116	282,800	351,750							

117	283,000	352,000							
118	283,300	352,250							
119	283,600	352,500							
120	283,800	352,750							
121	284,000	353,000							
122	284,300	353,250							
123	284,500	353,500							
124	284,700	353,750							
125	285,000	354,000							
126	285,200	354,250							
127	285,300	354,500							
128	285,500	354,750							
129	285,700	355,000							
130	285,800	355,250							
131	286,000								
132	286,200								
133	286,300								
134	286,400								
135	286,600								
136	286,700								
137	286,800								
138	286,900								
139	287,000								
140	287,100								
141	287,200								
142	287,300								
143	287,400								
144	287,500								
145	287,600								
146	287,700								
147	287,800								
148	287,900								
149	288,000								
150	288,100								
151	288,200								
152	288,300								
153	288,400								
154	288,500								
155	288,600								
156	288,700								
157	288,800								
158	288,850								
159	288,900								
160	288,950								
161	289,000								
162	289,050								
163	289,100								
164	289,150								
165	289,200								
166	289,250								
167	289,300								
168	289,350								
169	289,400								
170	289,450								
171	289,500								
172	289,550								
再任用職員	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

別表第3 技能職基本給表（第11条第1項第3号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	147,100	219,900	260,200	285,500
2	148,100	221,000	261,400	287,300
3	149,100	221,900	262,400	288,900
4	150,100	222,800	263,500	290,500
5	151,200	223,800	264,200	292,100
6	152,300	225,100	265,200	293,400
7	153,400	226,300	266,100	294,500
8	154,400	227,400	267,000	295,700
9	155,300	228,700	267,600	296,900
10	156,400	230,300	268,300	298,600
11	157,500	231,800	269,100	300,300
12	158,600	233,000	269,900	301,800
13	159,500	234,100	270,700	303,100
14	160,600	235,300	271,500	304,600
15	161,800	236,500	272,300	306,000
16	162,900	237,400	273,100	307,300
17	164,000	238,000	273,800	308,800
18	165,400	238,400	274,800	310,300
19	166,700	238,800	275,700	311,900
20	167,900	239,300	276,500	313,500
21	169,000	239,800	277,400	314,500
22	170,200	241,100	278,000	315,900
23	171,400	242,300	278,700	317,200
24	172,600	243,200	279,400	318,500
25	173,700	244,300	279,900	319,600
26	175,200	245,500	280,600	321,000
27	176,700	246,700	281,400	322,400
28	178,200	247,900	282,100	323,800
29	179,600	248,700	282,900	325,300
30	181,000	249,800	283,800	326,500
31	182,500	251,000	284,600	327,800
32	184,000	252,100	285,400	329,000
33	185,400	253,200	286,100	330,000
34	187,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	255,000	287,900	332,000
36	190,500	256,000	288,800	333,100
37	192,200	257,000	289,400	334,200
38	193,300	257,800	290,200	335,200
39	194,700	258,600	291,000	336,200
40	195,800	259,500	291,800	337,200
41	199,100	260,400	292,400	338,100
42	200,200	261,300	293,400	339,000
43	201,200	262,200	294,400	339,900
44	202,100	263,200	295,300	340,800
45	203,200	263,800	296,000	341,700
46	204,700	264,700	296,900	342,700
47	206,200	265,700	297,800	343,700
48	207,500	266,600	298,600	344,600
49	208,700	267,600	299,200	345,500
50	209,400	268,400	299,800	346,400
51	210,200	269,200	300,400	347,300
52	211,000	269,900	301,100	348,100
53	212,100	270,500	301,700	348,900
54	213,000	271,300	302,500	349,700
55	213,900	272,100	303,200	350,500
56	214,700	272,900	303,900	351,200

57	215,700	273,500	304,500	351,900
58	216,600	274,400	305,200	352,700
59	217,500	275,300	305,900	353,500
60	218,400	276,200	306,500	354,100
61	219,100	277,100	307,100	354,800
62	219,900	278,100	307,800	355,500
63	220,700	278,900	308,500	356,200
64	221,400	279,800	309,100	356,900
65	222,000	280,600	309,600	357,500
66	222,500	281,400	310,100	358,000
67	222,900	282,200	310,700	358,500
68	223,300	282,900	311,300	359,000
69	224,000	283,500	311,900	359,400
70	224,800	284,300	312,300	
71	225,700	285,100	312,800	
72	226,200	285,800	313,300	
73	226,700	286,500	313,600	
74	227,700	287,200	314,100	
75	228,600	287,900	314,600	
76	229,600	288,700	315,000	
77	230,200	289,200	315,200	
78	231,200	289,700	315,500	
79	232,300	290,100	315,800	
80	233,200	290,500	316,100	
81	233,800	290,900	316,400	
82	234,900	291,300	316,700	
83	235,500	291,800	317,000	
84	236,200	292,300	317,300	
85	237,100	292,600	317,500	
86	237,900	293,100	317,900	
87	238,800	293,700	318,200	
88	239,700	294,200	318,400	
89	240,300	294,500	318,600	
90	241,200	295,000	318,900	
91	241,600	295,500	319,200	
92	241,700	295,800	319,500	
93	242,000	296,200	319,700	
94	242,200	296,700	320,000	
95	242,500	297,200	320,300	
96	242,600	297,700	320,500	
97	242,800	298,000	320,700	
98	243,000	298,400	321,000	
99	243,100	298,900	321,300	
100	243,300	299,400	321,500	
101	243,300	299,800	321,700	
102	243,700	300,200	321,800	
103	243,800	300,500	321,900	
104	243,900	300,800	322,000	
105	244,000	301,100	322,100	
106	244,300	301,500	322,200	
107	244,400	301,900	322,300	
108	244,500	302,300	322,400	
109	244,800	302,600	322,500	
110	245,100	303,000	322,600	
111	245,200	303,400	322,700	
112	245,300	303,700	322,800	
113	245,600	303,900	322,900	
114	245,800	304,200	323,000	
115	246,100	304,500	323,100	
116	246,200	304,700	323,200	

117	246,300	304,900	323,300	
118	246,500	305,200	323,400	
119	246,700	305,500		
120	246,800	305,700		
121	247,000	305,900		
122	247,300	306,200		
123	247,600	306,500		
124	247,800	306,700		
125	248,000	306,900		
126	248,300	307,200		
127	248,600	307,500		
128	248,900	307,700		
129	249,100	307,900		
130	249,400	308,200		
131	249,500	308,500		
132	249,700	308,700		
133	249,900	308,900		
134	250,100	309,000		
135	250,300	309,100		
136	250,400	309,200		
137	250,600	309,300		
138	250,800	309,400		
139	251,000	309,500		
140	251,200	309,600		
141	251,400	309,700		
142	251,600	309,800		
143	251,800			
144	252,000			
145	252,200			
146	252,300			
147	252,500			
148	252,600			
149	252,700			
150	252,800			
151	252,900			
152	253,000			
153	253,100			
154	253,200			
155	253,300			
156	253,400			
157	253,600			
158	253,700			
159	253,900			
160	254,000			
161	254,200			
162	254,300			
163	254,400			
164	254,500			
165	254,700			
166	254,800			
167	254,900			
168	255,000			
169	255,200			
170	255,300			
171	255,400			
172	255,500			
173	255,600			
174	255,700			
175	255,800			
176	255,900			
177	256,000			
178	256,100			
179	256,200			

180	256,250			
181	256,300			
182	256,350			
183	256,400			
184	256,450			
185	256,500			
186	256,550			
187	256,600			
188	256,650			
189	256,700			
190	256,750			
再任用職員	205,700	224,200	245,000	275,700

別表第4 教育職基本給表（第11条第1項第4号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
2	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
3	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
4	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
5	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
6	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
7	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
8	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
9	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
10	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
11	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
12	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
13	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
14	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
15	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
16	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
17	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
18	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
19	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
20	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
21	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
22	280,200	335,500	384,700	455,400	
23	282,700	337,600	385,900	457,800	
24	285,100	339,800	387,100	460,100	
25	287,500	341,600	388,200	462,100	
26	290,000	343,500	389,900	464,200	
27	292,400	345,600	391,600	466,300	
28	294,900	347,700	393,300	468,400	
29	297,300	349,600	395,000	470,400	
30	299,600	351,500	396,600	472,700	
31	301,800	353,300	398,000	474,900	
32	304,000	355,000	399,300	476,800	
33	306,200	356,900	400,900	478,700	
34	308,400	358,500	402,500	480,800	
35	310,900	360,000	404,000	483,000	
36	313,100	361,400	405,700	485,000	
37	315,400	362,800	406,800	487,100	
38	316,700	364,800	408,300	489,100	
39	318,300	366,700	409,800	491,000	
40	319,700	368,400	411,000	492,900	
41	321,100	370,100	411,900	494,900	
42	321,500	371,900	413,500	496,800	
43	321,900	373,500	415,000	498,500	
44	322,300	374,900	416,600	500,400	
45	322,900	376,600	417,900	502,300	
46	323,400	378,300	419,400	504,100	
47	324,200	379,800	420,800	505,900	
48	325,000	381,300	422,300	507,700	
49	325,600	382,800	423,600	509,400	
50	326,300	384,400	424,800	511,100	
51	327,000	385,900	426,100	512,900	
52	327,700	387,500	427,300	514,800	
53	328,700	388,600	428,000	516,300	
54	329,400	390,100	428,900	517,900	
55	329,800	391,500	429,800	519,600	
56	330,400	393,100	430,700	521,200	

57	330,800	394,400	431,500	522,800	
58	331,500	395,800	432,400	524,100	
59	332,200	397,100	433,300	525,400	
60	332,800	398,400	434,100	526,600	
61	333,500	399,600	434,800	527,800	
62	334,400	401,000	435,700	528,800	
63	335,300	402,400	436,700	529,800	
64	336,100	403,800	437,600	530,800	
65	336,800	404,800	438,500	531,400	
66	337,800	405,900	439,400	532,300	
67	338,500	406,900	440,400	533,200	
68	339,500	408,000	441,300	534,100	
69	340,100	408,900	442,300	535,000	
70	341,000	409,700	443,300	535,800	
71	341,900	410,500	444,200	536,500	
72	342,800	411,200	445,200	537,000	
73	343,100	411,900	446,200	537,700	
74	344,100	412,800	447,100	538,200	
75	345,100	413,600	448,000	539,000	
76	346,100	414,300	449,000	539,600	
77	347,100	414,900	449,800	540,100	
78	348,000	415,300	450,300		
79	348,900	415,600	451,000		
80	349,800	415,900	451,600		
81	350,700	416,200	452,400		
82	351,600	416,500	453,100		
83	352,500	416,700	453,400		
84	353,400	417,000	454,000		
85	353,800	417,200	454,400		
86	354,400	417,500	454,700		
87	355,000	417,800	455,000		
88	355,600	418,100	455,300		
89	355,800	418,300	455,600		
90	356,200	418,600			
91	356,700	418,900			
92	357,100	419,200			
93	357,200	419,400			
94	357,600	419,700			
95	358,000	420,000			
96	358,300	420,300			
97	358,400	420,500			
98	358,600	420,800			
99	358,700	421,100			
100	358,900	421,300			
101	359,000	421,500			
102	359,400	421,800			
103	359,600	422,100			
104	359,900	422,300			
105	360,000	422,500			
106	360,200				
107	360,500				
108	360,800				
109	360,700				
110	361,000				
111	361,300				
112	361,400				
113	361,500				
114	361,600				
115	361,800				
116	361,900				

117	362,000				
118	362,100				
119	362,300				
120	362,500				
121	362,700				
122	362,800				
123	362,900				
124	363,000				
125	363,200				
126	363,600				
127	364,000				
128	364,300				
129	364,500				
再任用職員	283,800	294,800	316,800	401,000	535,500

別表第5 研究職基本給表（第11条第1項第5号関係）

号俸	基本給月額				
	円				
1	210,100	57	305,900	113	342,700
2	213,200	58	306,600	114	343,100
3	215,900	59	307,500	115	343,600
4	218,400	60	308,200	116	344,000
5	220,900	61	308,900	117	344,500
6	222,600	62	309,900	118	344,900
7	224,300	63	310,800	119	345,300
8	226,200	64	311,700	120	345,700
9	228,100	65	312,500	121	346,100
10	230,300	66	313,400		
11	232,700	67	314,300	再任用職員	259,700
12	234,700	68	315,200		
13	236,700	69	316,100		
14	239,100	70	317,100		
15	241,600	71	318,100		
16	243,900	72	319,100		
17	246,100	73	319,600		
18	248,500	74	320,600		
19	251,100	75	321,700		
20	253,600	76	322,700		
21	256,000	77	323,800		
22	258,300	78	324,800		
23	260,500	79	325,700		
24	262,700	80	326,600		
25	265,000	81	327,500		
26	267,300	82	328,300		
27	269,500	83	329,000		
28	271,600	84	329,600		
29	273,900	85	330,100		
30	276,000	86	330,600		
31	277,900	87	331,100		
32	279,700	88	331,500		
33	281,400	89	331,800		
34	283,400	90	332,300		
35	285,400	91	332,800		
36	287,200	92	333,200		
37	288,900	93	333,500		
38	290,000	94	333,900		
39	291,100	95	334,300		
40	292,200	96	334,700		
41	293,200	97	335,200		
42	293,900	98	335,700		
43	294,400	99	336,200		
44	294,900	100	336,700		
45	295,400	101	337,200		
46	296,300	102	337,700		
47	297,300	103	338,200		
48	298,200	104	338,700		
49	299,200	105	339,100		
50	300,200	106	339,500		
51	301,100	107	340,000		
52	302,000	108	340,400		
53	303,000	109	340,900		
54	303,900	110	341,300		
55	304,700	111	341,800		
56	305,500	112	342,200		

別表第6 福祉職基本給表（第11条第1項第6号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級				
	基本給月額	基本給月額	基本給月額				
	円	円	円				
1	176,900	264,400	284,900	57	254,800	333,400	374,400
2	178,100	265,900	286,300	58	256,300	333,900	375,200
3	179,300	267,300	287,800	59	257,800	334,500	376,000
4	180,500	268,700	289,100	60	259,200	335,000	376,700
5	181,400	269,600	290,500	61	260,400	335,400	377,500
6	182,900	270,800	292,200	62	261,400	335,600	378,200
7	184,300	272,100	294,000	63	262,400	336,100	378,900
8	185,700	273,400	295,800	64	263,500	336,600	379,500
9	186,800	274,400	297,500	65	264,500	336,900	379,800
10	188,200	275,500	299,400	66	265,800	337,300	380,400
11	189,600	276,700	301,400	67	266,800	337,800	381,000
12	191,000	277,600	303,200	68	267,900	338,200	381,700
13	192,400	278,500	304,400	69	269,100	338,700	382,100
14	193,700	279,700	306,500	70	270,500	339,200	382,800
15	195,100	281,000	308,500	71	271,700	339,600	383,400
16	196,400	282,300	310,400	72	272,900	340,100	384,000
17	197,800	283,600	312,300	73	273,900	340,300	384,400
18	199,100	285,200	314,000	74	275,200	340,800	385,000
19	200,400	286,800	315,600	75	276,700	341,300	385,600
20	201,500	288,200	317,300	76	277,900	341,700	386,200
21	202,500	289,400	319,000	77	279,400	342,000	386,600
22	204,100	291,100	321,100	78	280,900	342,400	387,100
23	205,700	292,400	323,100	79	282,300	342,900	387,600
24	207,100	293,900	324,900	80	283,600	343,300	388,200
25	208,700	295,600	326,800	81	285,100	343,500	388,700
26	210,100	296,900	328,700	82	286,400	343,800	389,100
27	211,500	298,400	330,500	83	287,500	344,300	389,500
28	212,900	299,900	332,300	84	288,800	344,700	389,900
29	214,600	300,900	334,100	85	289,900	345,000	390,100
30	215,800	302,100	336,100	86	291,400	345,300	390,300
31	217,200	303,500	338,000	87	292,700	345,800	390,600
32	218,300	304,700	339,900	88	293,900	346,200	390,900
33	220,700	305,900	341,500	89	295,100	346,500	391,100
34	222,000	307,400	343,400	90	296,400	346,900	391,400
35	223,300	308,700	345,100	91	297,700	347,300	391,700
36	224,400	310,100	346,800	92	299,000	347,500	391,900
37	225,600	311,600	348,000	93	300,100	347,800	392,100
38	228,200	313,000	349,900	94	301,500	347,950	392,200
39	230,700	314,400	351,800	95	302,700	348,100	392,300
40	233,200	315,900	353,600	96	304,100	348,250	392,400
41	236,300	317,200	355,500	97	305,200	348,400	392,500
42	237,800	318,700	357,300	98	306,400	348,550	392,600
43	239,100	320,200	359,000	99	307,500	348,700	392,700
44	240,300	321,500	360,700	100	308,600	348,850	392,800
45	241,500	322,500	362,400	101	309,300	349,000	392,900
46	242,800	323,700	363,800	102	310,400	349,150	
47	244,100	324,900	365,200	103	311,600	349,300	
48	245,200	326,100	366,600	104	312,800	349,450	
49	246,300	327,100	367,600	105	314,100	349,600	
50	247,300	328,100	368,700	106	314,800	349,750	
51	248,400	328,900	369,700	107	315,400	349,900	
52	249,400	329,900	370,800	108	316,000	350,050	
53	250,200	330,600	371,500	109	316,700		
54	251,500	331,300	372,100	110	317,400		
55	252,600	332,000	372,800	111	318,000		
56	253,500	332,800	373,600	112	318,600		

113	318,900		
114	319,200		
115	319,800		
116	320,100		
117	320,400		
118	320,700		
119	321,000		
120	321,300		
121	321,700		
122	322,100		
123	322,400		
124	322,600		
125	323,100		
126	323,500		
127	323,700		
128	324,100		
129	324,500		
130	324,900		
131	325,300		
132	325,600		
133	325,800		
134	326,100		
135	326,400		
136	326,700		
137	327,100		
138	327,300		
139	327,600		
140	328,000		
141	328,400		
142	328,700		
143	329,100		
144	329,400		
145	329,700		
146	330,100		
147	330,400		
148	330,600		
149	330,800		
150	330,900		
151	331,000		
152	331,100		
153	331,200		
154	331,250		
155	331,300		
156	331,350		
157	331,400		
158	331,450		
159	331,500		
160	331,550		
161	331,600		
162	331,650		
163	331,700		
164	331,750		
165	331,800		
166	331,850		
167	331,900		
168	331,950		

169	332,000		
170	332,050		
再任用職員	242,000	256,300	289,400

別表第7 療養介助職基本給表（第11条第1項第7号関係）

職務の級 号俸	1級	2級						
	基本給月額	基本給月額						
	円	円						
1	177,600	178,600	57	229,000	238,200	113	236,300	259,100
2	178,700	179,700	58	229,400	239,200	114	236,400	259,200
3	179,600	180,600	59	229,800	239,900	115	236,500	259,300
4	180,500	181,500	60	229,900	240,300	116	236,600	259,400
5	181,400	182,400	61	230,200	240,900	117	236,700	259,600
6	182,300	183,300	62	230,400	241,700	118	236,800	259,700
7	183,100	184,100	63	230,600	242,400	119	236,900	259,800
8	184,000	185,000	64	230,900	243,000	120	237,000	259,900
9	184,900	185,900	65	231,000	243,200	121	237,100	260,000
10	186,600	187,600	66	231,400	244,000	122	237,200	260,100
11	188,300	189,300	67	231,700	244,600	123	237,300	260,300
12	190,100	190,800	68	231,800	245,000	124	237,350	260,500
13	191,900	192,300	69	231,900	245,400	125	237,400	260,600
14	193,400	193,700	70	232,000	245,700	126	237,450	260,800
15	195,000	195,200	71	232,100	246,200	127	237,500	260,900
16	196,600	196,700	72	232,200	246,700	128	237,550	261,100
17	198,100	198,200	73	232,300	247,100	129	237,600	261,300
18	199,600	199,900	74	232,400	247,300	130	237,650	261,500
19	201,000	201,500	75	232,500	247,500	131	237,700	261,700
20	202,200	203,000	76	232,600	247,900	132	237,750	261,900
21	203,400	204,400	77	232,700	248,500	133	237,800	262,000
22	204,100	205,300	78	232,800	248,900	134	237,850	262,200
23	205,200	206,600	79	232,900	249,200	135	237,900	262,300
24	205,900	207,500	80	233,000	249,800	136	237,950	262,400
25	206,600	208,400	81	233,100	250,300	137	238,000	262,500
26	207,900	209,900	82	233,200	250,800	138	238,050	262,600
27	209,000	211,200	83	233,300	251,100	139	238,100	262,800
28	209,800	212,300	84	233,400	251,500	140	238,150	262,900
29	211,000	213,700	85	233,500	252,200	141	238,200	263,000
30	211,800	214,700	86	233,600	252,400	142	238,250	263,100
31	212,500	215,600	87	233,700	252,800	143	238,300	263,200
32	213,300	216,700	88	233,800	253,000	144	238,350	263,300
33	214,800	218,400	89	233,900	253,500	145	238,400	263,400
34	215,500	219,200	90	234,000	253,800	146	238,450	263,500
35	216,400	220,300	91	234,100	254,200	147	238,500	263,600
36	217,000	221,000	92	234,200	254,700	148	238,550	263,700
37	217,900	223,000	93	234,300	255,100	149	238,600	263,800
38	218,800	223,900	94	234,400	255,500			
39	219,700	225,100	95	234,500	255,800			
40	220,500	225,900	96	234,600	256,000			
41	221,000	226,600	97	234,700	256,100			
42	221,600	227,400	98	234,800	256,200			
43	222,000	228,000	99	234,900	256,300			
44	222,700	228,700	100	235,000	256,500			
45	223,200	229,400	101	235,100	256,800			
46	223,700	230,100	102	235,200	257,100			
47	224,100	230,800	103	235,300	257,300			
48	224,300	231,300	104	235,400	257,600			
49	224,800	232,100	105	235,500	257,700			
50	225,400	232,900	106	235,600	257,800			
51	226,100	233,800	107	235,700	258,000			
52	226,600	234,500	108	235,800	258,200			
53	227,000	235,000	109	235,900	258,300			
54	227,600	235,800	110	236,000	258,600			
55	228,200	236,800	111	236,100	258,800			
56	228,800	237,700	112	236,200	259,000			
						再任用職員	208,900	230,800

別表第7の2 診療情報管理職基本給表（第11条第1項第8号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級				
	基本給月額	基本給月額	基本給月額				
	円	円	円				
1	162,100	240,900	271,600	57	243,600	322,200	363,300
2	163,200	242,400	273,200	58	245,100	323,400	364,000
3	164,400	243,800	274,700	59	246,400	324,500	364,700
4	165,500	245,200	276,300	60	247,600	325,600	365,300
5	166,600	246,400	277,800	61	248,700	326,300	365,700
6	167,700	248,000	279,500	62	249,700	327,200	366,300
7	168,800	249,500	281,300	63	250,500	328,000	367,000
8	169,900	250,900	283,100	64	251,400	328,800	367,700
9	170,900	252,000	284,800	65	252,400	329,600	368,000
10	172,300	253,400	286,700	66	253,300	330,000	368,700
11	173,600	254,900	288,500	67	254,100	330,600	369,400
12	174,900	256,200	290,300	68	254,900	331,300	370,000
13	176,100	257,500	292,100	69	255,600	332,100	370,300
14	177,600	258,700	293,700	70	256,700	332,800	370,900
15	179,100	259,900	295,100	71	257,900	333,500	371,600
16	180,700	261,100	296,500	72	259,000	334,100	372,200
17	181,800	262,300	298,000	73	260,200	334,600	372,500
18	183,200	263,600	300,000	74	261,400	335,200	373,100
19	184,600	264,900	302,000	75	262,500	335,700	373,800
20	186,000	266,200	303,800	76	263,600	336,300	374,400
21	187,300	267,600	305,500	77	264,700	336,600	374,800
22	189,600	269,100	307,400	78	265,800	337,100	375,300
23	191,800	270,700	309,300	79	266,900	337,500	375,900
24	194,000	272,200	311,100	80	267,900	337,900	376,400
25	196,200	273,800	312,800	81	268,900	338,300	376,900
26	197,900	275,500	314,800	82	269,900	338,800	377,500
27	199,400	277,100	316,800	83	270,900	339,300	378,000
28	200,900	278,700	318,700	84	271,800	339,800	378,300
29	202,400	280,300	320,400	85	272,400	340,100	378,700
30	203,800	281,800	322,400	86	272,700	340,500	379,200
31	205,200	283,300	324,400	87	273,000	341,000	379,600
32	206,600	284,800	326,400	88	273,300	341,400	380,000
33	208,000	285,900	327,600	89	273,600	341,700	380,400
34	209,700	287,500	329,600	90	274,000	342,100	380,900
35	211,400	289,000	331,500	91	274,400	342,600	381,300
36	212,900	290,500	333,500	92	274,700	343,000	381,700
37	214,400	291,900	335,400	93	275,100	343,200	382,000
38	216,200	293,500	337,300	94	275,600	343,600	
39	217,900	295,100	339,200	95	276,100	344,100	
40	219,600	296,700	341,100	96	276,400	344,500	
41	221,100	298,200	342,900	97	276,600	344,700	
42	222,600	299,800	344,800	98	276,900	345,100	
43	224,100	301,300	346,600	99	277,200	345,500	
44	225,600	302,800	348,400	100	277,700	345,800	
45	226,800	304,400	349,900	101	278,100	346,100	
46	228,200	306,000	351,300	102	278,500	346,500	
47	229,600	307,600	352,700	103	278,900	346,900	
48	231,000	309,100	354,200	104	279,300	347,300	
49	232,400	310,000	355,700	105	279,600	347,800	
50	234,000	311,500	356,500	106	280,000	348,200	
51	235,500	313,000	357,500	107	280,300	348,600	
52	236,900	314,600	358,500	108	280,600	349,000	
53	238,100	316,200	359,400	109	281,000	349,500	
54	239,700	317,800	360,500	110	281,300	349,900	
55	241,200	319,300	361,400	111	281,600	350,200	
56	242,600	320,800	362,400	112	281,900	350,500	

113	282,200	351,000	
114	282,400		
115	282,600		
116	282,800		
117	283,000		
118	283,300		
119	283,600		
120	283,800		
121	284,000		
122	284,300		
123	284,500		
124	284,700		
125	285,000		
126	285,200		
127	285,300		
128	285,500		
129	285,700		
130	285,800		
131	286,000		
132	286,200		
133	286,300		
134	286,400		
135	286,600		
136	286,700		
137	286,800		
138	286,900		
139	287,000		
140	287,100		
141	287,200		
142	287,300		
143	287,400		
144	287,500		
145	287,600		
146	287,700		
147	287,800		
148	287,900		
149	288,000		
150	288,100		
151	288,200		
152	288,300		
153	288,400		
154	288,500		
155	288,600		
156	288,700		
157	288,800		
再任用職員	216,200	256,200	275,600

別表第8 級別標準職務表（第11条第3項関係）

イ 医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務 3 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師又は心理療法士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務
2 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務 3 困難な業務を行う医療技術職員（心理療法士を除く。）の職務
3 級	1 主任薬剤師の職務 2 副診療放射線技師長、副臨床検査技師長、副栄養管理室長、副臨床工学技士長、副理学療法士長、副作業療法士長又は副言語聴覚士長の職務 3 困難な業務を行う主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務
4 級	1 副薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う主任薬剤師の職務 3 診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、臨床工学技士長、理学療法士長、作業療法士長又は言語聴覚士長の職務
5 級	1 薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
6 級	困難な業務を行う薬剤部長の職務
7 級	特に困難な業務を行う薬剤部長の職務
備考	1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 前2項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。

ロ 医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	助産師又は看護師の職務
3 級	副看護師長の職務
4 級	看護師長の職務
5 級	副看護部長の職務
6 級	看護部長の職務
7 級	困難な業務を行う看護部長の職務

ハ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	一般職員の職務
2 級	係長の職務
3 級	専門職の職務
4 級	1 課長の職務 2 室長の職務
5 級	困難な業務を行う課長の職務
6 級	部長の職務
7 級	困難な業務を行う部長の職務
8 級	特に困難な業務を行う部長の職務
9 級	理事長が別に定める職務

ニ 技能職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 一般職員の職務 2 助手職員の職務 3 労務職員の職務
2 級	1 数名の一般職員を直接指揮監督する職長、副職長又は主任の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする一般職員の職務 3 助手職員を直接指揮監督する職長又は副職長の職務
3 級	多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
4 級	極めて多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
備考	1 「一般職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師又は洗たく長等職員である。 2 「助手職員」とは、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手又は作業療法助手である。 3 「労務職員」とは、調理助手、保清員、洗たく員又は消毒員である。

ホ 教育職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	助教、助手の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	学部長、教授の職務
5 級	理事長が別に定める職務

へ 福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 児童指導員又は保育士の職務 2 医療社会事業専門員の職務
2 級	1 指導主任、主任児童指導員又は主任保育士の職務 2 医療社会事業専門職の職務
3 級	1 指導室長の職務 2 主任医療社会事業専門職又は医療福祉相談室長の職務

ト 療養介助職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	療養介助員の職務
2 級	療養介助専門員の職務

チ 診療情報管理職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	一般職員の職務
2 級	係長の職務
3 級	専門職の職務

別表第9 初任給基準表（第12条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了 大 学 6 卒	25 号 俸 1 号 俸

ロ 医療職基本給表（二）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 劑 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	大 学 6 卒	1 級 35 号 俸
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
栄 養 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
視 能 訓 練 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 7 号 俸
歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

ハ 医療職基本給表（三）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 産 師	大 学 卒	2 級 11 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
看 護 師	大 学 卒	2 級 9 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
	短 大 2 卒	2 級 1 号 俸
准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看講師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看講師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

ニ 事務職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
採 用 試 験	総 合 職 (院卒)	1 級 43 号 俸
	総 合 職 (大卒)	1 級 33 号 俸
試 験	一 般 職 (大卒)	1 級 25 号 俸
	一 般 職 (高卒)	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 4 試験欄の「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する正規の試験をいう。

ホ 技能職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技 能 職 員	高 校 卒	1 級 17 号 俸
	中 学 卒	1 級 9 号 俸

備考

職種欄の「技能職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師、洗たく長等職員、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、理学療法助手又は作業療法助手である。

へ 教育職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 手	博 士 課 程 修 了 (大学6卒後のものに限る。)	1 級 37 号 俸
	博 士 課 程 修 了	1 級 31 号 俸
	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了 大 学 6 卒	1 級 13 号 俸
	大 学 卒	1 級 1 号 俸

ト 研究職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
採 用 試 験	総 合 職 (院卒)	1 5 号 俸
	総 合 職 (大卒)	5 号 俸
	一 般 職 (大卒)	1 号 俸
そ の 他	博 士 課 程 修 了 (大学6卒後のものに限る。)	3 7 号 俸
	博 士 課 程 修 了	3 3 号 俸
	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了 大 学 6 卒	1 3 号 俸

備考

- 1 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 4 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了専門職学位課程修了大学6卒」の区分は、あらかじめ理事長の承認を得た者に適用する。
- 5 試験欄の「総合職（院卒）」又は「総合職（大卒）」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもって充てる必要のある職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が「博士課程修了」にあつては「33号俸」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」にあつては「17号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。
- 6 高度の専門性を有する学問分野についての知識経験を有する者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。

チ 福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
児 童 指 導 員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
医 療 社 会 事 業 専 門 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
保 育 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸

備考

- 1 児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童指導員又は保育士になった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。
- 2 職種欄の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。

リ 療養介助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
療養介助専門員	大 学 卒	2 級 21 号 俸
	短 大 卒	2 級 11 号 俸
	高 校 卒	2 級 1 号 俸
療 養 介 助 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 職種欄の「療養介助専門員」とは、介護福祉士の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務（以下「身体介助等の業務」という。）に加え、介護計画の作成（外出時の支援を含む。）等を行う職員をいう。
- 2 職種欄の「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー2級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員をいう。
- 3 学歴免許等の「大学卒」、「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。

ヌ 診療情報管理職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
採 用 試 験	総 合 職（院卒）	1 級 43 号 俸
	総 合 職（大卒）	1 級 33 号 俸
	一 般 職（大卒）	1 級 25 号 俸
	一 般 職（高卒）	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 4 試験欄の「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する正規の試験をいう。

別表第10 学歴免許等資格区分表（第12条第2項関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (6) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (7) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (8) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (9) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令（平成10年厚令第74号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年（高等専門学校にあっては、4年）以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業

		<p>(11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	二 短大2卒	<p>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業</p> <p>(2) 学校教育法による高等専門学校卒業</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(4) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の養成施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(5) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(6) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(7) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。）の卒業</p> <p>(8) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業</p> <p>(9) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第1項第1号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(10) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業</p> <p>(11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	三 短大1卒	<p>(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
3 高校卒	一 高校専攻科卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	二 高校3卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	三 高校2卒	<p>(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
4 中学卒	中 学 卒	<p>(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>

別表第11 昇格対応号俵表(第13条第1項関係)

イ 医療職基本給表(二)

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇 格 後 の 号 俵					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1	1
15	1	3	1	1	1	1
16	1	4	1	1	1	1
17	1	5	1	1	1	1
18	1	6	2	2	2	1
19	1	7	3	3	3	1
20	1	8	4	4	4	1
21	1	9	5	5	5	1
22	1	10	6	6	6	1
23	1	11	7	7	7	1
24	1	12	8	8	8	1
25	1	13	9	9	9	1
26	1	14	10	10	10	2
27	1	15	11	11	11	3
28	1	16	12	12	12	4
29	1	17	13	13	13	5
30	1	18	14	14	14	6
31	1	19	15	15	15	7
32	1	20	16	16	16	8
33	1	21	17	17	17	9
34	1	22	18	18	18	10
35	1	23	19	19	19	11
36	1	24	20	20	20	12
37	1	25	21	21	21	12
38	2	26	22	22	21	12
39	3	27	23	23	22	12
40	4	28	24	24	22	13
41	5	29	25	25	23	13
42	6	30	26	26	23	13
43	7	31	27	27	24	13
44	8	32	28	28	24	14
45	9	33	29	29	25	14
46	10	34	30	30	25	14
47	11	35	31	31	25	14
48	12	36	32	32	25	15
49	13	37	33	33	25	15
50	14	38	33	33	25	15
51	15	39	34	34	26	15
52	16	40	34	34	26	16
53	17	41	35	35	26	16
54	18	42	35	35	27	16
55	19	43	36	36	27	16
56	20	44	36	36	27	17
57	21	45	37	37	28	17
58	22	46	38	37	28	17
59	23	47	39	37	29	17
60	24	48	40	38	29	17
61	25	49	41	38	29	17
62	26	50	41	38	29	
63	27	51	41	39	30	
64	28	52	42	39	30	
65	29	53	42	39	30	
66	30	54	42	40	30	
67	31	55	43	40	30	
68	32	56	43	40	30	
69	33	57	43	41	31	
70	34	58	44	41	31	
71	35	59	44	42	31	
72	36	60	44	42	31	
73	37	61	45	43	31	
74	38	61	45	43	31	
75	39	62	45	44	31	
76	40	62	45	44	31	
77	41	63	46	45	32	
78	42	63	46	45	32	
79	43	64	46	46	32	
80	44	64	46	46	32	
81	45	65	47	47		
82	46	65	47	47		
83	47	66	47	48		
84	48	66	47	48		
85	49	67	48	48		
86	50	67	48	48		
87	51	68	48	49		
88	52	68	48	49		
89	53	69	49	49		
90	53	70	49	50		
91	54	71	49	50		
92	54	72	50	50		
93	55	73	50	51		
94	55	73	50	51		
95	56	74	51	51		
96	56	74	51	52		
97	57	75	51	52		
98	57	75	52	52		
99	58	76	52	53		
100	58	76	52	53		
101	59	77	53			
102	59	77	53			
103	60	78	54			
104	60	78	54			
105	61	79	55			
106	61	79	55			
107	61	80	56			
108	61	80	56			
109	61	81	57			
110	62	81	57			
111	62	82	57			
112	62	82	57			
113	62	83	58			
114	62	83	58			

115	63	84	58
116	63	84	58
117	63	85	59
118	63	85	59
119	63	85	59
120	64	86	59
121	64	86	60
122	64	86	60
123	64	87	
124	64	87	
125	64	87	
126	65		
127	65		
128	65		
129	65		
130	65		
131	65		
132	65		
133	65		
134	66		
135	66		
136	66		
137	66		
138	66		
139	66		
140	66		
141	66		
142	66		
143	67		
144	67		
145	67		
146	67		
147	67		
148	67		
149	67		
150	67		
151	67		
152	68		
153	68		
154	68		
155	68		
156	68		
157	68		
158	68		
159	68		
160	68		
161	69		
162	69		
163	69		
164	69		
165	69		
166	69		
167	69		
168	69		
169	69		
170	69		

ロ 医療職基本給表(三)

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇 格 後 の 号 俵					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	37
55	39	31	43	39	32	37
56	40	32	44	40	32	38
57	41	33	45	41	33	39
58	42	34	46	42	33	39
59	43	35	47	43	34	39
60	44	36	48	44	34	39
61	45	37	49	45	35	39
62	46	38	50	46	35	40
63	47	39	51	47	36	40
64	48	40	52	48	36	40
65	49	41	53	49	37	40
66	50	42	54	50	37	41
67	51	43	55	51	38	42
68	52	44	56	52	38	43
69	53	45	57	53	39	43
70	54	46	58	53	39	44
71	55	47	59	54	40	44
72	56	48	60	54	40	45
73	57	49	61	55	41	45
74	58	50	62	55	41	45
75	59	51	63	56	41	45
76	60	52	64	56	41	45
77	61	53	65	57	41	46
78	62	54	66	58	41	46
79	63	55	67	59	42	46
80	64	56	68	60	42	46
81	65	57	69	61	42	46
82	65	58	70	61	42	47
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67	44	
95	74	71	83	68	44	
96	74	72	84	68	44	
97	75	73	85	69	44	
98	75	74	85	70	44	
99	76	75	86	71	45	
100	76	76	86	72	45	
101	77	77	87	73	45	
102	78	78	87	73	45	
103	79	79	88	74	45	
104	80	80	88	74	45	
105	81	81	89	75	45	
106	81	81	90	75	45	
107	81	81	91	76	46	
108	81	82	92	76	46	
109	81	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111						

ハ 事務職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	25	25	21	21	13	13
34	1	18	26	26	21	22	14	13
35	1	19	27	27	22	23	14	13
36	1	20	28	28	22	24	14	14
37	1	21	29	29	23	25	14	14
38	1	22	30	30	23	25	14	14
39	1	23	31	31	24	26	15	15
40	1	24	32	32	24	26	15	15
41	1	25	33	33	25	27	15	15
42	1	26	34	34	25	27	15	
43	1	27	35	35	26	28	15	
44	1	28	36	36	26	28	16	
45	1	29	37	37	27	29	16	
46	1	30	38	38	27	29	16	
47	1	31	39	39	28	29	16	
48	1	32	40	40	28	30	16	
49	1	33	41	41	29	31	17	
50	2	34	42	41	29	31	17	
51	3	35	43	42	29	32	17	
52	4	36	44	42	29	32	17	
53	5	37	45	43	30	33	17	
54	6	38	46	43	30	33	18	
55	7	39	47	44	30	33	18	
56	8	40	48	44	30	33	18	
57	9	41	49	45	31	34	18	
58	10	42	50	45	31	35	18	
59	11	43	51	46	31	35	19	
60	12	44	52	46	31	35	19	
61	13	45	53	47	32	35		
62	14	45	54	47	32	36		
63	15	45	55	48	32	36		
64	16	46	56	48	32	36		
65	17	46	57	49	33	37		
66	18	46	58	49	33	37		
67	19	47	59	50	33	37		
68	20	47	60	50	34	37		
69	21	47	61	51	35	38		
70	22	48	62	51	35	38		
71	23	48	63	51	35	38		
72	24	48	64	51	35	38		
73	25	49	65	52	36	39		
74	26	49	66	53	36	39		
75	27	49	67	54	36			
76	28	50	68	55	36			
77	29	50	69	56	36			
78	30	50	69	57	36			
79	31	51	70	57	36			
80	32	51	71	58	36			
81	33	51	72	59	37			
82	34	52	72	60	37			
83	35	52	73	60	38			
84	36	52	74	61	38			
85	37	53	75	61	39			
86	38	53	76	61	39			
87	39	53	77	61	40			
88	40	53	78	61	40			
89	41	54	79	62	41			
90	41	54	80	62	41			
91	42	54	81	62	41			
92	42	54	82	62	41			
93	43	55	83	63	41			
94	43	55	84	63	42			
95	44	55	85	63	42			
96	44	55	85	63	42			
97	45	56	85	64	42			
98	45	56	86	64	42			
99	46	56	86	64	43			
100	46	56	86	64	43			
101	47	57	87	65				
102	47	57	87	65				
103	48	58	87	65				
104	48	58	88	65				
105	49	59	88	66				
106	49	59	88					
107	49	60	89					
108	49	60	90					
109	50	61						
110	50	61						

ニ 技能職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸									
	2級	3級	4級							
111	50	62		17	1	1	1	119	58	79
112	50	62		18	1	1	2	120	58	79
113	51	63		19	1	1	3	121	59	80
114	51	63		20	1	1	4	122	59	81
115	51	64		21	1	1	5	123	60	82
116	51	64		22	1	1	6	124	60	83
117	52	65		23	1	1	7	125	61	83
118	52	65		24	1	1	8	126	61	83
119	52	66		25	1	1	9	127	61	84
120	52	66		26	1	1	10	128	61	84
121	53	67		27	1	1	11	129	62	85
122	53	67		28	1	1	12	130	62	85
123	53	68		29	1	1	13	131	62	85
124	53	68		30	1	2	13	132	62	85
125	53	69		31	1	3	14	133	63	86
126	54	69		32	1	4	14	134	63	86
127	54	70		33	1	5	15	135	63	86
128	54	70		34	1	6	15	136	63	86
129	54	71		35	1	7	16	137	64	87
130	54	71		36	1	8	16	138	64	87
131	55			37	1	9	17	139	64	87
132	55			38	1	10	17	140	64	87
133	55			39	1	11	18	141	65	88
134	55			40	1	12	18	142	65	88
135	55			41	1	13	19	143	65	
136	56			42	1	14	19	144	65	
137	56			43	1	15	20	145	66	
138	56			44	1	16	20	146	66	
139	56			45	1	17	21	147	66	
140	56			46	1	18	22	148	66	
141	57			47	1	19	23	149	67	
142	57			48	1	20	24	150	67	
143	57			49	1	21	25	151	67	
144	57			50	2	22	25	152	67	
145	57			51	3	23	26	153	68	
146	58			52	4	24	26	154	68	
147	58			53	5	25	27	155	68	
148	58			54	6	26	27	156	68	
149	58			55	7	27	28	157	69	
150	58			56	8	28	28	158	69	
151	59			57	9	29	29	159	69	
152	59			58	10	30	29	160	69	
153	59			59	11	31	29	161	70	
154	59			60	12	32	30	162	70	
155	59			61	13	33	30	163	70	
156	60			62	14	34	30	164	71	
157	60			63	15	35	31	165	72	
158	60			64	16	36	31	166	72	
159	60			65	17	37	31	167	72	
160	60			66	18	38	32	168	72	
161	60			67	19	39	32	169	72	
162	60			68	20	40	32	170	72	
163	60			69	21	41	33	171	73	
164	60			70	22	42	33	172	74	
165	60			71	23	43	33	173	74	
166	60			72	24	44	34	174	74	
167	60			73	25	45	34	175	75	
168	60			74	26	46	34	176	75	
169	61			75	27	47	35	177	75	
170	61			76	28	48	35	178	76	
171	61			77	29	49	35	179	76	
172	61			78	29	50	36	180	76	
				79	30	51	36	181	77	
				80	30	52	36	182	77	
				81	31	53	37	183	77	
				82	31	54	37	184	77	
				83	32	55	37	185	77	
				84	32	56	38	186	77	
				85	33	57	38	187	77	
				86	34	58	38	188	78	
				87	35	59	38	189	78	
				88	36	60	39	190	78	
				89	37	61	39			
				90	38	61	39			
				91	39	62	39			
				92	40	62	39			
				93	41	63	40			

ホ 教育職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	1
24	4	12	1	1
25	5	13	1	1
26	6	14	1	1
27	7	15	1	1
28	8	16	1	1
29	9	17	1	1
30	10	18	2	1
31	11	19	3	1
32	12	20	4	1
33	13	21	5	1
34	14	22	6	1
35	15	23	7	1
36	16	24	8	1
37	17	25	9	1
38	18	26	10	1
39	19	27	11	1
40	20	28	12	1
41	21	29	13	1
42	22	30	14	1
43	23	31	15	1
44	24	32	16	1
45	25	33	17	1
46	26	34	18	1
47	27	35	19	1
48	28	36	20	1
49	29	37	21	1
50	30	38	21	1
51	31	39	22	1
52	32	40	22	1
53	33	41	23	1
54	33	41	23	1
55	33	42	24	1
56	34	42	24	1
57	34	43	25	1
58	34	43	25	2
59	35	44	25	3
60	35	44	26	4
61	35	45	26	5
62	36	46	26	6
63	36	47	27	7
64	36	48	27	8
65	37	49	27	9
66	37	50	28	9
67	38	51	28	10
68	38	52	28	10
69	39	53	29	11
70	39	54	29	11
71	40	55	30	12
72	40	56	30	12
73	41	57	31	13
74	41	57	31	13
75	42	58	32	14
76	42	58	32	14
77	43	59	33	15
78	43	59	33	
79	44	60	33	
80	44	60	34	
81	45	61	34	
82	45	61	34	
83	46	62	35	
84	46	62	35	
85	47	63	35	
86	47	63	36	
87	48	64	36	
88	48	64	36	
89	49	65	37	
90	49	65		
91	49	66		
92	49	66		
93	50	67		
94	50	67		
95	50	68		
96	50	68		
97	51	69		
98	51	69		
99	51	70		
100	51	70		
101	52	71		
102	52	71		
103	52	72		
104	52	72		
105	53	73		
106	53			
107	53			
108	53			
109	54			
110	54			
111	54			
112	54			
113	55			
114	55			

115	55
116	55
117	56
118	56
119	56
120	56
121	57
122	57
123	57
124	58
125	58
126	58
127	59
128	59
129	59

ヘ 福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
9	1	1
10	1	2
11	1	3
12	1	4
13	1	5
14	1	6
15	1	7
16	1	8
17	1	9
18	1	10
19	1	11
20	1	12
21	1	13
22	1	14
23	1	15
24	1	16
25	1	17
26	1	18
27	1	19
28	1	20
29	1	21
30	1	22
31	1	23
32	1	24
33	1	25
34	1	26
35	1	27
36	1	28
37	1	29
38	1	30
39	1	31
40	1	32
41	1	33
42	1	33
43	1	34
44	1	34
45	1	35
46	1	35
47	1	36
48	1	36
49	1	37
50	1	38
51	1	39
52	1	40
53	1	41
54	1	41
55	1	41
56	1	42
57	1	42
58	2	42
59	3	43
60	4	43
61	5	43
62	6	44
63	7	44
64	8	44
65	9	45
66	10	45
67	11	45
68	12	45
69	13	45
70	14	46
71	15	46
72	16	46
73	17	46
74	18	46
75	19	47
76	20	47
77	21	48
78	22	48
79	23	48
80	24	48
81	25	48
82	26	49
83	27	49
84	28	49
85	29	49
86	30	49
87	31	49
88	32	49
89	33	50
90	34	50
91	35	50
92	36	50
93	37	50
94	38	50
95	39	50
96	40	51
97	41	51
98	42	51
99	43	51
100	44	51
101	45	51
102	46	51
103	47	52
104	48	52
105	49	52
106	50	52
107	51	52
108	52	52
109	53	
110	54	

111	55
112	56
113	57
114	57
115	58
116	58
117	59
118	59
119	60
120	60
121	61
122	61
123	62
124	62
125	63
126	63
127	64
128	64
129	65
130	65
131	66
132	66
133	67
134	67
135	68
136	68
137	69
138	70
139	71
140	72
141	73
142	74
143	75
144	76
145	76
146	76
147	77
148	77
149	78
150	78
151	79
152	79
153	79
154	80
155	80
156	80
157	81
158	81
159	81
160	81
161	81
162	81
163	82
164	82
165	82
166	82
167	82
168	82
169	82
170	82

ト 療養介助職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
1	1	1
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5	5
6	6	6
7	7	7
8	8	8
9	9	9
10	10	10
11	11	11
12	12	12
13	13	13
14	14	14
15	15	15
16	16	16
17	17	17
18	18	18
19	19	19
20	20	20
21	21	21
22	22	22
23	23	23
24	24	24
25	25	25
26	26	26
27	27	27
28	28	28
29	29	29
30	30	30
31	31	31
32	32	32
33	33	33
34	34	34
35	35	35
36	36	36
37	37	37
38	38	38
39	39	39
40	40	40
41	41	41
42	42	42
43	43	43
44	44	44
45	45	45
46	46	46
47	47	47
48	48	48
49	49	49
50	50	50
51	51	51
52	52	52
53	53	53
54	54	54
55	55	55
56	56	56
57	57	57
58	58	58
59	59	59
60	60	60
61	61	61
62	62	62
63	63	63
64	64	64
65	65	65
66	66	66
67	67	67
68	68	68
69	69	69
70	70	70
71	71	71
72	72	72
73	73	73
74	74	74
75	75	75
76	76	76
77	77	77
78	78	78
79	79	79
80	80	80
81	81	81
82	82	82
83	83	83
84	84	84
85	85	85
86	86	86
87	87	87
88	88	88
89	89	89
90	89	89
91	90	90
92	90	90
93	91	91
94	91	91
95	92	92
96	92	92
97	93	93
98	93	93
99	94	94
100	94	94
101	95	95
102	95	95

103	96
104	96
105	97
106	97
107	98
108	98
109	99
110	99
111	100
112	100
113	101
114	101
115	101
116	102
117	102
118	102
119	103
120	103
121	103
122	104
123	104
124	104
125	104
126	105
127	105
128	105
129	105
130	106
131	106
132	106
133	106
134	107
135	107
136	107
137	107
138	108
139	108
140	108
141	108
142	109
143	109
144	109
145	109
146	110
147	110
148	110
149	110

子 診療情報管理職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵				
	2級	3級			
9	1	1	111	50	62
10	1	1	112	50	62
11	1	1	113	51	63
12	1	1	114	51	63
13	1	1	115	51	64
14	1	1	116	51	64
15	1	1	117	52	65
16	1	1	118	52	65
17	1	1	119	52	66
18	1	2	120	52	66
19	1	3	121	53	67
20	1	4	122	53	67
21	1	5	123	53	68
22	1	6	124	53	68
23	1	7	125	53	69
24	1	8	126	54	69
25	1	9	127	54	70
26	1	10	128	54	70
27	1	11	129	54	71
28	1	12	130	54	71
29	1	13	131	55	
30	1	14	132	55	
31	1	15	133	55	
32	1	16	134	55	
33	1	17	135	55	
34	1	18	136	56	
35	1	19	137	56	
36	1	20	138	56	
37	1	21	139	56	
38	1	22	140	56	
39	1	23	141	57	
40	1	24	142	57	
41	1	25	143	57	
42	1	26	144	57	
43	1	27	145	57	
44	1	28	146	58	
45	1	29	147	58	
46	1	30	148	58	
47	1	31	149	58	
48	1	32	150	58	
49	1	33	151	59	
50	2	34	152	59	
51	3	35	153	59	
52	4	36	154	59	
53	5	37	155	59	
54	6	38	156	60	
55	7	39	157	60	
56	8	40	158	60	
57	9	41	159	60	
58	10	42	160	60	
59	11	43	161	60	
60	12	44	162	60	
61	13	45	163	60	
62	14	45	164	60	
63	15	45	165	60	
64	16	46	166	60	
65	17	46	167	60	
66	18	46	168	60	
67	19	47	169	61	
68	20	47	170	61	
69	21	47	171	61	
70	22	48	172	61	
71	23	48			
72	24	48			
73	25	49			
74	26	49			
75	27	49			
76	28	50			
77	29	50			
78	30	50			
79	31	51			
80	32	51			
81	33	51			
82	34	52			
83	35	52			
84	36	52			
85	37	53			
86	38	53			
87	39	53			
88	40	53			
89	41	54			
90	41	54			
91	42	54			
92	42	54			
93	43	55			
94	43	55			
95	44	55			
96	44	55			
97	45	56			
98	45	56			
99	46	56			
100	46	56			
101	47	57			
102	47	57			
103	48	58			
104	48	58			
105	49	59			
106	49	59			
107	49	60			
108	49	60			
109	50	61			
110	50	61			

別表第 12 基本給表別職員層区分表（第 15 条第 3 項関係）

区 分	初 任 層	中 間 層	管理職層
医療職基本給表（一）	—	（中間層）	—
医療職基本給表（二）	1 級	2 級～5 級	6 級、7 級
医療職基本給表（三）	1 級、2 級	3 級～5 級	6 級、7 級
事務職基本給表	1 級	2 級～5 級	6 級～9 級
技能職基本給表	1 級	2 級～4 級	—
教育職基本給表	1 級	2 級、3 級	4 級、5 級
研究職基本給表	—	（中間層）	—
福祉職基本給表	1 級	2 級、3 級	—
療養介助職基本給表	1 級、2 級	—	—
診療情報管理職基本給表	1 級	2 級、3 級	—

別表第13 副院長・部長・医長基本年俸表（第19条第1項第1号関係）

職務の級 号俸	1 級			2 級		
	基本年俸額			基本年俸額		
	月 例 年俸額	業績年俸額		月 例 年俸額	業績年俸額	
		1 欄	2 欄		1 欄	2 欄
円	円		円	円	円	
1	4,346,400	1,750,000	1,978,000	5,194,800	2,455,000	2,637,000
2	4,399,200	1,771,000	2,002,000	5,234,400	2,474,000	2,657,000
3	4,448,400	1,791,000	2,025,000	5,272,800	2,492,000	2,676,000
4	4,498,800	1,811,000	2,047,000	5,311,200	2,510,000	2,696,000
5	4,549,200	1,832,000	2,070,000	5,350,800	2,529,000	2,716,000
6	4,600,800	1,852,000	2,094,000	5,386,800	2,546,000	2,734,000
7	4,651,200	1,873,000	2,117,000	5,422,800	2,563,000	2,753,000
8	4,706,400	1,895,000	2,142,000	5,458,800	2,580,000	2,771,000
9	4,758,000	1,916,000	2,165,000	5,494,800	2,597,000	2,789,000
10	4,808,400	1,936,000	2,188,000	5,532,000	2,614,000	2,808,000
11	4,857,600	1,956,000	2,211,000	5,566,800	2,631,000	2,826,000
12	4,909,200	1,976,000	2,234,000	5,602,800	2,648,000	2,844,000
13	4,958,400	1,996,000	2,257,000	5,637,600	2,664,000	2,862,000
14	4,996,800	2,012,000	2,274,000	5,672,400	2,681,000	2,879,000
15	5,035,200	2,027,000	2,292,000	5,707,200	2,697,000	2,897,000
16	5,073,600	2,043,000	2,309,000	5,740,800	2,713,000	2,914,000
17	5,115,600	2,060,000	2,328,000	5,774,400	2,729,000	2,931,000
18	5,151,600	2,074,000	2,344,000	5,809,200	2,745,000	2,949,000
19	5,184,000	2,087,000	2,359,000	5,842,800	2,761,000	2,966,000
20	5,218,800	2,101,000	2,375,000	5,877,600	2,778,000	2,983,000
21	5,254,800	2,116,000	2,391,000	5,911,200	2,794,000	3,000,000
22	5,282,400	2,127,000	2,404,000	5,943,600	2,809,000	3,017,000
23	5,306,400	2,136,000	2,415,000	5,976,000	2,824,000	3,033,000
24	5,334,000	2,147,000	2,427,000	6,008,400	2,839,000	3,050,000
25	5,359,200	2,158,000	2,439,000	6,039,600	2,854,000	3,066,000
26	5,395,200	2,172,000	2,455,000	6,070,800	2,869,000	3,081,000
27	5,428,800	2,186,000	2,471,000	6,100,800	2,883,000	3,097,000
28	5,461,200	2,199,000	2,485,000	6,132,000	2,898,000	3,112,000
29	5,493,600	2,212,000	2,500,000	6,162,000	2,912,000	3,128,000
30	5,528,400	2,226,000	2,516,000	6,192,000	2,926,000	3,143,000
31	5,556,000	2,237,000	2,528,000	6,222,000	2,940,000	3,158,000
32	5,587,200	2,249,000	2,543,000	6,250,800	2,954,000	3,173,000
33	5,617,200	2,261,000	2,556,000	6,274,800	2,965,000	3,185,000
34	5,647,200	2,273,000	2,570,000	6,303,600	2,979,000	3,200,000
35	5,676,000	2,285,000	2,583,000	6,332,400	2,993,000	3,214,000
36	5,704,800	2,297,000	2,596,000	6,361,200	3,006,000	3,229,000
37	5,725,200	2,305,000	2,605,000	6,390,000	3,020,000	3,243,000
38	5,757,600	2,318,000	2,620,000	6,417,600	3,033,000	3,257,000
39	5,788,800	2,330,000	2,634,000	6,446,400	3,046,000	3,272,000
40	5,818,800	2,343,000	2,648,000	6,476,400	3,061,000	3,287,000
41	5,847,600	2,354,000	2,661,000	6,501,600	3,073,000	3,300,000
42	5,880,000	2,367,000	2,676,000	6,529,200	3,086,000	3,314,000
43	5,908,800	2,379,000	2,689,000	6,555,600	3,098,000	3,327,000
44	5,940,000	2,391,000	2,703,000	6,580,800	3,110,000	3,340,000
45	5,968,800	2,403,000	2,716,000	6,606,000	3,122,000	3,353,000
46	5,997,600	2,415,000	2,729,000	6,631,200	3,134,000	3,366,000
47	6,026,400	2,426,000	2,743,000	6,655,200	3,145,000	3,378,000
48	6,054,000	2,437,000	2,755,000	6,680,400	3,157,000	3,391,000
49	6,078,000	2,447,000	2,766,000	6,704,400	3,168,000	3,403,000
50	6,108,000	2,459,000	2,780,000	6,730,800	3,181,000	3,416,000
51	6,136,800	2,471,000	2,793,000	6,756,000	3,193,000	3,429,000
52	6,165,600	2,482,000	2,806,000	6,782,400	3,205,000	3,443,000

53	6,193,200	2,493,000	2,818,000	6,804,000	3,215,000	3,454,000
54	6,218,400	2,503,000	2,830,000	6,830,400	3,228,000	3,467,000
55	6,242,400	2,513,000	2,841,000	6,854,400	3,239,000	3,479,000
56	6,267,600	2,523,000	2,852,000	6,879,600	3,251,000	3,492,000
57	6,290,400	2,532,000	2,863,000	6,901,200	3,261,000	3,503,000
58	6,315,600	2,543,000	2,874,000	6,926,400	3,273,000	3,516,000
59	6,340,800	2,553,000	2,886,000	6,950,400	3,285,000	3,528,000
60	6,363,600	2,562,000	2,896,000	6,974,400	3,296,000	3,540,000
61	6,386,400	2,571,000	2,906,000	6,998,400	3,307,000	3,552,000
62	6,410,400	2,581,000	2,917,000	7,022,400	3,319,000	3,564,000
63	6,435,600	2,591,000	2,929,000	7,042,800	3,328,000	3,575,000
64	6,459,600	2,600,000	2,940,000	7,065,600	3,339,000	3,586,000
65	6,483,600	2,610,000	2,951,000	7,088,400	3,350,000	3,598,000
66	6,504,000	2,618,000	2,960,000	7,107,600	3,359,000	3,608,000
67	6,523,200	2,626,000	2,969,000	7,126,800	3,368,000	3,617,000
68	6,543,600	2,634,000	2,978,000	7,147,200	3,378,000	3,628,000
69	6,559,200	2,641,000	2,985,000	7,165,200	3,386,000	3,637,000
70	6,579,600	2,649,000	2,994,000	7,180,800	3,393,000	3,645,000
71	6,598,800	2,657,000	3,003,000	7,196,400	3,401,000	3,653,000
72	6,619,200	2,665,000	3,012,000	7,212,000	3,408,000	3,661,000
73	6,634,800	2,671,000	3,019,000	7,226,400	3,415,000	3,668,000
74	6,649,200	2,677,000	3,026,000	7,240,800	3,422,000	3,675,000
75	6,661,200	2,682,000	3,031,000	7,254,000	3,428,000	3,682,000
76	6,673,200	2,686,000	3,037,000	7,268,400	3,435,000	3,689,000
77	6,687,600	2,692,000	3,043,000	7,280,400	3,440,000	3,695,000
78	6,699,600	2,697,000	3,049,000	7,290,000	3,445,000	3,700,000
79	6,714,000	2,703,000	3,055,000	7,299,600	3,450,000	3,705,000
80	6,726,000	2,708,000	3,061,000	7,308,000	3,454,000	3,709,000
81	6,740,400	2,714,000	3,067,000	7,317,600	3,458,000	3,714,000
82	6,753,600	2,719,000	3,073,000	7,326,000	3,462,000	3,718,000
83	6,765,600	2,724,000	3,079,000	7,333,200	3,465,000	3,722,000
84	6,780,000	2,729,000	3,085,000	7,341,600	3,469,000	3,726,000
85	6,793,200	2,735,000	3,091,000	7,350,000	3,473,000	3,731,000
86	6,804,000	2,739,000	3,096,000	7,357,200	3,477,000	3,734,000
87	6,817,200	2,744,000	3,102,000	7,360,800	3,478,000	3,736,000
88	6,829,200	2,749,000	3,108,000	7,368,000	3,482,000	3,740,000
89	6,841,200	2,754,000	3,113,000	7,375,200	3,485,000	3,743,000
90	6,853,200	2,759,000	3,119,000	7,382,400	3,489,000	3,747,000
91	6,866,400	2,764,000	3,125,000	7,388,400	3,492,000	3,750,000
92	6,876,000	2,768,000	3,129,000	7,395,600	3,495,000	3,754,000
93	6,888,000	2,773,000	3,135,000	7,402,800	3,498,000	3,757,000
94	6,896,400	2,776,000	3,138,000	7,410,000	3,502,000	3,761,000
95	6,904,800	2,780,000	3,142,000	7,417,200	3,505,000	3,765,000
96	6,913,200	2,783,000	3,146,000	7,423,200	3,508,000	3,768,000
97	6,921,600	2,786,000	3,150,000	7,430,400	3,511,000	3,771,000
98	6,928,800	2,789,000	3,153,000	7,434,000	3,513,000	3,773,000
99	6,936,000	2,792,000	3,156,000	7,437,600	3,515,000	3,775,000
100	6,943,200	2,795,000	3,160,000	7,441,200	3,516,000	3,777,000
101	6,950,400	2,798,000	3,163,000	7,444,800	3,518,000	3,779,000
102	6,956,400	2,800,000	3,166,000	7,448,400	3,520,000	3,781,000
103	6,962,400	2,803,000	3,168,000	7,452,000	3,522,000	3,782,000
104	6,968,400	2,805,000	3,171,000	7,455,600	3,523,000	3,784,000
105	6,974,400	2,808,000	3,174,000	7,459,200	3,525,000	3,786,000
106	6,980,400	2,810,000	3,177,000	7,462,800	3,527,000	3,788,000
107	6,986,400	2,813,000	3,179,000	7,466,400	3,528,000	3,790,000
108	6,993,600	2,815,000	3,183,000	7,470,000	3,530,000	3,792,000
109	6,999,600	2,818,000	3,185,000	7,473,600	3,532,000	3,793,000
110	7,005,600	2,820,000	3,188,000	7,477,200	3,533,000	3,795,000
111	7,011,600	2,823,000	3,191,000	7,480,800	3,535,000	3,797,000
112	7,017,600	2,825,000	3,194,000	7,484,400	3,537,000	3,799,000
113	7,023,600	2,827,000	3,196,000	7,488,000	3,539,000	3,801,000
114	7,027,200	2,829,000	3,198,000	7,491,600	3,540,000	3,802,000
115	7,029,600	2,830,000	3,199,000	7,495,200	3,542,000	3,804,000

116	7,033,200	2,831,000	3,201,000	7,498,800	3,544,000	3,806,000
117	7,035,600	2,832,000	3,202,000	7,502,400	3,545,000	3,808,000
118	7,039,200	2,834,000	3,203,000	7,506,000	3,547,000	3,810,000
119	7,041,600	2,835,000	3,204,000	7,509,600	3,549,000	3,812,000
120	7,045,200	2,836,000	3,206,000	7,513,200	3,550,000	3,813,000
121	7,047,600	2,837,000	3,207,000	7,516,800	3,552,000	3,815,000
122	7,051,200	2,839,000	3,209,000	7,520,400	3,554,000	3,817,000
123	7,053,600	2,840,000	3,210,000	7,524,000	3,556,000	3,819,000
124	7,057,200	2,841,000	3,212,000	7,527,600	3,557,000	3,821,000
125	7,059,600	2,842,000	3,213,000	7,531,200	3,559,000	3,823,000
126	7,063,200	2,843,000	3,214,000	7,534,800	3,561,000	3,824,000
127	7,065,600	2,844,000	3,215,000	7,538,400	3,562,000	3,826,000
128	7,069,200	2,846,000	3,217,000			
129	7,071,600	2,847,000	3,218,000			
130	7,075,200	2,848,000	3,220,000			
131	7,077,600	2,849,000	3,221,000			
132	7,081,200	2,851,000	3,222,000			
133	7,083,600	2,852,000	3,224,000			
134	7,087,200	2,853,000	3,225,000			
135	7,089,600	2,854,000	3,226,000			
136	7,093,200	2,856,000	3,228,000			
137	7,095,600	2,856,000	3,229,000			
138	7,099,200	2,858,000	3,231,000			
139	7,101,600	2,859,000	3,232,000			
140	7,105,200	2,860,000	3,233,000			
141	7,107,600	2,861,000	3,234,000			
142	7,111,200	2,863,000	3,236,000			
143	7,113,600	2,864,000	3,237,000			
144	7,117,200	2,865,000	3,239,000			
145	7,119,600	2,866,000	3,240,000			
146	7,123,200	2,868,000	3,242,000			
147	7,125,600	2,869,000	3,243,000			
148	7,129,200	2,870,000	3,244,000			
149	7,131,600	2,871,000	3,245,000			

別表第14 副所長・部長・室長基本年俸表（第19条第1項第2号関係）

職務の級 号俸	1級		2級		3級	
	基本年俸額		基本年俸額		基本年俸額	
	月例 年俸額	業績 年俸額	月例 年俸額	業績 年俸額	月例 年俸額	業績 年俸額
	円	円	円	円	円	円
1	3,499,200	1,348,000	4,698,000	2,220,000	6,296,400	3,196,000
2	3,528,000	1,359,000	4,731,600	2,236,000	6,333,600	3,215,000
3	3,555,600	1,369,000	4,762,800	2,251,000	6,370,800	3,234,000
4	3,583,200	1,380,000	4,795,200	2,266,000	6,408,000	3,253,000
5	3,608,400	1,390,000	4,820,400	2,278,000	6,445,200	3,271,000
6	3,631,200	1,399,000	4,852,800	2,293,000	6,474,000	3,286,000
7	3,652,800	1,407,000	4,885,200	2,309,000	6,502,800	3,301,000
8	3,673,200	1,415,000	4,917,600	2,324,000	6,531,600	3,315,000
9	3,693,600	1,423,000	4,947,600	2,338,000	6,560,400	3,330,000
10	3,721,200	1,433,000	4,978,800	2,353,000	6,580,800	3,340,000
11	3,747,600	1,443,000	5,011,200	2,368,000	6,603,600	3,352,000
12	3,776,400	1,454,000	5,042,400	2,383,000	6,626,400	3,363,000
13	3,798,000	1,463,000	5,073,600	2,398,000	6,646,800	3,374,000
14	3,825,600	1,473,000	5,106,000	2,413,000	6,662,400	3,382,000
15	3,854,400	1,484,000	5,139,600	2,429,000	6,676,800	3,389,000
16	3,882,000	1,495,000	5,172,000	2,444,000	6,688,800	3,395,000
17	4,066,800	1,566,000	5,202,000	2,458,000	6,702,000	3,402,000
18	4,092,000	1,576,000	5,232,000	2,473,000	6,710,400	3,406,000
19	4,114,800	1,585,000	5,262,000	2,487,000	6,717,600	3,410,000
20	4,135,200	1,593,000	5,290,800	2,500,000	6,724,800	3,413,000
21	4,155,600	1,600,000	5,319,600	2,514,000	6,733,200	3,418,000
22	4,173,600	1,607,000	5,350,800	2,529,000	6,737,400	3,420,000
23	4,190,400	1,614,000	5,382,000	2,543,000	6,741,600	3,422,000
24	4,204,800	1,619,000	5,409,600	2,557,000	6,745,800	3,424,000
25	4,222,800	1,626,000	5,436,000	2,569,000	6,750,000	3,426,000
26	4,245,600	1,635,000	5,463,600	2,582,000	6,754,200	3,428,000
27	4,269,600	1,644,000	5,493,600	2,596,000	6,758,400	3,430,000
28	4,290,000	1,652,000	5,522,400	2,610,000	6,762,600	3,433,000
29	4,311,600	1,660,000	5,552,400	2,624,000	6,766,800	3,435,000
30	4,333,200	1,669,000	5,582,400	2,638,000		
31	4,352,400	1,676,000	5,612,400	2,652,000		
32	4,370,400	1,683,000	5,641,200	2,666,000		
33	4,388,400	1,690,000	5,668,800	2,679,000		
34	4,411,200	1,699,000	5,697,600	2,693,000		
35	4,431,600	1,707,000	5,726,400	2,706,000		
36	4,454,400	1,715,000	5,756,400	2,720,000		
37	4,472,400	1,722,000	5,785,200	2,734,000		
38	4,495,200	1,731,000	5,815,200	2,748,000		
39	4,515,600	1,739,000	5,844,000	2,762,000		
40	4,536,000	1,747,000	5,874,000	2,776,000		
41	4,552,800	1,753,000	5,901,600	2,789,000		
42	4,573,200	1,761,000	5,928,000	2,801,000		
43	4,596,000	1,770,000	5,954,400	2,814,000		
44	4,618,800	1,779,000	5,980,800	2,826,000		
45	4,639,200	1,787,000	6,000,000	2,835,000		
46	4,660,800	1,795,000	6,018,000	2,844,000		
47	4,683,600	1,804,000	6,037,200	2,853,000		
48	4,705,200	1,812,000	6,055,200	2,862,000		
49	4,723,200	1,819,000	6,075,600	2,871,000		
50	4,744,800	1,827,000	6,092,400	2,879,000		
51	4,764,000	1,835,000	6,109,200	2,887,000		
52	4,784,400	1,842,000	6,127,200	2,896,000		

53	4,798,800	1,848,000	6,140,400	2,902,000		
54	4,815,600	1,855,000	6,154,800	2,909,000		
55	4,832,400	1,861,000	6,169,200	2,915,000		
56	4,849,200	1,867,000	6,183,600	2,922,000		
57	4,864,800	1,873,000	6,194,400	2,927,000		
58	4,880,400	1,879,000	6,206,400	2,933,000		
59	4,898,400	1,886,000	6,218,400	2,939,000		
60	4,916,400	1,893,000	6,230,400	2,944,000		
61	4,930,800	1,899,000	6,243,600	2,951,000		
62	4,945,200	1,904,000	6,254,400	2,956,000		
63	4,964,400	1,912,000	6,262,800	2,960,000		
64	4,982,400	1,919,000	6,271,200	2,964,000		
65	4,998,000	1,925,000	6,280,800	2,968,000		
66	5,014,800	1,931,000	6,290,400	2,973,000		
67	5,031,600	1,938,000	6,300,000	2,977,000		
68	5,048,400	1,944,000	6,309,600	2,982,000		
69	5,065,200	1,951,000	6,318,000	2,986,000		
70	5,082,000	1,957,000	6,327,600	2,990,000		
71	5,098,800	1,964,000	6,337,200	2,995,000		
72	5,115,600	1,970,000	6,346,800	2,999,000		
73	5,128,800	1,975,000	6,355,200	3,003,000		
74	5,144,400	1,981,000	6,359,400	3,005,000		
75	5,161,200	1,988,000	6,363,600	3,007,000		
76	5,176,800	1,994,000	6,367,800	3,009,000		
77	5,186,400	1,997,000	6,372,000	3,011,000		
78	5,197,200	2,001,000	6,376,200	3,013,000		
79	5,209,200	2,006,000	6,380,400	3,015,000		
80	5,220,000	2,010,000	6,384,600	3,017,000		
81	5,230,800	2,014,000	6,388,800	3,019,000		
82	5,240,400	2,018,000	6,393,000	3,021,000		
83	5,247,600	2,021,000	6,397,200	3,023,000		
84	5,257,200	2,025,000	6,401,400	3,025,000		
85	5,262,000	2,026,000	6,405,600	3,027,000		
86	5,269,200	2,029,000	6,409,800	3,029,000		
87	5,275,200	2,031,000	6,414,000	3,031,000		
88	5,281,200	2,034,000	6,418,200	3,033,000		
89	5,287,200	2,036,000	6,422,400	3,035,000		
90	5,290,200	2,037,000	6,426,600	3,037,000		
91	5,293,200	2,038,000				
92	5,296,200	2,040,000				
93	5,299,200	2,041,000				
94	5,302,200	2,042,000				
95	5,305,200	2,043,000				
96	5,308,200	2,044,000				
97	5,311,200	2,045,000				
98	5,314,200	2,046,000				
99	5,317,200	2,048,000				
100	5,320,200	2,049,000				
101	5,323,200	2,050,000				
102	5,326,200	2,051,000				
103	5,329,200	2,052,000				
104	5,332,200	2,053,000				
105	5,335,200	2,055,000				
106	5,338,200	2,056,000				
107	5,341,200	2,057,000				
108	5,344,200	2,058,000				
再任用職員	3,922,800	789,000	4,626,000	1,142,000		

別表第15 任期付職員基本年俸表（第19条第1項第3号）

号俸	基本年俸額	
	月例 年俸額	業績 年俸額
	円	円
1	4,560,000	1,317,000
2	5,124,000	1,480,000
3	5,724,000	1,728,000
4	6,468,000	1,953,000
5	7,380,000	2,616,000
6	8,496,000	3,234,000
7	9,156,000	3,486,000
8	9,840,000	3,746,000
9	10,776,000	4,102,000
10	11,616,000	4,422,000
11	12,456,000	4,742,000
12	13,320,000	5,070,000
13	14,136,000	5,381,000

別表第16 院長等基本年俸表（第19条第1項第4号関係）

号俸	基本年俸額	
	月例 年俸額	業績 年俸額
	円	円
1	8,496,000	3,056,600
2	9,156,000	3,294,100
3	9,840,000	3,540,200
4	10,776,000	3,876,900

別表第17 基本年俸表級別標準職務表（第20条第1項関係）

イ 副院長・部長・医長基本年俸表級別標準職務表

職務の級		標準的な職務
1 級	1 欄	医長又は室長の職務
	2 欄	副部長の職務
2 級	1 欄	部長の職務
	2 欄	副院長又はセンター長の職務
備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわらず、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている職務の級が2級の場合に限る。）		

ロ 副所長・部長・室長基本年俸表級別標準職務表

職務の級		標準的な職務
1 級		室長又は主任研究員の職務
2 級		部長の職務
3 級		副所長又はセンター長の職務
備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。		

別表第18 基本年俸表昇格等対応号俸表（第21条第1項及び第5項関係）

イ 副院長・部長・医長基本年俸表

2級昇格の場合	
昇格前の号俸	昇格後の号俸
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	53
71	54
72	54
73	55
74	55
75	56
76	56
77	57
78	58
79	59
80	60
81	61
82	61
83	61
84	61
85	62
86	62
87	62
88	62
89	63
90	63
91	63
92	63
93	64
94	64
95	64
96	64
97	65
98	65
99	65
100	66
101	66
102	66
103	67
104	67
105	67
106	68
107	68
108	68
109	69
110	69

111	69
112	69
113	69
114	70
115	70
116	70
117	70
118	70
119	71
120	71
121	71
122	71
123	71
124	72
125	72
126	72
127	72
128	72
129	73
130	73
131	73
132	73
133	73
134	73
135	74
136	74
137	74
138	74
139	74
140	74
141	75
142	75
143	75
144	75
145	75
146	75
147	76
148	76
149	76

ロ 副所長・部長・室長基本年俸表

昇格前の号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
37	1	1
38	2	1
39	3	1
40	4	1
41	5	1
42	6	1
43	7	1
44	8	1
45	9	1
46	10	1
47	11	1
48	12	1
49	13	1
50	14	1
51	15	1
52	16	1
53	17	1
54	17	2
55	18	3
56	18	4
57	19	5
58	19	6
59	20	7
60	20	8
61	21	9
62	21	9
63	22	10
64	22	10
65	23	11
66	23	11
67	24	12
68	24	12
69	25	13
70	25	13
71	26	14
72	26	14
73	27	15
74	27	15
75	28	15
76	28	16
77	29	16
78	29	16
79	29	17
80	30	17
81	30	17
82	30	18
83	31	18
84	31	18
85	31	19
86	32	19
87	32	19
88	32	20
89	33	20
90	33	20
91	33	
92	33	
93	33	
94	34	
95	34	
96	34	
97	34	
98	34	
99	35	
100	35	
101	35	
102	35	
103	35	
104	36	
105	36	
106	36	
107	36	
108	36	

ハ 医療職基本給表（一）から副院長・部長・医長基本年俸表の
の1級に直前の4月1日に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸	昇任後の号俸
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19
40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	26
47	27
48	28
49	29
50	30
51	31
52	32
53	33
54	34
55	35
56	36
57	37
58	38
59	39
60	40
61	41
62	42
63	43
64	44
65	45
66	46
67	47
68	48
69	49
70	49
71	50
72	50
73	51
74	51
75	52
76	52
77	53
78	53
79	54
80	54
81	55
82	55
83	56
84	56
85	57
86	57
87	57
88	58
89	58
90	58
91	59
92	59
93	59
94	60
95	60
96	60
97	61
98	61
99	61
100	61
101	62
102	62
103	62
104	62
105	63
106	63
107	63
108	63
109	64
110	64
111	64
112	64

113	65
114	65
115	65
116	65
117	66
118	66
119	66
120	66
121	67
122	67
123	67
124	67
125	68
126	68
127	68
128	68
129	69
130	69
131	69
132	69
133	69
134	70
135	70
136	70
137	70
138	70
139	70
140	70
141	71
142	71
143	71
144	71
145	71
146	71
147	71
148	71
149	72
150	72
151	72
152	72
153	72
154	72
155	72
156	72
157	73
158	73
159	73
160	73

ニ 研究職基本給表から副所長・部長・室長基本年俸表の
の1級に直前の4月1日に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸	昇任後の号俸
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	17
51	18
52	18
53	19
54	19
55	20
56	20
57	21
58	21
59	22
60	22
61	23
62	23
63	24
64	24
65	25
66	25
67	26
68	26
69	27
70	27
71	28
72	28
73	29
74	29
75	30
76	30
77	31
78	31
79	32
80	32
81	33
82	33
83	33
84	34
85	34
86	34
87	35
88	35
89	35
90	36
91	36
92	36
93	37
94	37
95	37
96	38
97	38
98	38
99	39
100	39
101	39
102	40
103	40
104	40
105	41
106	41
107	41
108	42
109	42
110	42
111	43
112	43
113	43
114	44
115	44
116	44
117	45
118	45
119	46
120	46
121	47

備考

- 1 「昇任前の号俸」は、3月31日における号俸である。なお、昇任させる日が4月1日の場合は、前日の3月31日における号俸である。
- 2 「昇任後の号俸」は、4月1日の号俸である。

別表第19 地域手当支給区分表（第59条第1項関係）

支 給 事 業 場	支 給 区 分	支 給 割 合
国立精神・神経医療研究センター	2 級 地	100分の16

別表第20 役職手当適用区分表(第60条第2項関係)

基本給表等	職名	支給区分	職務の級	月額		
				再任用職員以外	再任用職員	
副院長・部長・医長 基本年俸表	副院長 センター長	一 種	2 級以下	148,100	—	
	部長	二 種	2 級	118,500	—	
	副部長	三 種	1 級	107,600	—	
	医室長	四 種	1 級	96,700	—	
副所長・部長・室長 基本年俸表	副所長 センター長	一 種	3 級以下	139,700	—	
	部長	二 種	2 級以下	103,400	98,300	
	室長	三 種	1 級	78,400	58,300	
	主任研究員	四 種	1 級	60,900	43,300	
医療職基本給表(二)	薬剤部長	三 種	7 級	84,700	76,400	
			6 級	76,700	65,300	
			5 級以下	72,700	57,600	
	副薬剤部長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 栄養管理室長 臨床工学技士長 理学療法士長 作業療法士長	四 種	(理事長が別に定める場合に限る。)	7 級	96,800	87,300
			5 級	5 級	62,300	49,400
				4 級以下	58,900	43,100
医療職基本給表(三)	看護部長	三 種	6 級以下	75,800	58,200	
		二 種	7 級以下	88,300	75,800	
	副看護部長 看護師長	四 種	5 級以下	62,300	49,400	
		五 種	4 級以下	49,300	38,200	
事務職基本給表	理事長が別に定める職務	一 種	9 級以下	139,300	133,600	
	部長 事務長	二 種	7 級	94,000	79,800	
			6 級以下	88,500	69,800	
	課長 室長	一 種	(理事長が別に定める場合に限る。)	8 級以下	130,300	112,900
		四 種	5 級	62,300	48,200	
			4 級以下	59,500	44,300	
	三 種	(理事長が別に定める場合に限る。)	5 級以下	72,700	56,200	
		専門職	四 種	4 級	59,500	44,300
3 級以下	55,500			41,900		
教育職基本給表	理事長が別に定める職務	一 種	5 級	142,600	136,900	
	学部長	二 種	4 級以下	106,900	81,800	
	教授	三 種	4 級以下	93,500	71,600	
	准教授	四 種	3 級以下	59,200	48,200	

備考

- すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当支給区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当支給区分にかかわらず、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に理事長が定める額を支給し、役職手当支給区分は一種とする。
- 役職手当支給区分表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、理事長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

別表第 2 1 削除

別表第 2 2 医師手当（定額部分）支給種別区分表（第 8 4 条第 2 項関係）

事 業 場	支給種別区分
国立精神・神経医療研究センター	三 種

別表第23 医師手当(定額部分)月額表(第84条第3項関係)

免許取得 後年度数	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種
	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
	円	円	円	円	円
1	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
2	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
3	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
4	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
5	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
6	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
7	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
8	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
9	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
10	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
11	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
12	319,300	266,700	209,600	193,600	48,400
13	319,300	266,700	209,600	186,400	46,600
14	319,300	266,700	209,600	179,200	44,800
15	319,300	266,700	209,600	172,000	43,000
16	319,300	266,700	209,600	164,800	41,200
17	319,300	266,700	209,600	157,600	39,400
18	319,300	266,700	209,600	150,400	37,600
19	319,300	266,700	209,600	143,200	35,800
20	319,300	266,700	209,600	137,600	34,400
21	319,300	266,700	209,600	132,000	33,000
22	315,300	263,400	207,000	126,400	31,600
23	311,300	260,100	204,400	120,800	30,200
24	307,300	256,800	201,800	115,200	28,800
25	303,300	253,500	199,200	109,600	27,400
26	299,300	250,200	196,600	104,000	26,000
27	288,600	242,200	190,300	101,600	25,400
28	277,800	233,900	184,200	99,200	24,800
29	267,300	226,200	177,900	95,600	23,900
30	256,600	218,000	171,900	92,800	23,200
31	245,900	210,100	165,700	90,400	22,600
32	231,500	198,200	157,200	88,000	22,000
33	217,300	186,900	148,600	85,600	21,400
34	203,100	175,300	140,000	82,800	20,700
35	188,700	163,500	131,500	81,600	20,400
36	173,000	151,200	122,200	80,000	20,000
37	157,300	138,700	113,100	77,200	19,300
38	141,800	126,500	103,700	74,000	18,500
39	116,300	106,300	90,300	70,400	17,600
40	92,500	87,500	77,500	67,600	16,900
41	84,000	79,000	69,000		
42	75,500	70,500	60,500		
43	67,000	62,000			
44	58,500	53,500			
45	50,000				

附則別表第1 基本給表の職務の級の切替表（附則第2条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職俸給表（一）	1 級	医療職基本給表（一）	(職務の級なし)
	2 級		
医療職俸給表（二）	1 級	医療職基本給表（二）	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
	6 級		6 級
	7 級		7 級
	8 級		7 級
医療職俸給表（三）	1 級	医療職基本給表（三）	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
	6 級		6 級
	7 級		7 級
行政職俸給表（一）	1 級	事務職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
	6 級		6 級
	7 級		6 級
	8 級		7 級
	9 級		8 級
	10 級		9 級
行政職俸給表（二）	1 級	技能職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		4 級
教育職俸給表（一）	1 級	教育職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
研究職俸給表	2 級	研究職基本給表	(職務の級なし)
福祉職俸給表	1 級	福祉職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		2 級
	4 級		3 級

備考 「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）1級等は、給与法第6条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）

切替前の号俸		切替後の号俸	
1級	2級	号俸	
1		1	69
2		2	70
3		3	71
4		4	72
5		5	73
6		6	74
7		7	75
8		8	76
9		9	77
10		10	78
11		11	79
12		12	80
13		13	81
14		14	82
15		15	83
16		16	84
17		17	85
18		18	86
19		19	87
20		20	88
21		21	89
22		22	90
23		23	91
24		24	92
25	1	25	93
26	2	26	94
27	3	27	95
28	4	28	96
29	5	29	97
30	6	30	122
31	7	31	123
32	8	32	124
33	9	33	125
34	10	34	126
35	11	35	127
36	12	36	128
37	13	37	129
38	14	38	130
39	15	39	131
40	16	40	132
41	17	41	133
42	18	42	
43	19	43	
44	20	44	
45	21	45	
46	22	46	
47	23	47	
48	24	48	
49	25	49	
50	26	50	
51	27	51	
52	28	52	
53	29	53	
54			
55			
56	30	54	
57			
58			
59	31	55	
60			
61			
62	32	56	
63			
64			
65	33	57	
	34	58	
	35	59	
	36	60	
	37	61	
	38	62	
	39	63	
	40	64	
	41	65	
	42	66	
	43	67	
	44	68	
	45	69	
	46	70	
	47	71	
	48	72	
	49	73	
	50	74	
	51	75	
	52	76	
	53	77	
	54	78	
	55	79	
	56	80	
	57	81	
	58	82	
	59	83	
	60	84	
	61	85	
	62	86	
	63	87	
	64	88	
	65	89	
	66	90	
	67	91	
	68	92	

備考

- 1 「切替前の号俸」は、平成22年3月31日における給与法の号俸である。
- 2 「切替後の号俸」は、平成22年4月1日における号俸である。
- 3 前項までの規定については、以下、本表において同様とする。

□ 医療職基本給表 (二)

切替前の号俵		切替後の号俵	
1級	2級	1級	
1		1	65
2		2	66
3		3	67
4		4	68
5		5	69
6		6	70
7		7	71
8		8	72
9		9	73
10		10	74
11		11	75
12		12	76
13		13	77
14		14	78
15		15	79
16		16	80
17		17	81
18		18	82
19		19	83
20		20	84
21	1	21	85
22	2	22	86
23	3	23	87
24	4	24	88
25	5	25	89
26	6	26	90
27	7	27	91
28	8	28	92
29	9	29	93
30	10	30	94
31	11	31	95
32	12	32	96
33	13	33	97
34	14	34	98
35	15	35	99
36	16	36	100
37	17	37	101
38	18	38	102
39	19	39	103
40	20	40	104
41	21	41	105
42	22	42	126
43	23	43	127
44	24	44	128
45	25	45	129
46	26	46	130
47	27	47	131
48	28	48	132
49	29	49	133
50			134
51	30	50	135
52			136
53	31	51	137
54			138
55	32	52	139
56			140
57	33	53	141
58	34	54	142
59	35	55	143
60	36	56	144
61	37	57	145
62			146
63	38	58	147
64			148
65	39	59	149
66			150
67	40	60	151
68			152
69	41	61	153
70			
71			
72	42	62	
73			
74			
75	43	63	
76			
77			
78	44	64	
79			
80			
81	45	65	
82			
83	46	66	
84			
85	47	67	
	48	68	
	49	69	
	50	70	
	51	71	
	52	72	
	53	73	
	54	74	
	55	75	
	56	76	
	57	77	
	58	78	
	59	79	
	60	80	
	61	81	
	62	82	
	63	83	
	64	84	

切替前の号俵		切替後の号俵	
3級	2級		
1	1		
2	2		
3	3		
4	4		
5	5		
6	6		
7	7		
8	8		
9	9		
10	10		
11	11		
12	12		
13	13		
14	14		
15	15		
16	16		
17	17		
18	18		
19	19		
20	20		
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113

切替前の号俵		切替後の号俵	
4級	3級		
1	1		
2	2		
3	3		
4	4		
5	5		
6	6		
7	7		
8	8		
9	9		
10	10		
11	11		
12	12		
13	13		
14	14		
15	15		
16	16		
17	17		
18	18		
19	19		
20	20		
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		
105	105		

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85

切替前の号俵	切替後の号俵
6級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65

切替前の号俵	切替後の号俵
7級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53

切替前の号俵	切替後の号俵
8級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37

ハ 医療職基本給表 (三)

切替前の号俵	切替後の号俵	1級	1級
1	1	93	93
2	2	94	94
3	3	95	95
4	4	96	96
5	5	97	97
6	6	98	98
7	7	99	99
8	8	100	100
9	9	101	101
10	10	102	102
11	11	103	103
12	12	104	104
13	13	105	105
14	14	106	106
15	15	107	107
16	16	108	108
17	17	109	109
18	18	110	110
19	19	111	111
20	20	112	112
21	21	113	113
22	22	114	114
23	23	115	115
24	24	116	116
25	25	117	117
26	26	118	118
27	27	119	119
28	28	120	120
29	29	121	121
30	30	122	122
31	31	123	123
32	32	124	124
33	33	125	125
34	34	126	126
35	35	127	127
36	36	128	128
37	37	129	129
38	38	130	130
39	39	131	131
40	40	132	132
41	41	133	133
42	42	134	134
43	43	135	135
44	44	136	136
45	45	137	137
46	46	138	138
47	47	139	139
48	48	140	140
49	49	141	141
50	50	142	142
51	51	143	143
52	52	144	144
53	53	145	145
54	54	146	146
55	55	147	147
56	56	148	148
57	57	149	149
58	58	150	150
59	59	151	151
60	60	152	152
61	61	153	153
62	62	154	154
63	63	155	155
64	64	156	156
65	65	157	157
66	66	158	158
67	67	159	159
68	68	160	160
69	69	161	161
70	70	162	162
71	71	163	163
72	72	164	164
73	73	165	165
74	74	166	166
75	75	167	167
76	76	168	168
77	77	169	169
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		

切替前の号俵	切替後の号俵	2級	2級
1	1	93	93
2	2	94	94
3	3	95	95
4	4	96	96
5	5	97	97
6	6	98	98
7	7	99	99
8	8	100	100
9	9	101	101
10	10	102	102
11	11	103	103
12	12	104	104
13	13	105	105
14	14	106	106
15	15	107	107
16	16	108	108
17	17	109	109
18	18	110	110
19	19	111	111
20	20	112	112
21	21	113	113
22	22	114	114
23	23	115	115
24	24	116	116
25	25	117	117
26	26	118	118
27	27	119	119
28	28	120	120
29	29	121	121
30	30	122	122
31	31	123	123
32	32	124	124
33	33	125	125
34	34	126	126
35	35	127	127
36	36	128	128
37	37	129	129
38	38	130	130
39	39	131	131
40	40	132	132
41	41	133	133
42	42	134	134
43	43	135	135
44	44	136	136
45	45	137	137
46	46	138	138
47	47	139	139
48	48	140	140
49	49	141	141
50	50	142	142
51	51	143	143
52	52	144	144
53	53	145	145
54	54	146	146
55	55	147	147
56	56	148	148
57	57	149	149
58	58	150	150
59	59	151	151
60	60	152	152
61	61	153	153
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		

切替前の号俵	切替後の号俵	3級	3級
1	1	105	105
2	2	106	106
3	3	107	107
4	4	108	108
5	5	109	109
6	6	110	110
7	7	111	111
8	8	112	112
9	9	113	113
10	10	114	114
11	11	115	115
12	12	116	116
13	13	117	117
14	14	118	118
15	15	119	119
16	16	120	120
17	17	121	121
18	18	122	122
19	19	123	123
20	20	124	124
21	21	125	125
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

切替前の号俵	切替後の号俵
4級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

切替前の号俵	切替後の号俵
6級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69

切替前の号俵	切替後の号俵
7級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57

二 事務職基本給表

切替前の号俵		切替後の号俵	
1級	2級	1級	
1		1	53
2		2	54
3		3	55
4		4	56
5		5	57
6		6	58
7		7	59
8		8	60
9		9	61
10		10	62
11		11	63
12		12	64
13		13	65
14		14	66
15		15	67
16		16	68
17		17	69
18		18	70
19		19	71
20		20	72
21		21	73
22		22	74
23		23	75
24		24	76
25		25	77
26		26	78
27		27	79
28		28	80
29		29	81
30		30	82
31		31	83
32		32	84
33	1	33	85
34	2	34	86
35	3	35	87
36	4	36	88
37	5	37	89
38	6	38	90
39	7	39	91
40	8	40	92
41	9	41	93
42	10	42	94
43	11	43	95
44	12	44	96
45	13	45	97
46	14	46	98
47	15	47	99
48	16	48	100
49	17	49	101
50	18	50	102
51	19	51	103
52	20	52	104
53	21	53	105
54	22	54	106
55	23	55	107
56	24	56	108
57	25	57	109
58			110
59	26	58	111
60			112
61	27	59	113
62			114
63	28	60	115
64			116
65	29	61	117
66			118
67	30	62	119
68			120
69	31	63	121
70			122
71	32	64	123
72			124
73	33	65	125
74			157
75			
76	34	66	
77			
78			
79	35	67	
80			
81			
82	36	68	
83			
84			
85	37	69	
86			
87	38	70	
88			
89	39	71	
90			
91	40	72	
92			
93	41	73	
	42	74	
	43	75	
	44	76	
	45	77	
	46	78	
	47	79	
	48	80	
	49	81	
	50	82	
	51	83	
	52	84	

切替前の号俵		切替後の号俵	
3級	2級		
1	1		
2	2		
3	3		
4	4		
5	5		
6	6		
7	7		
8	8		
9	9		
10	10		
11	11		
12	12		
13	13		
14	14		
15	15		
16	16		
17	17		
18	18		
19	19		
20	20		
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113

切替前の号俵		切替後の号俵	
4級	3級		
1	1		
2	2		
3	3		
4	4		
5	5		
6	6		
7	7		
8	8		
9	9		
10	10		
11	11		
12	12		
13	13		
14	14		
15	15		
16	16		
17	17		
18	18		
19	19		
20	20		
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85

切替前の号俵	切替後の号俵
6級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77

切替前の号俵	切替後の号俵
7級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61

切替前の号俵	切替後の号俵
8級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45

切替前の号俵	切替後の号俵
9級	8級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41

切替前の号俵	切替後の号俵
10級	9級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

ホ 技能職基本給表

切替前の号俸		切替後の号俸	
1級	2級	1級	
1		1	105
2		2	106
3		3	107
4		4	108
5		5	109
6		6	110
7		7	111
8		8	112
9		9	113
10		10	114
11		11	115
12		12	116
13		13	117
14		14	118
15		15	119
16		16	120
17		17	121
18		18	
19		19	
20		20	
21		21	
22		22	
23		23	
24		24	
25		25	
26		26	
27		27	
28		28	
29		29	
30		30	
31		31	
32		32	
33		33	
34		34	
35		35	
36		36	
37		37	
38		38	
39		39	
40		40	
41	1	41	
42	2	42	
43	3	43	
44	4	44	
45	5	45	
46	6	46	
47	7	47	
48	8	48	
49	9	49	
50	10	50	
51	11	51	
52	12	52	
53	13	53	
54	14	54	
55	15	55	
56	16	56	
57	17	57	
58	18	58	
59	19	59	
60	20	60	
61	21	61	
62	22	62	
63	23	63	
64	24	64	
65	25	65	
66	26	66	
67	27	67	
68	28	68	
69	29	69	
70	30	70	
71	31	71	
72	32	72	
73	33	73	
74	34	74	
75	35	75	
76	36	76	
77	37	77	
78	38	78	
79	39	79	
80	40	80	
81	41	81	
82		82	
83	42	83	
84		84	
85	43	85	
86		86	
87	44	87	
88		88	
89	45	89	
90		90	
91	46	91	
92		92	
93	47	93	
94		94	
95	48	95	
96		96	
97	49	97	
98		98	
99	50	99	
100		100	
101	51	101	
102		102	
103	52	103	
104		104	

105	53	93
106		
107		
108	54	94
109		
110		
111	55	95
112		
113		
114	56	96
115		
116		
117	57	97
118		
119	58	98
120		
121	59	99
	60	100
	61	101
	62	102
	63	103
	64	104
	65	105
	66	106
	67	107
	68	108
	69	109
	70	110
	71	111
	72	112
	73	113
	74	114
	75	115
	76	116
	77	117
	78	118
	79	119
	80	120
	81	121
	82	122
	83	123
	84	124
	85	125
	86	126
	87	127
	88	128
	89	129
	90	130
	91	131
	92	132
	93	133
	94	134
	95	135
	96	136
	97	137
	98	138
	99	139
	100	140
	101	141
	102	142
	103	143
	104	144
	105	145
	106	146
	107	147
	108	148
	109	149
	110	150
	111	151
	112	152
	113	153
	114	154
	115	155
	116	156
	117	157
	118	158
	119	159
	120	160
	121	161
	122	162
	123	163
	124	164
	125	165
	126	166
	127	167
	128	168
	129	169
	130	170
	131	171
	132	172
	133	173
	134	174
	135	175
	136	176
	137	177

切替前の号俸		切替後の号俸	
3級	2級		
1	1	105	105
2	2	106	106
3	3	107	107
4	4	108	108
5	5	109	109
6	6	110	110
7	7	111	111
8	8	112	112
9	9	113	113
10	10	114	114
11	11	115	115
12	12	116	116
13	13	117	117
14	14	118	118
15	15	119	119
16	16	120	120
17	17	121	121
18	18	122	122
19	19	123	123
20	20	124	124
21	21	125	125
22	22	126	126
23	23	127	127
24	24	128	128
25	25	129	129
26	26	130	130
27	27	131	131
28	28	132	132
29	29	133	133
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

切替前の号俵	切替後の号俵
4級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69

へ 教育職基本給表

切替前の号俵	切替後の号俵
1級	1級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129

切替前の号俵	切替後の号俵
2級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105

切替前の号俵	切替後の号俵
3級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89

切替前の号俵	切替後の号俵
4級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

ト 研究職基本給表

切替前の号俸	切替後の号俸		
2級	号俸		
1	1	105	105
2	2	106	106
3	3	107	107
4	4	108	108
5	5	109	109
6	6	110	110
7	7	111	111
8	8	112	112
9	9	113	113
10	10	114	114
11	11	115	115
12	12	116	116
13	13	117	117
14	14	118	118
15	15	119	119
16	16	120	120
17	17	121	121
18	18		
19	19		
20	20		
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

チ 福祉職基本給表

切替前の号俸		切替後の号俸
1級	2級	1級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17		17
18		18
19		19
20		20
21		21
22		22
23		23
24		24
25		25
26		26
27		27
28		28
29		29
30		30
31		31
32		32
33	1	33
34	2	34
35	3	35
36	4	36
37	5	37
38	6	38
39	7	39
40	8	40
41	9	41
42	10	42
43	11	43
44	12	44
45	13	45
46	14	46
47	15	47
48	16	48
49	17	49
50	18	50
51	19	51
52	20	52
53	21	53
54	22	54
55	23	55
56	24	56
57	25	57
58		58
59	26	58
60		59
61	27	59
62		60
63	28	60
64		61
65	29	61
66	30	62
67	31	63
68	32	64
69	33	65
70		66
71	34	66
72		67
73	35	67
74		68
75	36	68
76		69
77	37	69
78	38	70
79	39	71
80	40	72
81	41	73
82		74
83	42	74
84		75
85	43	75
86		76
87	44	76
88		77
89	45	77
90		78
91	46	78
92		79
93	47	79
94		80
95	48	80
96		81
97	49	81
98		82
99	50	82
100		83
101	51	83
102		84
103	52	84
104		85
105	53	85
106		86
107		87
108	54	87
109		88
110		89

111	55	87
112		
113		
114	56	88
115		
116		
117	57	89
118		
119		
120		
121	58	90
122		
123		
124		
125	59	91
126		
127		
128		
129	60	92
130		
131		
132		
133	61	93
134		
135		
136		
137		
138	62	94
139		
140		
141		
142		
143	63	95
144		
145		
146		
147		
148	64	96
149		
150		
151		
152		
153	65	97
	66	98
	67	99
	68	100
	69	101
	70	102
	71	103
	72	104
	73	105
	74	106
	75	107
	76	108
	77	109
	78	110
	79	111
	80	112
	81	113
	82	114
	83	115
	84	116
	85	117
	86	118
	87	119
	88	120
	89	121
	90	122
	91	123
	92	124
	93	125
	94	126
	95	127
	96	128
	97	129
	98	130
	99	131
	100	132
	101	133
	102	134
	103	135
	104	136
	105	137
	106	138
	107	139
	108	140
	109	141
	110	142
	111	143
	112	144
	113	145
	114	146
	115	147
	116	148
	117	149
	118	150
	119	151
	120	152
	121	153

切替前の号俸	切替後の号俸
3級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

切替前の号俸	切替後の号俸
4級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

附則別表第3 基本年俸表の職務の級の切替表（附則第3条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職俸給表（一）	3 級	副院長・部長・医長 基本年俸表	1 級
	4 級		2 級
	5 級		
研究職俸給表	3 級	副所長・部長・室長 基本年俸表	1 級
	4 級		2 級
	5 級		3 級
	6 級		

備考 「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）3級等は、給与法第6条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第4 基本年俸表の号俸の切替表(附則第3条第2項及び第3項関係)

イ 副院長・部長・医長基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸	
医療職 俸給表(一) 3級	1級	医療職 俸給表(一) 4級	医療職 俸給表(一) 5級
1	17	1	25
2	18	2	26
3	19	3	27
4	20	4	28
5	21	5	29
6	22	6	30
7	23	7	31
8	24	8	32
9	25	9	33
10	26	10	34
11	27	11	35
12	28	12	36
13	29	13	37
14	30	14	38
15	31	15	39
16	32	16	40
17	33	17	41
18	34	18	42
19	35	19	43
20	36	20	44
21	37	21	45
22	38	22	46
23	39	23	47
24	40	24	48
25	41	25	49
26	42	26	50
27	43	27	51
28	44	28	52
29	45	29	53
30	46	30	54
31	47	31	55
32	48	32	56
33	49	33	57
34	50	34	58
35	51	35	59
36	52	36	60
37	53	37	61
38	54	38	62
39	55	39	63
40	56	40	64
41	57	41	65
42	58	42	66
43	59	43	67
44	60	44	68
45	61	45	1
46	62	46	2
47	63	47	3
48	64	48	4
49	65	49	5
50	66	50	6
51	67	51	7
52	68	52	8
53	69	53	9
54	70	54	10
55	71	55	11
56	72	56	12
57	73	57	13
58	74	58	14
59	75	59	15
60	76	60	16
61	77	61	17
62	78	62	18
63	79	63	19
64	80	64	20
65	81	65	21
66	82		
67	83		
68	84		
69	85		
70	86		
71	87		
72	88		
73	89		
74	90		
75	91		
76	92		
77	93		
78	94		
79	95		
80	96		
81	97		
82	98		
83	99		
84	100		
85	101		
86	102		
87	103		
88	104		
89	105		

備考

- 1 「切替前の号俸」は、平成22年3月31日における給与法の号俸である。
- 2 「切替後の号俸」は、平成22年4月1日の号俸である。
- 3 前項までの規定については、以下、本表において同様とする。

口 副所長・部長・室長基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸	
研究職 俸給表 3級	研究職 俸給表 4級	1級	
1		1	52
2		2	53
3		3	54
4		4	55
5		5	56
6		6	57
7		7	58
8		8	59
9		9	60
10		10	61
11		11	62
12		12	63
13		13	64
14		14	65
15		15	66
16		16	67
17	1	17	68
18	2	18	69
19	3	19	70
20	4	20	71
21	5	21	72
22	6	22	73
23	7	23	89
24	8	24	
25	9	25	
26	10	26	
27	11	27	
28	12	28	
29	13	29	
30	14	30	
31	15	31	
32	16	32	
33	17	33	
34	18	34	
35	19	35	
36	20	36	
37	21	37	
38	22	38	
39	23	39	
40	24	40	
41	25	41	
42	26	42	
43	27	43	
44	28	44	
45	29	45	
46		46	
47	30	46	
48		47	
49	31	47	
50		48	
51	32	48	
52		49	
53	33	49	
54	34	50	
55	35	51	
56	36	52	
57	37	53	
58		54	
59	38	54	
60		55	
61	39	55	
62		56	
63	40	56	
64		57	
65	41	57	
66			
67			
68	42	58	
69			
70			
71	43	59	
72			
73			
74	44	60	
75			
76	45	61	
77			
78	46	62	
79			
80	47	63	
81			
82	48	64	
83			
84	49	65	
85			
86	50	66	
87			
88	51	67	
89			

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職 俸給表 5級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職 俸給表 6級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

ハ 任期付職員基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸
第1号任期付 研究員俸給表	特定任期付 職員俸給表	号俸
号俸	号俸	
	1	1
1	2	2
2	3	3
3	4	4
4	5	5
5	6	6
6		7
	7	8
上記以外の 人事院の承 認を得て俸 給月額が定 められてい る者	上記以外の 人事院の承 認を得て俸 給月額が定 められてい る者	9
		10
		11
		12
		13

二 院長等基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸
指定職俸給表	号俸
号俸	
1	1
2	2
3	3
4	4

附則別表第5 基本年俸表の号俸の切替表の特例(附則第3条第4項及び第5項関係)

イ 副院長・部長・医長基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸		
医療職 俸給表(一) 2級	1級		
1	5	81	63
2	6	82	
3	7	83	
4	8	84	
5	9	85	64
6	10	86	
7	11	87	
8	12	88	65
9	13	89	
10	14	90	
11	15	91	
12	16	92	66
13	17	93	
14	18	94	
15	19	95	
16	20	96	67
17	21	97	
18	22		
19	23		
20	24		
21	25		
22	26		
23	27		
24	28		
25	29		
26	30		
27	31		
28	32		
29	33		
30	34		
31	35		
32	36		
33	37		
34	38		
35	39		
36	40		
37	41		
38	42		
39	43		
40	44		
41	45		
42	46		
43	47		
44	48		
45	49		
46			
47	50		
48			
49	51		
50			
51	52		
52			
53	53		
54			
55	54		
56			
57	55		
58			
59	56		
60			
61	57		
62			
63	58		
64			
65	59		
66			
67	60		
68			
69	61		
70			
71	62		
72			
73	63		
74			
75	64		
76			
77	65		
78			
79	66		
80			

□ 副所長・部長・室長基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸		
研究職 俸給表 2級	1級		
1		81	
2		82	33
3		83	
4		84	
5		85	34
6		86	
7		87	
8		88	35
9		89	
10		90	
11		91	36
12		92	
13		93	
14		94	37
15		95	
16		96	
17	1	97	38
18		98	
19		99	
20		100	39
21		101	
22		102	
23		103	40
24		104	
25		105	
26		106	41
27		107	
28		108	
29		109	42
30		110	
31		111	
32		112	43
33		113	
34	2	114	
35	3	115	44
36	4	116	
37	5	117	
38	6	118	45
39	7	119	
40	8	120	
41	9	121	46
42	10		
43	11		
44	12		
45	13		
46	14		
47	15		
48	16		
49	17		
50	18		
51	19		
52	20		
53	21		
54	22		
55	23		
56	24		
57	25		
58	26		
59	27		
60	28		
61	29		
62	30		
63	31		
64	32		
65	33		
66	34		
67	35		
68	36		
69	37		
70	38		
71	39		
72	40		
73	41		
74	42		
75	43		
76	44		
77	45		
78	46		
79	47		
80	48		

切替前の号俸	切替後の号俸		
研究職 俸給表 4級	2級		
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11	1		
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22	2		
23	3		
24	4		
25	5		
26	6		
27	7		
28	8		
29	9		
30	10		
31	11		
32	12		
33	13		
34	14		
35	15		
36	16		
37	17		
38	18		
39	19		
40	20		
41	21		
42	22		
43	23		
44	24		
45	25		
46	26		
47	27		
48	28		
49	29		
50	30		
51	31		
52	32		
53	33		
54	34		
55	35		
56	36		
57	37		
58	38		
59	39		
60	40		
61	41		
62	42		
63	43		
64	44		
65	45		
66	46		
67	47		
68	48		
69	49		
70	50		
71	51		
72	52		
73	53		

切替前の号俸	切替後の号俸		
研究職俸給 表 5級	3級		
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27	1		
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54	2		
55	3		
56	4		
57	5		
58	6		
59	7		
60	8		
61	9		
62	10		
63	11		
64	12		
65	13		
66	14		
67	15		
68	16		
69	17		
70	18		
71	19		
72	20		
73	21		

附則別表第6 基本年俸表の特例（附則第3条第6項及び第7項関係）

イ 切替日の前日に医療職俸給表（一）の4級である医長の副院長・部長・医長基本年俸表

職務の級 号俸	2級				
	基本年俸額				
	月例 年俸額	業績年俸額			
	3欄				
	円	円			
1	5,158,800	2,077,000	53	6,783,600	2,731,000
2	5,198,400	2,093,000	54	6,810,000	2,742,000
3	5,236,800	2,108,000	55	6,834,000	2,751,000
4	5,275,200	2,124,000	56	6,859,200	2,761,000
5	5,314,800	2,140,000	57	6,880,800	2,770,000
6	5,350,800	2,154,000	58	6,906,000	2,780,000
7	5,386,800	2,169,000	59	6,930,000	2,790,000
8	5,422,800	2,183,000	60	6,955,200	2,800,000
9	5,458,800	2,198,000	61	6,979,200	2,810,000
10	5,496,000	2,213,000	62	7,003,200	2,819,000
11	5,530,800	2,227,000	63	7,023,600	2,827,000
12	5,566,800	2,241,000	64	7,046,400	2,837,000
13	5,601,600	2,255,000	65	7,069,200	2,846,000
14	5,636,400	2,269,000	66	7,088,400	2,854,000
15	5,671,200	2,283,000	67	7,107,600	2,861,000
16	5,704,800	2,297,000	68	7,128,000	2,870,000
17	5,738,400	2,310,000	69	7,146,000	2,877,000
18	5,773,200	2,324,000	70	7,161,600	2,883,000
19	5,806,800	2,338,000	71	7,177,200	2,889,000
20	5,841,600	2,352,000	72	7,192,800	2,896,000
21	5,875,200	2,365,000	73	7,207,200	2,901,000
22	5,907,600	2,378,000	74	7,221,600	2,907,000
23	5,940,000	2,391,000	75	7,234,800	2,913,000
24	5,972,400	2,404,000	76	7,249,200	2,918,000
25	6,003,600	2,417,000	77	7,261,200	2,923,000
26	6,034,800	2,430,000	78	7,270,800	2,927,000
27	6,064,800	2,442,000	79	7,280,400	2,931,000
28	6,096,000	2,454,000	80	7,288,800	2,934,000
29	6,126,000	2,466,000	81	7,298,400	2,938,000
30	6,157,200	2,479,000	82	7,306,800	2,941,000
31	6,187,200	2,491,000	83	7,314,000	2,944,000
32	6,218,400	2,503,000	84	7,322,400	2,948,000
33	6,243,600	2,514,000	85	7,330,800	2,951,000
34	6,272,400	2,525,000	86	7,338,000	2,954,000
35	6,301,200	2,537,000	87	7,341,600	2,955,000
36	6,330,000	2,548,000	88	7,348,800	2,958,000
37	6,358,800	2,560,000	89	7,356,000	2,961,000
38	6,388,800	2,572,000	90	7,363,200	2,964,000
39	6,417,600	2,584,000	91	7,369,200	2,967,000
40	6,447,600	2,596,000	92	7,376,400	2,970,000
41	6,475,200	2,607,000	93	7,383,600	2,972,000
42	6,502,800	2,618,000	94	7,390,800	2,975,000
43	6,529,200	2,629,000	95	7,398,000	2,978,000
44	6,556,800	2,640,000	96	7,404,000	2,981,000
45	6,582,000	2,650,000	97	7,411,200	2,984,000
46	6,607,200	2,660,000	98	7,414,800	2,985,000
47	6,632,400	2,670,000	99	7,418,400	2,986,000
48	6,658,800	2,681,000	100	7,422,000	2,988,000
49	6,684,000	2,691,000	101	7,425,600	2,989,000
50	6,710,400	2,701,000	102	7,429,200	2,991,000
51	6,735,600	2,712,000	103	7,432,800	2,992,000
52	6,762,000	2,722,000	104	7,436,400	2,994,000

105	7,440,000	2,995,000
106	7,443,600	2,997,000
107	7,447,200	2,998,000
108	7,450,800	2,999,000
109	7,454,400	3,001,000
110	7,458,000	3,002,000
111	7,461,600	3,004,000
112	7,465,200	3,005,000
113	7,468,800	3,007,000
114	7,472,400	3,008,000
115	7,476,000	3,010,000
116	7,479,600	3,011,000
117	7,483,200	3,012,000
118	7,486,800	3,014,000
119	7,490,400	3,015,000
120	7,494,000	3,017,000
121	7,497,600	3,018,000
122	7,501,200	3,020,000
123	7,504,800	3,021,000
124	7,508,400	3,023,000
125	7,512,000	3,024,000
126	7,515,600	3,026,000
127	7,519,200	3,027,000

ロ 切替日の前日に研究職俸給表の5級である室長の副所長・部長・室長基本年俸表

職務の級 号俸	2級	
	基本年俸額	
	月例 年俸額	業績年俸額
	2欄	
	円	円
1	4,665,600	1,878,000
2	4,700,400	1,892,000
3	4,731,600	1,905,000
4	4,765,200	1,918,000
5	4,790,400	1,929,000
6	4,822,800	1,942,000
7	4,855,200	1,955,000
8	4,887,600	1,968,000
9	4,917,600	1,980,000
10	4,948,800	1,992,000
11	4,981,200	2,005,000
12	5,014,800	2,019,000
13	5,046,000	2,032,000
14	5,078,400	2,045,000
15	5,112,000	2,058,000
16	5,144,400	2,071,000
17	5,174,400	2,083,000
18	5,205,600	2,096,000
19	5,235,600	2,108,000
20	5,266,800	2,120,000
21	5,296,800	2,132,000
22	5,328,000	2,145,000
23	5,359,200	2,158,000
24	5,389,200	2,170,000
25	5,415,600	2,180,000
26	5,443,200	2,191,000
27	5,473,200	2,203,000
28	5,503,200	2,216,000
29	5,533,200	2,228,000
30	5,563,200	2,240,000
31	5,593,200	2,252,000
32	5,623,200	2,264,000
33	5,650,800	2,275,000
34	5,679,600	2,287,000
35	5,708,400	2,298,000
36	5,738,400	2,310,000
37	5,767,200	2,322,000
38	5,797,200	2,334,000
39	5,826,000	2,345,000
40	5,856,000	2,358,000
41	5,883,600	2,369,000
42	5,910,000	2,379,000
43	5,936,400	2,390,000
44	5,962,800	2,401,000
45	5,983,200	2,409,000
46	6,001,200	2,416,000
47	6,020,400	2,424,000
48	6,038,400	2,431,000
49	6,058,800	2,439,000
50	6,075,600	2,446,000
51	6,092,400	2,453,000
52	6,110,400	2,460,000

53	6,123,600	2,465,000
54	6,138,000	2,471,000
55	6,152,400	2,477,000
56	6,166,800	2,483,000
57	6,177,600	2,487,000
58	6,189,600	2,492,000
59	6,201,600	2,497,000
60	6,213,600	2,501,000
61	6,226,800	2,507,000
62	6,237,600	2,511,000
63	6,246,000	2,515,000
64	6,254,400	2,518,000
65	6,264,000	2,522,000
66	6,273,600	2,526,000
67	6,283,200	2,529,000
68	6,292,800	2,533,000
69	6,301,200	2,537,000
70	6,310,800	2,541,000
71	6,320,400	2,544,000
72	6,330,000	2,548,000
73	6,338,400	2,552,000
74	6,342,600	2,553,000
75	6,346,800	2,555,000
76	6,351,000	2,557,000
77	6,355,200	2,558,000
78	6,359,400	2,560,000
79	6,363,600	2,562,000
80	6,367,800	2,564,000
81	6,372,000	2,565,000
82	6,376,200	2,567,000
83	6,380,400	2,569,000
84	6,384,600	2,570,000
85	6,388,800	2,572,000
86	6,393,000	2,574,000
87	6,397,200	2,575,000
88	6,401,400	2,577,000
89	6,405,600	2,579,000
90	6,409,800	2,580,000

附則別表第7 特殊業務手当支給区分表（平成30年3月29日規程第6号附則第2条関係）

種 別	平成30年4月1日 から平成31年 3月31日まで	平成31年4月1日 から平成32年 3月31日まで	平成32年4月1日 から平成33年 3月31日まで	平成33年4月1日 から平成34年 3月31日まで
	月 額	月 額	月 額	月 額
1 重症心身障害児を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	28,400円	21,300円	14,200円	7,100円
2 進行性筋い縮症児（以下「筋ジス児」という。）を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	28,400円	21,300円	14,200円	7,100円
3 せき髄麻ひ患者を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	28,400円	21,300円	14,200円	7,100円
4 神経・筋疾患を有する患者を主として入院させるための病棟その他の病棟で理事長の定めるもの（以下「神経・筋病棟等」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	28,400円	21,300円	14,200円	7,100円
5 結核患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	14,200円	10,700円	7,100円	3,600円
6 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	14,200円	10,700円	7,100円	3,600円
7 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする。）	14,200円	10,700円	7,100円	3,600円
8 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師	12,800円	9,600円	6,400円	3,200円
9 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	12,800円	9,600円	6,400円	3,200円
10 重症心身障害児の栄養管理に直接従事することを本務とする栄養士	4,200円	3,200円	2,100円	1,100円
11 食事相談等のため結核患者に直接接することを常例とする栄養士	4,200円	3,200円	2,100円	1,100円
12 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	16,700円	12,500円	8,400円	4,200円
13 筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	16,700円	12,500円	8,400円	4,200円
14 せき髄麻ひ患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	16,700円	12,500円	8,400円	4,200円
15 神経・筋病棟等に入院している患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	16,700円	12,500円	8,400円	4,200円
16 結核患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	8,400円	6,300円	4,200円	2,100円
17 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	8,400円	6,300円	4,200円	2,100円
18 重症心身障害児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	16,700円	12,500円	8,400円	4,200円
19 筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	16,700円	12,500円	8,400円	4,200円
20 せき髄麻ひ患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	16,700円	12,500円	8,400円	4,200円

21	神経・筋病棟等に入院している患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	16,700円	12,500円	8,400円	4,200円
22	精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	8,400円	6,300円	4,200円	2,100円
23	集中治療病棟に勤務する臨床工学技士	8,400円	6,300円	4,200円	2,100円
24	重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	16,700円	12,500円	8,400円	4,200円
25	筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	16,700円	12,500円	8,400円	4,200円
26	精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	8,400円	6,300円	4,200円	2,100円
27	重症心身障害児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	16,700円	12,500円	8,400円	4,200円
28	筋ジス児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	16,700円	12,500円	8,400円	4,200円
29	精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	8,400円	6,300円	4,200円	2,100円
30	重症心身障害児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	16,700円	12,500円	8,400円	4,200円
31	筋ジス児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	16,700円	12,500円	8,400円	4,200円
32	重症心身障害児を専らに入院させる病棟（以下「重症心身障害病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
33	筋ジス児を専ら入院させる病棟（以下「筋ジス病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
34	せき髄麻ひ患者を専ら入院させるための病棟（以下「せき損病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
35	神経・筋病棟等に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
36	結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円
37	精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円
38	集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円
39	結核患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	3,400円	2,600円	1,700円	900円
40	精神病患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	3,400円	2,600円	1,700円	900円
41	筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	15,100円	11,300円	7,600円	3,800円
42	精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	7,600円	5,700円	3,800円	1,900円
43	重症心身障害病棟に勤務する看護助手	18,300円	13,700円	9,200円	4,600円
44	筋ジス病棟に勤務する看護助手	18,300円	13,700円	9,200円	4,600円

45	せき損病棟に勤務する看護助手	18,300円	13,700円	9,200円	4,600円
46	神経・筋病棟等に勤務する看護助手	18,300円	13,700円	9,200円	4,600円
47	結核病棟に勤務する看護助手	9,200円	6,900円	4,600円	2,300円
48	精神病棟に勤務する看護助手	9,200円	6,900円	4,600円	2,300円
49	集中治療病棟に勤務する看護助手	9,200円	6,900円	4,600円	2,300円
50	放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療エックス線助手	12,000円	9,000円	6,000円	3,000円
51	危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査助手	12,000円	9,000円	6,000円	3,000円
52	結核病棟に勤務する保清員	7,600円	5,700円	3,800円	1,900円
53	精神病棟に勤務する保清員	7,600円	5,700円	3,800円	1,900円
54	重症心身障害児の衣料等危険な病原体及び汚物の付着の程度が著しい物件を取り扱うことを命ぜられ、かつ、現に当該物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
55	危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	7,600円	5,700円	3,800円	1,900円
56	危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする消毒員	7,600円	5,700円	3,800円	1,900円
57	研究課程部の授業を常時担当する教授又は准教授	8,000円	6,000円	4,000円	2,000円
58	重症心身障害児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
59	筋ジス児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
60	重症心身障害児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士	24,200円	18,200円	12,100円	6,100円
61	筋ジス児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士	24,200円	18,200円	12,100円	6,100円
62	神経・筋病棟等に勤務する保育士	24,200円	18,200円	12,100円	6,100円
63	結核患者に直接接することを常態とする医療社会事業専門員	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円
64	患者に直接接することを常例とする医療社会事業専門員	8,000円	6,000円	4,000円	2,000円
65	重症心身障害病棟に勤務する療養介助員	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
66	筋ジス病棟に勤務する療養介助員	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
67	せき損病棟に勤務する療養介助員	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円

68	神経・筋病棟等に勤務する療養介助員	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
69	結核病棟に勤務する療養介助員	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円
70	精神病棟に勤務する療養介助員	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円

備考

- 1 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 2 「〇〇の業務に直接従事することを本務とする」とは、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその職員の主たる職務内容としていることをいう。
- 3 「〇〇（結核病棟等）に勤務する」とは、当該病棟等に所属し、かつ、現に当該病棟等をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 4 職員欄中職名の掲げられている職員は、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている職員をいう。
- 5 「重症心身障害児」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいい、満18歳以上でこれと同一の障害を有する者を含む。
- 6 進行性筋い縮症児には、満18歳以上で進行性筋い縮症の患者である者を含む。
- 7 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。
- 8 診療放射線技師には、診療エックス線技師を含む。
- 9 臨床検査技師には、衛生検査技師及び平成22年4月1日現在、臨床検査技術職員である者を含む。
- 10 「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染されたおそれのある喀痰(かくたん)、血液、尿、ふん便等をいう。
- 11 理学療法士には、平成22年4月1日現在、理学療法技術職員である者を含む。
- 12 「マッサージ師」とは、あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、マッサージを行う職員で、理学療法技術職員以外のものをいう。
- 13 「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた職員又はその知識及び経験が当該職員に準ずる職員で、神経症、心身症等の疾患を有する患者に対し、ガイダンス、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。
- 14 看護師には、副看護師長を含む。
- 15 「患者輸送用自動車運転手」とは、患者のみを輸送する自動車を専ら運転する職員をいう。
- 16 「看護助手」とは、看護師又は准看護師の免許を有しない職員で、看護の補助的業務に従事するものをいう。
- 17 「洗濯員」とは、診療用及び患者用の衣類等の洗濯を行う職員をいう。
- 18 「児童指導員」とは、児童指導員の資格を有し、基本的な生活習慣等の指導及び治療に供する資料の作成を行う職員をいう。
- 19 「保育士」とは、保育士の資格を有し、基本的な生活習慣、遊戯、音楽等の指導及び児童の身の回りの世話をを行う職員をいう。
- 20 「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。(平成22年3月31日現在、医療社会事業専門員である者を含む。)
- 21 「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了(旧ホームヘルパー2級)の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務(以下「身体介助等の業務」という。)を行う職員をいう。(介護福祉士の資格を有し、身体介助等の業務に加え、介護計画の作成等を行う「療養介助専門員」を含む。)

附則別表 8 削除

附則別表第9（附則第9条関係）

イ 別表第13に代えて計算する基本年俸表

職務の級 号俸	1級		2級		81	2,738,000	3,095,000	3,490,000	3,749,000
	基本年俸額		基本年俸額						
	業績年俸額		業績年俸額						
	1欄	2欄	1欄	2欄					
		円	円	円					
1	1,728,000	1,954,000	2,467,000	2,650,000	82	2,743,000	3,101,000	3,494,000	3,753,000
2	1,749,000	1,977,000	2,486,000	2,670,000	83	2,748,000	3,107,000	3,498,000	3,757,000
3	1,769,000	2,000,000	2,504,000	2,690,000	84	2,754,000	3,113,000	3,502,000	3,761,000
4	1,790,000	2,023,000	2,523,000	2,710,000	85	2,759,000	3,119,000	3,506,000	3,765,000
5	1,810,000	2,046,000	2,542,000	2,730,000	86	2,764,000	3,124,000	3,509,000	3,769,000
6	1,831,000	2,070,000	2,559,000	2,748,000	87	2,769,000	3,130,000	3,511,000	3,771,000
7	1,852,000	2,093,000	2,576,000	2,767,000	88	2,774,000	3,136,000	3,514,000	3,774,000
8	1,874,000	2,118,000	2,593,000	2,785,000	89	2,779,000	3,141,000	3,518,000	3,778,000
9	1,894,000	2,141,000	2,610,000	2,804,000	90	2,784,000	3,147,000	3,521,000	3,782,000
10	1,915,000	2,165,000	2,628,000	2,823,000	91	2,789,000	3,153,000	3,524,000	3,785,000
11	1,935,000	2,187,000	2,645,000	2,841,000	92	2,793,000	3,157,000	3,527,000	3,789,000
12	1,956,000	2,211,000	2,662,000	2,859,000	93	2,798,000	3,163,000	3,531,000	3,792,000
13	1,976,000	2,234,000	2,679,000	2,877,000	94	2,802,000	3,167,000	3,534,000	3,796,000
14	1,992,000	2,251,000	2,695,000	2,895,000	95	2,805,000	3,171,000	3,538,000	3,800,000
15	2,007,000	2,269,000	2,712,000	2,913,000	96	2,808,000	3,175,000	3,541,000	3,803,000
16	2,022,000	2,286,000	2,728,000	2,930,000	97	2,812,000	3,178,000	3,544,000	3,806,000
17	2,039,000	2,305,000	2,744,000	2,947,000	98	2,815,000	3,182,000	3,546,000	3,808,000
18	2,055,000	2,323,000	2,761,000	2,965,000	99	2,818,000	3,185,000	3,547,000	3,810,000
19	2,070,000	2,340,000	2,777,000	2,983,000	100	2,821,000	3,188,000	3,549,000	3,812,000
20	2,086,000	2,357,000	2,794,000	3,000,000	101	2,824,000	3,192,000	3,551,000	3,814,000
21	2,101,000	2,375,000	2,810,000	3,018,000	102	2,826,000	3,195,000	3,553,000	3,816,000
22	2,116,000	2,392,000	2,825,000	3,034,000	103	2,828,000	3,197,000	3,554,000	3,818,000
23	2,131,000	2,409,000	2,841,000	3,051,000	104	2,831,000	3,200,000	3,556,000	3,819,000
24	2,146,000	2,426,000	2,856,000	3,068,000	105	2,833,000	3,203,000	3,558,000	3,821,000
25	2,158,000	2,440,000	2,871,000	3,084,000	106	2,836,000	3,206,000	3,559,000	3,823,000
26	2,173,000	2,456,000	2,886,000	3,100,000	107	2,838,000	3,208,000	3,561,000	3,825,000
27	2,187,000	2,472,000	2,900,000	3,115,000	108	2,841,000	3,212,000	3,563,000	3,827,000
28	2,202,000	2,489,000	2,915,000	3,131,000	109	2,844,000	3,214,000	3,565,000	3,829,000
29	2,216,000	2,505,000	2,929,000	3,146,000	110	2,846,000	3,217,000	3,566,000	3,830,000
30	2,230,000	2,521,000	2,944,000	3,162,000	111	2,848,000	3,220,000	3,568,000	3,832,000
31	2,243,000	2,536,000	2,959,000	3,178,000	112	2,851,000	3,223,000	3,570,000	3,834,000
32	2,258,000	2,552,000	2,974,000	3,194,000	113	2,853,000	3,225,000	3,572,000	3,836,000
33	2,270,000	2,566,000	2,986,000	3,207,000	114	2,855,000	3,227,000	3,573,000	3,838,000
34	2,283,000	2,581,000	2,999,000	3,222,000	115	2,856,000	3,228,000	3,575,000	3,840,000
35	2,296,000	2,595,000	3,013,000	3,236,000	116	2,857,000	3,230,000	3,577,000	3,842,000
36	2,309,000	2,610,000	3,027,000	3,251,000	117	2,858,000	3,231,000	3,578,000	3,843,000
37	2,318,000	2,620,000	3,041,000	3,266,000	118	2,860,000	3,233,000	3,580,000	3,845,000
38	2,331,000	2,635,000	3,055,000	3,281,000	119	2,861,000	3,234,000	3,582,000	3,847,000
39	2,344,000	2,649,000	3,069,000	3,296,000	120	2,862,000	3,235,000	3,584,000	3,849,000
40	2,356,000	2,664,000	3,083,000	3,312,000	121	2,863,000	3,236,000	3,585,000	3,851,000
41	2,368,000	2,677,000	3,096,000	3,326,000	122	2,865,000	3,238,000	3,587,000	3,853,000
42	2,381,000	2,692,000	3,110,000	3,340,000	123	2,866,000	3,239,000	3,589,000	3,855,000
43	2,393,000	2,705,000	3,122,000	3,354,000	124	2,867,000	3,241,000	3,590,000	3,856,000
44	2,406,000	2,719,000	3,135,000	3,368,000	125	2,868,000	3,242,000	3,592,000	3,858,000
45	2,417,000	2,733,000	3,148,000	3,381,000	126	2,869,000	3,244,000	3,594,000	3,860,000
46	2,430,000	2,746,000	3,160,000	3,394,000	127	2,870,000	3,245,000	3,596,000	3,862,000
47	2,441,000	2,760,000	3,172,000	3,407,000	128	2,872,000	3,246,000		
48	2,453,000	2,773,000	3,184,000	3,420,000	129	2,873,000	3,248,000		
49	2,464,000	2,785,000	3,196,000	3,433,000	130	2,874,000	3,249,000		
50	2,476,000	2,799,000	3,209,000	3,447,000	131	2,875,000	3,250,000		
51	2,488,000	2,812,000	3,221,000	3,460,000	132	2,877,000	3,252,000		
52	2,500,000	2,826,000	3,234,000	3,473,000	133	2,878,000	3,253,000		
53	2,511,000	2,839,000	3,244,000	3,484,000	134	2,879,000	3,255,000		
54	2,522,000	2,851,000	3,257,000	3,498,000	135	2,880,000	3,256,000		
55	2,532,000	2,862,000	3,268,000	3,510,000	136	2,882,000	3,257,000		
56	2,542,000	2,873,000	3,280,000	3,523,000	137	2,883,000	3,259,000		
57	2,552,000	2,885,000	3,290,000	3,534,000	138	2,884,000	3,260,000		
58	2,562,000	2,896,000	3,302,000	3,547,000	139	2,885,000	3,261,000		
59	2,572,000	2,908,000	3,314,000	3,559,000	140	2,887,000	3,263,000		
60	2,583,000	2,919,000	3,326,000	3,572,000	141	2,888,000	3,264,000		
61	2,593,000	2,931,000	3,337,000	3,585,000	142	2,889,000	3,266,000		
62	2,603,000	2,942,000	3,349,000	3,597,000	143	2,890,000	3,267,000		
63	2,613,000	2,954,000	3,359,000	3,607,000	144	2,891,000	3,269,000		
64	2,623,000	2,965,000	3,370,000	3,619,000	145	2,892,000	3,270,000		
65	2,633,000	2,977,000	3,380,000	3,631,000	146	2,894,000	3,271,000		
66	2,642,000	2,986,000	3,390,000	3,641,000	147	2,895,000	3,272,000		
67	2,650,000	2,995,000	3,399,000	3,651,000	148	2,896,000	3,274,000		
68	2,658,000	3,004,000	3,409,000	3,661,000	149	2,897,000	3,275,000		
69	2,664,000	3,012,000	3,417,000	3,670,000					
70	2,672,000	3,021,000	3,425,000	3,678,000					
71	2,680,000	3,030,000	3,432,000	3,686,000					
72	2,689,000	3,039,000	3,440,000	3,694,000					
73	2,695,000	3,046,000	3,446,000	3,702,000					
74	2,701,000	3,053,000	3,453,000	3,709,000					
75	2,706,000	3,059,000	3,460,000	3,716,000					
76	2,711,000	3,064,000	3,467,000	3,723,000					
77	2,716,000	3,071,000	3,472,000	3,729,000					
78	2,721,000	3,076,000	3,477,000	3,734,000					
79	2,727,000	3,083,000	3,481,000	3,739,000					
80	2,732,000	3,088,000	3,485,000	3,744,000					

附則別表第9（附則第9条関係）

ロ 別表第14に代えて計算する基本年俸表

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額
	業績 年俸額	業績 年俸額	業績 年俸額
	円	円	円
1	1,310,000	2,231,000	3,225,000
2	1,322,000	2,248,000	3,244,000
3	1,333,000	2,263,000	3,264,000
4	1,344,000	2,279,000	3,283,000
5	1,355,000	2,291,000	3,302,000
6	1,365,000	2,306,000	3,317,000
7	1,374,000	2,322,000	3,331,000
8	1,384,000	2,337,000	3,346,000
9	1,394,000	2,352,000	3,361,000
10	1,406,000	2,367,000	3,371,000
11	1,418,000	2,382,000	3,383,000
12	1,431,000	2,398,000	3,395,000
13	1,441,000	2,413,000	3,405,000
14	1,453,000	2,429,000	3,413,000
15	1,465,000	2,445,000	3,421,000
16	1,478,000	2,460,000	3,427,000
17	1,550,000	2,475,000	3,434,000
18	1,561,000	2,489,000	3,438,000
19	1,571,000	2,504,000	3,442,000
20	1,580,000	2,519,000	3,445,000
21	1,589,000	2,533,000	3,450,000
22	1,598,000	2,548,000	3,452,000
23	1,608,000	2,563,000	3,454,000
24	1,618,000	2,577,000	3,456,000
25	1,626,000	2,590,000	3,458,000
26	1,635,000	2,603,000	3,460,000
27	1,645,000	2,617,000	3,463,000
28	1,654,000	2,632,000	3,465,000
29	1,663,000	2,646,000	3,467,000
30	1,672,000	2,660,000	
31	1,680,000	2,675,000	
32	1,689,000	2,689,000	
33	1,697,000	2,702,000	
34	1,706,000	2,716,000	
35	1,714,000	2,730,000	
36	1,723,000	2,744,000	
37	1,730,000	2,758,000	
38	1,740,000	2,772,000	
39	1,748,000	2,786,000	
40	1,756,000	2,800,000	
41	1,763,000	2,814,000	
42	1,771,000	2,826,000	
43	1,780,000	2,839,000	
44	1,789,000	2,851,000	
45	1,797,000	2,861,000	
46	1,806,000	2,870,000	
47	1,814,000	2,879,000	
48	1,823,000	2,888,000	
49	1,831,000	2,897,000	
50	1,839,000	2,905,000	
51	1,847,000	2,913,000	
52	1,855,000	2,922,000	
53	1,861,000	2,928,000	
54	1,868,000	2,935,000	
55	1,874,000	2,942,000	
56	1,881,000	2,949,000	
57	1,887,000	2,954,000	
58	1,893,000	2,960,000	
59	1,900,000	2,966,000	
60	1,908,000	2,971,000	
61	1,914,000	2,978,000	
62	1,920,000	2,983,000	
63	1,928,000	2,987,000	
64	1,935,000	2,991,000	
65	1,941,000	2,995,000	
66	1,948,000	3,000,000	
67	1,955,000	3,005,000	
68	1,961,000	3,009,000	
69	1,968,000	3,013,000	
70	1,974,000	3,018,000	
71	1,981,000	3,022,000	
72	1,987,000	3,027,000	
73	1,993,000	3,031,000	
74	1,999,000	3,033,000	
75	2,005,000	3,035,000	
76	2,011,000	3,037,000	
77	2,015,000	3,039,000	
78	2,019,000	3,041,000	
79	2,024,000	3,043,000	

80	2,028,000	3,045,000	
81	2,032,000	3,047,000	
82	2,036,000	3,049,000	
83	2,039,000	3,051,000	
84	2,043,000	3,053,000	
85	2,044,000	3,055,000	
86	2,047,000	3,057,000	
87	2,050,000	3,059,000	
88	2,052,000	3,061,000	
89	2,054,000	3,063,000	
90	2,055,000	3,065,000	
91	2,057,000		
92	2,058,000		
93	2,059,000		
94	2,060,000		
95	2,061,000		
96	2,062,000		
97	2,064,000		
98	2,065,000		
99	2,066,000		
100	2,067,000		
101	2,068,000		
102	2,069,000		
103	2,071,000		
104	2,072,000		
105	2,073,000		
106	2,074,000		
107	2,075,000		
108	2,076,000		
再任用職員	807,000	1,168,000	

附則別表第9（附則第9条関係）

ハ 別表第15に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業 績 年俸額
	円
1	1,317,000
2	1,486,000
3	1,737,000
4	1,962,000
5	2,627,000
6	3,276,000
7	3,532,000
8	3,796,000
9	4,153,000
10	4,478,000
11	4,803,000
12	5,137,000
13	5,452,000

附則別表第9（附則第9条関係）

ニ 別表第16に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業 績 年俸額
	円
1	3,098,000
2	3,339,300
3	3,589,400
4	3,927,300

附則別表第9（附則第9条関係）

ホ 附則別表第6イに代えて計算する基本年俸表

号俸	職務の級		
	2級		
	基本年俸額	業績年俸額	
	3欄		
		円	
1	2,102,000		70 2,917,000
2	2,118,000		71 2,924,000
3	2,133,000		72 2,930,000
4	2,149,000		73 2,936,000
5	2,165,000		74 2,942,000
6	2,180,000		75 2,947,000
7	2,194,000		76 2,953,000
8	2,209,000		77 2,958,000
9	2,224,000		78 2,962,000
10	2,239,000		79 2,966,000
11	2,253,000		80 2,969,000
12	2,268,000		81 2,973,000
13	2,282,000		82 2,976,000
14	2,296,000		83 2,979,000
15	2,310,000		84 2,983,000
16	2,324,000		85 2,986,000
17	2,338,000		86 2,989,000
18	2,352,000		87 2,991,000
19	2,366,000		88 2,994,000
20	2,380,000		89 2,997,000
21	2,393,000		90 2,999,000
22	2,407,000		91 3,002,000
23	2,420,000		92 3,005,000
24	2,433,000		93 3,008,000
25	2,446,000		94 3,011,000
26	2,458,000		95 3,014,000
27	2,471,000		96 3,016,000
28	2,483,000		97 3,019,000
29	2,496,000		98 3,020,000
30	2,508,000		99 3,022,000
31	2,520,000		100 3,023,000
32	2,533,000		101 3,025,000
33	2,543,000		102 3,026,000
34	2,555,000		103 3,028,000
35	2,567,000		104 3,029,000
36	2,579,000		105 3,031,000
37	2,590,000		106 3,032,000
38	2,603,000		107 3,034,000
39	2,614,000		108 3,035,000
40	2,627,000		109 3,037,000
41	2,638,000		110 3,038,000
42	2,649,000		111 3,040,000
43	2,660,000		112 3,041,000
44	2,671,000		113 3,042,000
45	2,681,000		114 3,044,000
46	2,692,000		115 3,045,000
47	2,702,000		116 3,047,000
48	2,713,000		117 3,048,000
49	2,723,000		118 3,050,000
50	2,734,000		119 3,051,000
51	2,744,000		120 3,053,000
52	2,755,000		121 3,054,000
53	2,763,000		122 3,056,000
54	2,774,000		123 3,057,000
55	2,784,000		124 3,059,000
56	2,794,000		125 3,060,000
57	2,803,000		126 3,062,000
58	2,813,000		127 3,063,000
59	2,823,000		
60	2,833,000		
61	2,843,000		
62	2,853,000		
63	2,861,000		
64	2,870,000		
65	2,880,000		
66	2,888,000		
67	2,895,000		
68	2,904,000		
69	2,911,000		

附則別表第9（附則第9条関係）

へ 附則別表第6ロに代えて計算する基本年俸表

職務の級 号俸	2級	
	基本年俸額	
	業績年俸額	
	2欄	
	円	
1	1,901,000	
2	1,915,000	
3	1,928,000	
4	1,941,000	
5	1,952,000	
6	1,965,000	
7	1,978,000	
8	1,991,000	
9	2,003,000	
10	2,016,000	
11	2,029,000	
12	2,043,000	
13	2,056,000	
14	2,069,000	
15	2,083,000	
16	2,096,000	
17	2,108,000	
18	2,121,000	
19	2,133,000	
20	2,146,000	
21	2,158,000	
22	2,171,000	
23	2,183,000	
24	2,195,000	
25	2,206,000	
26	2,217,000	
27	2,230,000	
28	2,242,000	
29	2,254,000	
30	2,266,000	
31	2,279,000	
32	2,291,000	
33	2,302,000	
34	2,314,000	
35	2,325,000	
36	2,338,000	
37	2,349,000	
38	2,362,000	
39	2,373,000	
40	2,386,000	
41	2,397,000	
42	2,408,000	
43	2,418,000	
44	2,429,000	
45	2,437,000	
46	2,445,000	
47	2,453,000	
48	2,460,000	
49	2,468,000	

50	2,475,000
51	2,482,000
52	2,489,000
53	2,495,000
54	2,500,000
55	2,506,000
56	2,512,000
57	2,517,000
58	2,521,000
59	2,526,000
60	2,531,000
61	2,537,000
62	2,541,000
63	2,544,000
64	2,548,000
65	2,552,000
66	2,556,000
67	2,560,000
68	2,564,000
69	2,567,000
70	2,571,000
71	2,575,000
72	2,579,000
73	2,582,000
74	2,584,000
75	2,585,000
76	2,587,000
77	2,589,000
78	2,591,000
79	2,592,000
80	2,594,000
81	2,596,000
82	2,597,000
83	2,599,000
84	2,601,000
85	2,603,000
86	2,604,000
87	2,606,000
88	2,608,000
89	2,609,000
90	2,611,000

附則別表第10（附則第10条関係）

ハ 別表第15に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業 績 年俸額
	円
1	1,320,000
2	1,486,000
3	1,737,000
4	1,962,000
5	2,627,000
6	3,276,000
7	3,532,000
8	3,796,000
9	4,153,000
10	4,478,000
11	4,803,000
12	5,137,000
13	5,452,000

附則別表第11 (附則第11条関係)

イ 別表第13に代えて計算する基本年俸表

職務の級 号俸	1級		2級		81	2,738,000	3,095,000	3,490,000	3,749,000
	基本年俸額		基本年俸額						
	業績年俸額		業績年俸額						
	1欄	2欄	1欄	2欄					
		円	円	円					
1	1,733,000	1,959,000	2,467,000	2,650,000	82	2,743,000	3,101,000	3,494,000	3,753,000
2	1,754,000	1,983,000	2,486,000	2,670,000	83	2,748,000	3,107,000	3,498,000	3,757,000
3	1,774,000	2,006,000	2,504,000	2,690,000	84	2,754,000	3,113,000	3,502,000	3,761,000
4	1,795,000	2,029,000	2,523,000	2,710,000	85	2,759,000	3,119,000	3,506,000	3,765,000
5	1,815,000	2,052,000	2,542,000	2,730,000	86	2,764,000	3,124,000	3,509,000	3,769,000
6	1,836,000	2,076,000	2,559,000	2,748,000	87	2,769,000	3,130,000	3,511,000	3,771,000
7	1,857,000	2,099,000	2,576,000	2,767,000	88	2,774,000	3,136,000	3,514,000	3,774,000
8	1,879,000	2,124,000	2,593,000	2,785,000	89	2,779,000	3,141,000	3,518,000	3,778,000
9	1,900,000	2,148,000	2,610,000	2,804,000	90	2,784,000	3,147,000	3,521,000	3,782,000
10	1,920,000	2,171,000	2,628,000	2,823,000	91	2,789,000	3,153,000	3,524,000	3,785,000
11	1,940,000	2,193,000	2,645,000	2,841,000	92	2,793,000	3,157,000	3,527,000	3,789,000
12	1,961,000	2,217,000	2,662,000	2,859,000	93	2,798,000	3,163,000	3,531,000	3,792,000
13	1,981,000	2,240,000	2,679,000	2,877,000	94	2,802,000	3,167,000	3,534,000	3,796,000
14	1,997,000	2,257,000	2,695,000	2,895,000	95	2,805,000	3,171,000	3,538,000	3,800,000
15	2,013,000	2,275,000	2,712,000	2,913,000	96	2,808,000	3,175,000	3,541,000	3,803,000
16	2,028,000	2,292,000	2,728,000	2,930,000	97	2,812,000	3,178,000	3,544,000	3,806,000
17	2,045,000	2,312,000	2,744,000	2,947,000	98	2,815,000	3,182,000	3,546,000	3,808,000
18	2,061,000	2,329,000	2,761,000	2,965,000	99	2,818,000	3,185,000	3,547,000	3,810,000
19	2,074,000	2,345,000	2,777,000	2,983,000	100	2,821,000	3,188,000	3,549,000	3,812,000
20	2,089,000	2,361,000	2,794,000	3,000,000	101	2,824,000	3,192,000	3,551,000	3,814,000
21	2,105,000	2,379,000	2,810,000	3,018,000	102	2,826,000	3,195,000	3,553,000	3,816,000
22	2,118,000	2,394,000	2,825,000	3,034,000	103	2,828,000	3,197,000	3,554,000	3,818,000
23	2,132,000	2,411,000	2,841,000	3,051,000	104	2,831,000	3,200,000	3,556,000	3,819,000
24	2,146,000	2,426,000	2,856,000	3,068,000	105	2,833,000	3,203,000	3,558,000	3,821,000
25	2,158,000	2,440,000	2,871,000	3,084,000	106	2,836,000	3,206,000	3,559,000	3,823,000
26	2,173,000	2,456,000	2,886,000	3,100,000	107	2,838,000	3,208,000	3,561,000	3,825,000
27	2,187,000	2,472,000	2,900,000	3,115,000	108	2,841,000	3,212,000	3,563,000	3,827,000
28	2,202,000	2,489,000	2,915,000	3,131,000	109	2,844,000	3,214,000	3,565,000	3,829,000
29	2,216,000	2,505,000	2,929,000	3,146,000	110	2,846,000	3,217,000	3,566,000	3,830,000
30	2,230,000	2,521,000	2,944,000	3,162,000	111	2,848,000	3,220,000	3,568,000	3,832,000
31	2,243,000	2,536,000	2,959,000	3,178,000	112	2,851,000	3,223,000	3,570,000	3,834,000
32	2,258,000	2,552,000	2,974,000	3,194,000	113	2,853,000	3,225,000	3,572,000	3,836,000
33	2,270,000	2,566,000	2,986,000	3,207,000	114	2,855,000	3,227,000	3,573,000	3,838,000
34	2,283,000	2,581,000	2,999,000	3,222,000	115	2,856,000	3,228,000	3,575,000	3,840,000
35	2,296,000	2,595,000	3,013,000	3,236,000	116	2,857,000	3,230,000	3,577,000	3,842,000
36	2,309,000	2,610,000	3,027,000	3,251,000	117	2,858,000	3,231,000	3,578,000	3,843,000
37	2,318,000	2,620,000	3,041,000	3,266,000	118	2,860,000	3,233,000	3,580,000	3,845,000
38	2,331,000	2,635,000	3,055,000	3,281,000	119	2,861,000	3,234,000	3,582,000	3,847,000
39	2,344,000	2,649,000	3,069,000	3,296,000	120	2,862,000	3,235,000	3,584,000	3,849,000
40	2,356,000	2,664,000	3,083,000	3,312,000	121	2,863,000	3,236,000	3,585,000	3,851,000
41	2,368,000	2,677,000	3,096,000	3,326,000	122	2,865,000	3,238,000	3,587,000	3,853,000
42	2,381,000	2,692,000	3,110,000	3,340,000	123	2,866,000	3,239,000	3,589,000	3,855,000
43	2,393,000	2,705,000	3,122,000	3,354,000	124	2,867,000	3,241,000	3,590,000	3,856,000
44	2,406,000	2,719,000	3,135,000	3,368,000	125	2,868,000	3,242,000	3,592,000	3,858,000
45	2,417,000	2,733,000	3,148,000	3,381,000	126	2,869,000	3,244,000	3,594,000	3,860,000
46	2,430,000	2,746,000	3,160,000	3,394,000	127	2,870,000	3,245,000	3,596,000	3,862,000
47	2,441,000	2,760,000	3,172,000	3,407,000	128	2,872,000	3,246,000		
48	2,453,000	2,773,000	3,184,000	3,420,000	129	2,873,000	3,248,000		
49	2,464,000	2,785,000	3,196,000	3,433,000	130	2,874,000	3,249,000		
50	2,476,000	2,799,000	3,209,000	3,447,000	131	2,875,000	3,250,000		
51	2,488,000	2,812,000	3,221,000	3,460,000	132	2,877,000	3,252,000		
52	2,500,000	2,826,000	3,234,000	3,473,000	133	2,878,000	3,253,000		
53	2,511,000	2,839,000	3,244,000	3,484,000	134	2,879,000	3,255,000		
54	2,522,000	2,851,000	3,257,000	3,498,000	135	2,880,000	3,256,000		
55	2,532,000	2,862,000	3,268,000	3,510,000	136	2,882,000	3,257,000		
56	2,542,000	2,873,000	3,280,000	3,523,000	137	2,883,000	3,259,000		
57	2,552,000	2,885,000	3,290,000	3,534,000	138	2,884,000	3,260,000		
58	2,562,000	2,896,000	3,302,000	3,547,000	139	2,885,000	3,261,000		
59	2,572,000	2,908,000	3,314,000	3,559,000	140	2,887,000	3,263,000		
60	2,583,000	2,919,000	3,326,000	3,572,000	141	2,888,000	3,264,000		
61	2,593,000	2,931,000	3,337,000	3,585,000	142	2,889,000	3,266,000		
62	2,603,000	2,942,000	3,349,000	3,597,000	143	2,890,000	3,267,000		
63	2,613,000	2,954,000	3,359,000	3,607,000	144	2,891,000	3,269,000		
64	2,623,000	2,965,000	3,370,000	3,619,000	145	2,892,000	3,270,000		
65	2,633,000	2,977,000	3,380,000	3,631,000	146	2,894,000	3,271,000		
66	2,642,000	2,986,000	3,390,000	3,641,000	147	2,895,000	3,272,000		
67	2,650,000	2,995,000	3,399,000	3,651,000	148	2,896,000	3,274,000		
68	2,658,000	3,004,000	3,409,000	3,661,000	149	2,897,000	3,275,000		
69	2,664,000	3,012,000	3,417,000	3,670,000					
70	2,672,000	3,021,000	3,425,000	3,678,000					
71	2,680,000	3,030,000	3,432,000	3,686,000					
72	2,689,000	3,039,000	3,440,000	3,694,000					
73	2,695,000	3,046,000	3,446,000	3,702,000					
74	2,701,000	3,053,000	3,453,000	3,709,000					
75	2,706,000	3,059,000	3,460,000	3,716,000					
76	2,711,000	3,064,000	3,467,000	3,723,000					
77	2,716,000	3,071,000	3,472,000	3,729,000					
78	2,721,000	3,076,000	3,477,000	3,734,000					
79	2,727,000	3,083,000	3,481,000	3,739,000					
80	2,732,000	3,088,000	3,485,000	3,744,000					

附則別表第11 (附則第11条関係)

ロ 別表第14に代えて計算する基本年俸表

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額
	業績 年俸額	業績 年俸額	業績 年俸額
	円	円	円
1	1,318,000	2,231,000	3,225,000
2	1,329,000	2,248,000	3,244,000
3	1,340,000	2,263,000	3,264,000
4	1,351,000	2,279,000	3,283,000
5	1,362,000	2,291,000	3,302,000
6	1,372,000	2,306,000	3,317,000
7	1,381,000	2,322,000	3,331,000
8	1,390,000	2,337,000	3,346,000
9	1,400,000	2,352,000	3,361,000
10	1,412,000	2,367,000	3,371,000
11	1,424,000	2,382,000	3,383,000
12	1,437,000	2,398,000	3,395,000
13	1,447,000	2,413,000	3,405,000
14	1,458,000	2,429,000	3,413,000
15	1,469,000	2,445,000	3,421,000
16	1,482,000	2,460,000	3,427,000
17	1,554,000	2,475,000	3,434,000
18	1,565,000	2,489,000	3,438,000
19	1,574,000	2,504,000	3,442,000
20	1,583,000	2,519,000	3,445,000
21	1,591,000	2,533,000	3,450,000
22	1,600,000	2,548,000	3,452,000
23	1,609,000	2,563,000	3,454,000
24	1,618,000	2,577,000	3,456,000
25	1,626,000	2,590,000	3,458,000
26	1,635,000	2,603,000	3,460,000
27	1,645,000	2,617,000	3,463,000
28	1,654,000	2,632,000	3,465,000
29	1,663,000	2,646,000	3,467,000
30	1,672,000	2,660,000	
31	1,680,000	2,675,000	
32	1,689,000	2,689,000	
33	1,697,000	2,702,000	
34	1,706,000	2,716,000	
35	1,714,000	2,730,000	
36	1,723,000	2,744,000	
37	1,730,000	2,758,000	
38	1,740,000	2,772,000	
39	1,748,000	2,786,000	
40	1,756,000	2,800,000	
41	1,763,000	2,814,000	
42	1,771,000	2,826,000	
43	1,780,000	2,839,000	
44	1,789,000	2,851,000	
45	1,797,000	2,861,000	
46	1,806,000	2,870,000	
47	1,814,000	2,879,000	
48	1,823,000	2,888,000	
49	1,831,000	2,897,000	
50	1,839,000	2,905,000	
51	1,847,000	2,913,000	
52	1,855,000	2,922,000	
53	1,861,000	2,928,000	
54	1,868,000	2,935,000	
55	1,874,000	2,942,000	
56	1,881,000	2,949,000	
57	1,887,000	2,954,000	
58	1,893,000	2,960,000	
59	1,900,000	2,966,000	
60	1,908,000	2,971,000	
61	1,914,000	2,978,000	
62	1,920,000	2,983,000	
63	1,928,000	2,987,000	
64	1,935,000	2,991,000	
65	1,941,000	2,995,000	
66	1,948,000	3,000,000	
67	1,955,000	3,005,000	
68	1,961,000	3,009,000	
69	1,968,000	3,013,000	
70	1,974,000	3,018,000	
71	1,981,000	3,022,000	
72	1,987,000	3,027,000	
73	1,993,000	3,031,000	
74	1,999,000	3,033,000	
75	2,005,000	3,035,000	
76	2,011,000	3,037,000	
77	2,015,000	3,039,000	
78	2,019,000	3,041,000	
79	2,024,000	3,043,000	

80	2,028,000	3,045,000	
81	2,032,000	3,047,000	
82	2,036,000	3,049,000	
83	2,039,000	3,051,000	
84	2,043,000	3,053,000	
85	2,044,000	3,055,000	
86	2,047,000	3,057,000	
87	2,050,000	3,059,000	
88	2,052,000	3,061,000	
89	2,054,000	3,063,000	
90	2,055,000	3,065,000	
91	2,057,000		
92	2,058,000		
93	2,059,000		
94	2,060,000		
95	2,061,000		
96	2,062,000		
97	2,064,000		
98	2,065,000		
99	2,066,000		
100	2,067,000		
101	2,068,000		
102	2,069,000		
103	2,071,000		
104	2,072,000		
105	2,073,000		
106	2,074,000		
107	2,075,000		
108	2,076,000		
再任用職員	807,000	1,168,000	

附則別表第11（附則第11条関係）

ハ 別表第15に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業 績 年俸額
	円
1	1,341,000
2	1,509,000
3	1,765,000
4	1,993,000
5	2,668,000
6	3,328,000
7	3,587,000
8	3,855,000
9	4,218,000
10	4,548,000
11	4,878,000
12	5,217,000
13	5,538,000

附則別表第11（附則第11条関係）
ニ 別表第16に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業 績 年俸額
	円
1	3,098,000
2	3,339,300
3	3,589,400
4	3,927,300

附則別表第11 (附則第11条関係)

ホ 附則別表第6イに代えて計算する基本年俸表

号俸	職務の級		
	2級	基本年俸額	業績年俸額
		3欄	
		円	
1	2,102,000	70	2,917,000
2	2,118,000	71	2,924,000
3	2,133,000	72	2,930,000
4	2,149,000	73	2,936,000
5	2,165,000	74	2,942,000
6	2,180,000	75	2,947,000
7	2,194,000	76	2,953,000
8	2,209,000	77	2,958,000
9	2,224,000	78	2,962,000
10	2,239,000	79	2,966,000
11	2,253,000	80	2,969,000
12	2,268,000	81	2,973,000
13	2,282,000	82	2,976,000
14	2,296,000	83	2,979,000
15	2,310,000	84	2,983,000
16	2,324,000	85	2,986,000
17	2,338,000	86	2,989,000
18	2,352,000	87	2,991,000
19	2,366,000	88	2,994,000
20	2,380,000	89	2,997,000
21	2,393,000	90	2,999,000
22	2,407,000	91	3,002,000
23	2,420,000	92	3,005,000
24	2,433,000	93	3,008,000
25	2,446,000	94	3,011,000
26	2,458,000	95	3,014,000
27	2,471,000	96	3,016,000
28	2,483,000	97	3,019,000
29	2,496,000	98	3,020,000
30	2,508,000	99	3,022,000
31	2,520,000	100	3,023,000
32	2,533,000	101	3,025,000
33	2,543,000	102	3,026,000
34	2,555,000	103	3,028,000
35	2,567,000	104	3,029,000
36	2,579,000	105	3,031,000
37	2,590,000	106	3,032,000
38	2,603,000	107	3,034,000
39	2,614,000	108	3,035,000
40	2,627,000	109	3,037,000
41	2,638,000	110	3,038,000
42	2,649,000	111	3,040,000
43	2,660,000	112	3,041,000
44	2,671,000	113	3,042,000
45	2,681,000	114	3,044,000
46	2,692,000	115	3,045,000
47	2,702,000	116	3,047,000
48	2,713,000	117	3,048,000
49	2,723,000	118	3,050,000
50	2,734,000	119	3,051,000
51	2,744,000	120	3,053,000
52	2,755,000	121	3,054,000
53	2,763,000	122	3,056,000
54	2,774,000	123	3,057,000
55	2,784,000	124	3,059,000
56	2,794,000	125	3,060,000
57	2,803,000	126	3,062,000
58	2,813,000	127	3,063,000
59	2,823,000		
60	2,833,000		
61	2,843,000		
62	2,853,000		
63	2,861,000		
64	2,870,000		
65	2,880,000		
66	2,888,000		
67	2,895,000		
68	2,904,000		
69	2,911,000		

附則別表第11（附則第11条関係）

へ 附則別表第6ロに代えて計算する基本年俸表

職務の級 号俸	2級	
	基本年俸額	
	業績年俸額	
	2欄	
	円	
1	1,901,000	
2	1,915,000	
3	1,928,000	
4	1,941,000	
5	1,952,000	
6	1,965,000	
7	1,978,000	
8	1,991,000	
9	2,003,000	
10	2,016,000	
11	2,029,000	
12	2,043,000	
13	2,056,000	
14	2,069,000	
15	2,083,000	
16	2,096,000	
17	2,108,000	
18	2,121,000	
19	2,133,000	
20	2,146,000	
21	2,158,000	
22	2,171,000	
23	2,183,000	
24	2,195,000	
25	2,206,000	
26	2,217,000	
27	2,230,000	
28	2,242,000	
29	2,254,000	
30	2,266,000	
31	2,279,000	
32	2,291,000	
33	2,302,000	
34	2,314,000	
35	2,325,000	
36	2,338,000	
37	2,349,000	
38	2,362,000	
39	2,373,000	
40	2,386,000	
41	2,397,000	
42	2,408,000	
43	2,418,000	
44	2,429,000	
45	2,437,000	
46	2,445,000	
47	2,453,000	
48	2,460,000	
49	2,468,000	

50	2,475,000
51	2,482,000
52	2,489,000
53	2,495,000
54	2,500,000
55	2,506,000
56	2,512,000
57	2,517,000
58	2,521,000
59	2,526,000
60	2,531,000
61	2,537,000
62	2,541,000
63	2,544,000
64	2,548,000
65	2,552,000
66	2,556,000
67	2,560,000
68	2,564,000
69	2,567,000
70	2,571,000
71	2,575,000
72	2,579,000
73	2,582,000
74	2,584,000
75	2,585,000
76	2,587,000
77	2,589,000
78	2,591,000
79	2,592,000
80	2,594,000
81	2,596,000
82	2,597,000
83	2,599,000
84	2,601,000
85	2,603,000
86	2,604,000
87	2,606,000
88	2,608,000
89	2,609,000
90	2,611,000

附則別表第12 (附則第12条関係)

イ 別表第13に代えて計算する基本年俸表

職務の級 号俸	1級		2級	
	基本年俸額		基本年俸額	
	業績年俸額		業績年俸額	
	1欄	2欄	1欄	2欄
		円	円	円
1	1,754,000	1,982,000	2,496,000	2,681,000
2	1,775,000	2,006,000	2,515,000	2,702,000
3	1,795,000	2,029,000	2,534,000	2,721,000
4	1,816,000	2,053,000	2,552,000	2,741,000
5	1,837,000	2,076,000	2,572,000	2,762,000
6	1,858,000	2,100,000	2,589,000	2,781,000
7	1,879,000	2,124,000	2,606,000	2,799,000
8	1,901,000	2,149,000	2,624,000	2,818,000
9	1,922,000	2,173,000	2,641,000	2,837,000
10	1,943,000	2,196,000	2,659,000	2,856,000
11	1,963,000	2,219,000	2,676,000	2,874,000
12	1,984,000	2,243,000	2,693,000	2,893,000
13	2,005,000	2,266,000	2,710,000	2,911,000
14	2,021,000	2,284,000	2,727,000	2,929,000
15	2,036,000	2,302,000	2,744,000	2,947,000
16	2,052,000	2,319,000	2,760,000	2,965,000
17	2,069,000	2,339,000	2,776,000	2,982,000
18	2,085,000	2,357,000	2,793,000	3,000,000
19	2,099,000	2,372,000	2,810,000	3,018,000
20	2,113,000	2,389,000	2,826,000	3,036,000
21	2,129,000	2,407,000	2,843,000	3,053,000
22	2,143,000	2,422,000	2,858,000	3,070,000
23	2,158,000	2,439,000	2,874,000	3,087,000
24	2,171,000	2,455,000	2,890,000	3,104,000
25	2,184,000	2,468,000	2,905,000	3,120,000
26	2,199,000	2,485,000	2,920,000	3,136,000
27	2,213,000	2,501,000	2,934,000	3,152,000
28	2,228,000	2,518,000	2,949,000	3,168,000
29	2,242,000	2,534,000	2,964,000	3,183,000
30	2,256,000	2,551,000	2,979,000	3,200,000
31	2,270,000	2,566,000	2,994,000	3,215,000
32	2,285,000	2,583,000	3,009,000	3,231,000
33	2,297,000	2,596,000	3,021,000	3,245,000
34	2,310,000	2,612,000	3,035,000	3,260,000
35	2,323,000	2,626,000	3,049,000	3,274,000
36	2,336,000	2,641,000	3,063,000	3,289,000
37	2,345,000	2,651,000	3,077,000	3,304,000
38	2,358,000	2,666,000	3,091,000	3,320,000
39	2,371,000	2,680,000	3,105,000	3,335,000
40	2,384,000	2,695,000	3,120,000	3,351,000
41	2,396,000	2,708,000	3,133,000	3,365,000
42	2,409,000	2,723,000	3,146,000	3,379,000
43	2,421,000	2,737,000	3,159,000	3,393,000
44	2,434,000	2,751,000	3,172,000	3,407,000
45	2,446,000	2,765,000	3,185,000	3,420,000
46	2,458,000	2,779,000	3,197,000	3,433,000
47	2,470,000	2,792,000	3,209,000	3,447,000
48	2,482,000	2,806,000	3,222,000	3,460,000
49	2,493,000	2,818,000	3,234,000	3,473,000
50	2,505,000	2,832,000	3,247,000	3,487,000
51	2,517,000	2,845,000	3,259,000	3,500,000
52	2,529,000	2,859,000	3,272,000	3,514,000
53	2,541,000	2,872,000	3,282,000	3,525,000
54	2,552,000	2,884,000	3,295,000	3,539,000
55	2,562,000	2,896,000	3,306,000	3,551,000
56	2,572,000	2,907,000	3,319,000	3,564,000
57	2,582,000	2,918,000	3,329,000	3,576,000
58	2,592,000	2,930,000	3,341,000	3,589,000
59	2,603,000	2,942,000	3,353,000	3,601,000
60	2,613,000	2,954,000	3,365,000	3,614,000
61	2,623,000	2,965,000	3,377,000	3,627,000
62	2,633,000	2,977,000	3,388,000	3,639,000
63	2,644,000	2,988,000	3,398,000	3,650,000
64	2,654,000	3,000,000	3,409,000	3,662,000
65	2,664,000	3,012,000	3,420,000	3,674,000
66	2,673,000	3,021,000	3,430,000	3,684,000
67	2,681,000	3,030,000	3,439,000	3,693,000
68	2,689,000	3,040,000	3,449,000	3,704,000
69	2,696,000	3,047,000	3,457,000	3,713,000
70	2,704,000	3,057,000	3,465,000	3,722,000
71	2,712,000	3,065,000	3,472,000	3,730,000
72	2,720,000	3,075,000	3,480,000	3,738,000
73	2,727,000	3,082,000	3,487,000	3,745,000
74	2,733,000	3,089,000	3,494,000	3,753,000
75	2,738,000	3,095,000	3,500,000	3,760,000
76	2,743,000	3,100,000	3,507,000	3,767,000
77	2,748,000	3,107,000	3,513,000	3,773,000
78	2,753,000	3,112,000	3,518,000	3,778,000
79	2,759,000	3,119,000	3,522,000	3,783,000
80	2,764,000	3,125,000	3,526,000	3,788,000

81	2,770,000	3,131,000	3,531,000	3,793,000
82	2,776,000	3,138,000	3,535,000	3,797,000
83	2,781,000	3,143,000	3,539,000	3,801,000
84	2,787,000	3,150,000	3,543,000	3,805,000
85	2,792,000	3,156,000	3,547,000	3,809,000
86	2,796,000	3,161,000	3,550,000	3,813,000
87	2,802,000	3,167,000	3,552,000	3,815,000
88	2,807,000	3,173,000	3,555,000	3,819,000
89	2,812,000	3,178,000	3,559,000	3,823,000
90	2,817,000	3,184,000	3,562,000	3,826,000
91	2,822,000	3,190,000	3,565,000	3,829,000
92	2,826,000	3,195,000	3,569,000	3,833,000
93	2,831,000	3,200,000	3,572,000	3,837,000
94	2,834,000	3,204,000	3,576,000	3,841,000
95	2,838,000	3,208,000	3,579,000	3,844,000
96	2,841,000	3,212,000	3,582,000	3,847,000
97	2,845,000	3,216,000	3,586,000	3,851,000
98	2,848,000	3,219,000	3,587,000	3,853,000
99	2,851,000	3,223,000	3,589,000	3,855,000
100	2,854,000	3,226,000	3,591,000	3,857,000
101	2,857,000	3,229,000	3,593,000	3,859,000
102	2,859,000	3,232,000	3,594,000	3,861,000
103	2,862,000	3,235,000	3,596,000	3,862,000
104	2,864,000	3,238,000	3,598,000	3,864,000
105	2,867,000	3,240,000	3,600,000	3,866,000
106	2,869,000	3,243,000	3,601,000	3,868,000
107	2,872,000	3,246,000	3,603,000	3,870,000
108	2,875,000	3,249,000	3,605,000	3,872,000
109	2,877,000	3,252,000	3,607,000	3,874,000
110	2,879,000	3,255,000	3,608,000	3,876,000
111	2,882,000	3,258,000	3,610,000	3,877,000
112	2,884,000	3,261,000	3,612,000	3,879,000
113	2,887,000	3,263,000	3,614,000	3,881,000
114	2,888,000	3,265,000	3,615,000	3,883,000
115	2,889,000	3,266,000	3,617,000	3,885,000
116	2,891,000	3,268,000	3,619,000	3,887,000
117	2,892,000	3,269,000	3,620,000	3,889,000
118	2,893,000	3,271,000	3,622,000	3,891,000
119	2,894,000	3,272,000	3,624,000	3,892,000
120	2,896,000	3,273,000	3,626,000	3,894,000
121	2,897,000	3,275,000	3,627,000	3,896,000
122	2,898,000	3,276,000	3,629,000	3,898,000
123	2,899,000	3,277,000	3,631,000	3,900,000
124	2,901,000	3,279,000	3,633,000	3,902,000
125	2,902,000	3,280,000	3,634,000	3,904,000
126	2,903,000	3,282,000	3,636,000	3,905,000
127	2,904,000	3,283,000	3,638,000	3,907,000
128	2,906,000	3,285,000		
129	2,907,000	3,286,000		
130	2,908,000	3,287,000		
131	2,909,000	3,289,000		
132	2,911,000	3,290,000		
133	2,912,000	3,291,000		
134	2,913,000	3,293,000		
135	2,914,000	3,294,000		
136	2,916,000	3,296,000		
137	2,917,000	3,297,000		
138	2,918,000	3,299,000		
139	2,919,000	3,300,000		
140	2,921,000	3,301,000		
141	2,922,000	3,303,000		
142	2,923,000	3,304,000		
143	2,924,000	3,305,000		
144	2,925,000	3,307,000		
145	2,926,000	3,308,000		
146	2,928,000	3,310,000		
147	2,929,000	3,311,000		
148	2,930,000	3,313,000		
149	2,931,000	3,314,000		

附則別表第12（附則第12条関係）

ロ 別表第14に代えて計算する基本年俸表

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額
	業績 年俸額	業績 年俸額	業績 年俸額
	円	円	円
1	1,333,000	2,257,000	3,263,000
2	1,345,000	2,274,000	3,283,000
3	1,356,000	2,289,000	3,302,000
4	1,367,000	2,306,000	3,321,000
5	1,378,000	2,318,000	3,341,000
6	1,388,000	2,334,000	3,356,000
7	1,397,000	2,349,000	3,371,000
8	1,407,000	2,365,000	3,385,000
9	1,417,000	2,379,000	3,400,000
10	1,428,000	2,394,000	3,411,000
11	1,441,000	2,410,000	3,423,000
12	1,454,000	2,426,000	3,435,000
13	1,464,000	2,442,000	3,445,000
14	1,475,000	2,457,000	3,453,000
15	1,487,000	2,473,000	3,461,000
16	1,499,000	2,489,000	3,467,000
17	1,573,000	2,504,000	3,474,000
18	1,583,000	2,519,000	3,478,000
19	1,593,000	2,533,000	3,482,000
20	1,602,000	2,548,000	3,486,000
21	1,610,000	2,563,000	3,490,000
22	1,619,000	2,578,000	3,492,000
23	1,628,000	2,593,000	3,495,000
24	1,637,000	2,608,000	3,497,000
25	1,645,000	2,620,000	3,499,000
26	1,654,000	2,634,000	3,501,000
27	1,664,000	2,648,000	3,503,000
28	1,673,000	2,663,000	3,506,000
29	1,682,000	2,677,000	3,508,000
30	1,691,000	2,692,000	
31	1,700,000	2,706,000	
32	1,709,000	2,721,000	
33	1,717,000	2,734,000	
34	1,726,000	2,748,000	
35	1,734,000	2,762,000	
36	1,744,000	2,776,000	
37	1,751,000	2,790,000	
38	1,760,000	2,805,000	
39	1,768,000	2,819,000	
40	1,777,000	2,833,000	
41	1,784,000	2,847,000	
42	1,792,000	2,859,000	
43	1,801,000	2,872,000	
44	1,810,000	2,885,000	
45	1,818,000	2,895,000	
46	1,827,000	2,904,000	
47	1,836,000	2,913,000	
48	1,845,000	2,922,000	
49	1,852,000	2,931,000	
50	1,861,000	2,940,000	
51	1,868,000	2,948,000	
52	1,877,000	2,956,000	
53	1,883,000	2,963,000	
54	1,890,000	2,970,000	
55	1,896,000	2,977,000	
56	1,903,000	2,984,000	
57	1,910,000	2,989,000	
58	1,916,000	2,995,000	
59	1,923,000	3,001,000	
60	1,930,000	3,006,000	
61	1,937,000	3,013,000	
62	1,943,000	3,018,000	
63	1,950,000	3,022,000	
64	1,958,000	3,026,000	
65	1,964,000	3,031,000	
66	1,971,000	3,035,000	
67	1,978,000	3,040,000	
68	1,984,000	3,045,000	
69	1,991,000	3,049,000	
70	1,998,000	3,053,000	
71	2,004,000	3,058,000	
72	2,011,000	3,063,000	
73	2,016,000	3,067,000	
74	2,022,000	3,069,000	
75	2,029,000	3,071,000	
76	2,035,000	3,073,000	
77	2,039,000	3,075,000	
78	2,043,000	3,077,000	
79	2,048,000	3,079,000	

80	2,052,000	3,081,000	
81	2,056,000	3,083,000	
82	2,060,000	3,085,000	
83	2,063,000	3,087,000	
84	2,067,000	3,089,000	
85	2,068,000	3,091,000	
86	2,071,000	3,093,000	
87	2,074,000	3,095,000	
88	2,076,000	3,097,000	
89	2,078,000	3,099,000	
90	2,080,000	3,101,000	
91	2,081,000		
92	2,082,000		
93	2,083,000		
94	2,084,000		
95	2,085,000		
96	2,087,000		
97	2,088,000		
98	2,089,000		
99	2,090,000		
100	2,091,000		
101	2,093,000		
102	2,094,000		
103	2,095,000		
104	2,096,000		
105	2,097,000		
106	2,098,000		
107	2,100,000		
108	2,101,000		
再任用職員	825,000	1,194,000	

附則別表第12（附則第12条関係）

ハ 別表第15に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業 績 年俸額
	円
1	1,362,000
2	1,532,000
3	1,792,000
4	2,023,000
5	2,709,000
6	3,379,000
7	3,642,000
8	3,915,000
9	4,283,000
10	4,618,000
11	4,953,000
12	5,297,000
13	5,623,000

附則別表第12（附則第12条関係）
ニ 別表第16に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業 績 年俸額
	円
1	3,147,900
2	3,393,200
3	3,647,300
4	3,990,600

附則別表第12（附則第12条関係）
 ホ 附則別表第6イに代えて計算する基本年俸表

職務の級 号俸	2級		3欄		
	基本年俸額	業績年俸額			
	円			70	2,952,000
1	2,126,000			71	2,958,000
2	2,143,000			72	2,965,000
3	2,158,000			73	2,970,000
4	2,174,000			74	2,976,000
5	2,191,000			75	2,982,000
6	2,205,000			76	2,988,000
7	2,220,000			77	2,993,000
8	2,235,000			78	2,997,000
9	2,250,000			79	3,001,000
10	2,265,000			80	3,004,000
11	2,280,000			81	3,008,000
12	2,294,000			82	3,012,000
13	2,309,000			83	3,014,000
14	2,323,000			84	3,018,000
15	2,338,000			85	3,021,000
16	2,351,000			86	3,024,000
17	2,365,000			87	3,026,000
18	2,380,000			88	3,029,000
19	2,393,000			89	3,032,000
20	2,408,000			90	3,035,000
21	2,422,000			91	3,037,000
22	2,435,000			92	3,040,000
23	2,448,000			93	3,043,000
24	2,462,000			94	3,046,000
25	2,474,000			95	3,049,000
26	2,487,000			96	3,052,000
27	2,500,000			97	3,055,000
28	2,513,000			98	3,056,000
29	2,525,000			99	3,057,000
30	2,538,000			100	3,059,000
31	2,550,000			101	3,060,000
32	2,563,000			102	3,062,000
33	2,573,000			103	3,063,000
34	2,585,000			104	3,065,000
35	2,597,000			105	3,066,000
36	2,609,000			106	3,068,000
37	2,621,000			107	3,069,000
38	2,633,000			108	3,071,000
39	2,645,000			109	3,072,000
40	2,657,000			110	3,074,000
41	2,669,000			111	3,075,000
42	2,680,000			112	3,077,000
43	2,691,000			113	3,078,000
44	2,702,000			114	3,080,000
45	2,713,000			115	3,081,000
46	2,723,000			116	3,083,000
47	2,734,000			117	3,084,000
48	2,744,000			118	3,086,000
49	2,755,000			119	3,087,000
50	2,766,000			120	3,089,000
51	2,776,000			121	3,090,000
52	2,787,000			122	3,092,000
53	2,796,000			123	3,093,000
54	2,807,000			124	3,095,000
55	2,817,000			125	3,096,000
56	2,827,000			126	3,098,000
57	2,836,000			127	3,099,000
58	2,846,000				
59	2,856,000				
60	2,867,000				
61	2,877,000				
62	2,886,000				
63	2,895,000				
64	2,904,000				
65	2,914,000				
66	2,922,000				
67	2,929,000				
68	2,938,000				
69	2,945,000				

附則別表第12（附則第12条関係）

～ 附則別表第6ロに代えて計算する基本年俸表

職務の級 号俸	2級	
	基本年俸額	
	業績年俸額	
	2欄	
	円	
1	1,923,000	
2	1,937,000	
3	1,950,000	
4	1,964,000	
5	1,975,000	
6	1,988,000	
7	2,001,000	
8	2,015,000	
9	2,027,000	
10	2,040,000	
11	2,053,000	
12	2,067,000	
13	2,080,000	
14	2,093,000	
15	2,107,000	
16	2,120,000	
17	2,133,000	
18	2,146,000	
19	2,158,000	
20	2,171,000	
21	2,183,000	
22	2,196,000	
23	2,209,000	
24	2,221,000	
25	2,232,000	
26	2,244,000	
27	2,256,000	
28	2,268,000	
29	2,281,000	
30	2,293,000	
31	2,305,000	
32	2,318,000	
33	2,329,000	
34	2,341,000	
35	2,353,000	
36	2,365,000	
37	2,377,000	
38	2,389,000	
39	2,401,000	
40	2,414,000	
41	2,425,000	
42	2,436,000	
43	2,447,000	
44	2,458,000	
45	2,466,000	
46	2,473,000	
47	2,481,000	
48	2,489,000	
49	2,497,000	

50	2,504,000
51	2,511,000
52	2,518,000
53	2,524,000
54	2,530,000
55	2,536,000
56	2,542,000
57	2,546,000
58	2,551,000
59	2,556,000
60	2,561,000
61	2,566,000
62	2,571,000
63	2,574,000
64	2,578,000
65	2,582,000
66	2,586,000
67	2,590,000
68	2,594,000
69	2,597,000
70	2,601,000
71	2,605,000
72	2,609,000
73	2,612,000
74	2,614,000
75	2,616,000
76	2,618,000
77	2,619,000
78	2,621,000
79	2,623,000
80	2,625,000
81	2,626,000
82	2,628,000
83	2,630,000
84	2,631,000
85	2,633,000
86	2,635,000
87	2,637,000
88	2,638,000
89	2,640,000
90	2,642,000

附則別表第13（附則第13条関係）

ロ 附則別表第12ロに代えて計算する基本年俸表

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額
	業 績 年俸額	業 績 年俸額	業 績 年俸額
	円	円	円
1	1,347,000	2,257,000	3,263,000
2	1,358,000	2,274,000	3,283,000
3	1,369,000	2,289,000	3,302,000
4	1,380,000	2,306,000	3,321,000
5	1,391,000	2,318,000	3,341,000
6	1,400,000	2,334,000	3,356,000
7	1,410,000	2,349,000	3,371,000
8	1,418,000	2,365,000	3,385,000
9	1,426,000	2,379,000	3,400,000
10	1,437,000	2,394,000	3,411,000
11	1,448,000	2,410,000	3,423,000
12	1,460,000	2,426,000	3,435,000
13	1,470,000	2,442,000	3,445,000
14	1,481,000	2,457,000	3,453,000
15	1,493,000	2,473,000	3,461,000
16	1,506,000	2,489,000	3,467,000
17	1,578,000	2,504,000	3,474,000
18	1,588,000	2,519,000	3,478,000
19	1,598,000	2,533,000	3,482,000
20	1,607,000	2,548,000	3,486,000
21	1,615,000	2,563,000	3,490,000
22	1,623,000	2,578,000	3,492,000
23	1,630,000	2,593,000	3,495,000
24	1,637,000	2,608,000	3,497,000
25	1,645,000	2,620,000	3,499,000
26	1,654,000	2,634,000	3,501,000
27	1,664,000	2,648,000	3,503,000
28	1,673,000	2,663,000	3,506,000
29	1,682,000	2,677,000	3,508,000
30	1,691,000	2,692,000	
31	1,700,000	2,706,000	
32	1,709,000	2,721,000	
33	1,717,000	2,734,000	
34	1,726,000	2,748,000	
35	1,734,000	2,762,000	
36	1,744,000	2,776,000	
37	1,751,000	2,790,000	
38	1,760,000	2,805,000	
39	1,768,000	2,819,000	
40	1,777,000	2,833,000	
41	1,784,000	2,847,000	
42	1,792,000	2,859,000	
43	1,801,000	2,872,000	
44	1,810,000	2,885,000	
45	1,818,000	2,895,000	
46	1,827,000	2,904,000	
47	1,836,000	2,913,000	
48	1,845,000	2,922,000	
49	1,852,000	2,931,000	
50	1,861,000	2,940,000	
51	1,868,000	2,948,000	
52	1,877,000	2,956,000	
53	1,883,000	2,963,000	
54	1,890,000	2,970,000	
55	1,896,000	2,977,000	
56	1,903,000	2,984,000	
57	1,910,000	2,989,000	
58	1,916,000	2,995,000	
59	1,923,000	3,001,000	
60	1,930,000	3,006,000	
61	1,937,000	3,013,000	
62	1,943,000	3,018,000	
63	1,950,000	3,022,000	
64	1,958,000	3,026,000	
65	1,964,000	3,031,000	
66	1,971,000	3,035,000	
67	1,978,000	3,040,000	
68	1,984,000	3,045,000	
69	1,991,000	3,049,000	
70	1,998,000	3,053,000	
71	2,004,000	3,058,000	
72	2,011,000	3,063,000	
73	2,016,000	3,067,000	
74	2,022,000	3,069,000	
75	2,029,000	3,071,000	
76	2,035,000	3,073,000	
77	2,039,000	3,075,000	
78	2,043,000	3,077,000	
79	2,048,000	3,079,000	

80	2,052,000	3,081,000	
81	2,056,000	3,083,000	
82	2,060,000	3,085,000	
83	2,063,000	3,087,000	
84	2,067,000	3,089,000	
85	2,068,000	3,091,000	
86	2,071,000	3,093,000	
87	2,074,000	3,095,000	
88	2,076,000	3,097,000	
89	2,078,000	3,099,000	
90	2,080,000	3,101,000	
91	2,081,000		
92	2,082,000		
93	2,083,000		
94	2,084,000		
95	2,085,000		
96	2,087,000		
97	2,088,000		
98	2,089,000		
99	2,090,000		
100	2,091,000		
101	2,093,000		
102	2,094,000		
103	2,095,000		
104	2,096,000		
105	2,097,000		
106	2,098,000		
107	2,100,000		
108	2,101,000		
再任用職員	825,000	1,194,000	

附則別表第13（附則第13条関係）

ハ 附則別表第12ハに代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業 績 年俸額
	円
1	1,365,000
2	1,532,000
3	1,792,000
4	2,023,000
5	2,709,000
6	3,379,000
7	3,642,000
8	3,915,000
9	4,283,000
10	4,618,000
11	4,953,000
12	5,297,000
13	5,623,000